大正一〇	二一、〇四三・二五〇円	—	二一、〇四三・二五〇円	—
一一	二七八・〇〇〇	—	二七八・〇〇〇	—
一二	一〇四、七九六・三六〇	—	一〇四、七九六・三六〇	—
一三	五一、〇一四・〇九〇	—	五一、〇一四・〇九〇	—
大正一四	一〇四、三六七・六七五円	—	一〇四、三六七・六七五円	—
昭和元	一五二、四六〇・〇二五	—	一五二、四六〇・〇二五	—
合計	四四九、三九〇・一五〇	四六、六四三・八二一	四九六、〇三三・九七一	四四九、三九〇・一五〇

（備　考）一、大正十年度に於て五五〇圓の時效中斷を發見せるも、所屬年度不明に付姑く之を加算す。
二、利子時效完成額に就ては、明治四十年六月十一日日本銀行國債事務取扱方命任書の改正に依り、其の報告を廢止したり。

(二) 時效完成額國債別表

國債種別	元金額	國債種別	元金額
新公債	一〇〇・〇〇〇円	第一回發行國庫債券	五三、〇一五・四八五円
舊公債	七、四六八・〇〇〇	第二回發行國庫債券	一〇五、四八六・七一五
秩祿公債	五〇・〇〇〇	第三回發行國庫債券	一八、七九二・五三五
金祿公債	一、七〇〇・〇〇〇	第四回發行國庫債券	九、五〇〇・七五〇
舊神官配當祿公債	二五・〇〇〇	第五回發行國庫債券	一〇、八〇八・二五〇
起業公債	二、五五〇・〇〇〇	煙草專賣法國庫債券	五六八・七五〇
海軍公債	一、二七・五〇〇	臨時國庫證券（割引）	六、〇〇〇・〇〇〇
整理公債	四九、三七七・五〇〇	舊山陽鐵道株式會社社債	九・〇〇〇
軍事公債	二四、一八〇・〇〇〇	舊關西鐵道株式會社社債	九・〇〇〇
臺灣事業公債	一、八六〇・九二五	舊德島鐵道株式會社社債	二四・〇〇〇
五分利公債	二五、〇八一・二五〇	合計	四四九、三九〇・一五〇
特別五分利公債	一三二、二八七・五〇〇		

（備　考）國庫債券中五五〇圓の時效中斷のものあれども、第何回發行のものなるや不明に付き姑く之を加算す。

第三款　辨償・擔保・保證

明治三十九年法律第三十四號「國債ニ關スル法律」に於ては、無記名國債證券及其の利札に就て絶對的有效主義を採りたる結果、たとへ其の證券又は利札が滅失又は紛失するも、之が代りを交付することなきは既に本章第二節第三款に述べたるところの如し。而して法律は苟も國庫の損失を釀ざざる限度に於て、該所有者の權利を保護せんことを圖り、同法第六條に左の如く之が救濟の規定を設けたり。

第六條　無記名國債證券又ハ其ノ利札ヲ滅失又ハ紛失シタル者ハ其ノ證券又ハ利札ノ持參人カ償還又ハ仕拂ヲ受ケタル場合ニハ其ノ金額及其ノ仕拂ノ日以後ノ利子ヲ辨償スヘキ旨ヲ約シテ擔保ヲ提供シ其ノ元金ノ償還又ハ利子ノ仕拂ヲ請求スルコトヲ得但シ取扱銀行ノ確實ト認メタル保證人ヲ立テ擔保ノ提供ニ代フルコトヲ得

擔保ヲ提供シタル者カ債務ノ履行ヲ爲ササルトキハ擔保ヲ以テ之ニ充テ過剩額アルトキハ之ヲ還付ス

金錢以外ノ擔保ハ之ヲ公賣ニ付ス

公賣ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

右法律の規定に基き、同年大藏省令第二十三號國債規則は、其の第五章を擔保及保證とし、第六十四條乃至第七十九條に於て詳細の手續を定めたり。茲に其の規定の要旨を解說すれば次の如し。但

し擔保の提供・解除及公賣等の手續の如きは、事瑣末に渉るを以て概ね省略に從ふ。

第一　辨　償

無記名證券又は其の利札を滅失又は紛失したる者が、其の元金償還又は利子支拂を請求するときは、其の證券又は利札の持參人が償還又は支拂を受けたる場合には、其の金額及其の支拂の日以後の利子を辨償すべき旨を契約せざるべからず。而して玆に所謂『其ノ金額』とは請求者の受取りたる金額を謂ふものなれども、請求者が元金の償還を受けたる一方に、其の證券に附屬する利札（償還期日後に屬する利札）の持參人ありて、利子の支拂を受けたるときの如き、持參人拂の金額が請求者の受領金額よりも寡きときは、其の持參人拂の金額と之に對する法定利子とを辨償すれば足れり。又『其ノ仕拂ノ日』とは請求者の受取りたる金額の支拂日を謂ふ。即ち法定利子に就ては、其の受領金額利用の期間に應じて之を負擔すべきものにして、蓋し法の精神は初より一時利用の目的を以て、濫に條件附支拂請求を爲すが如き弊害を豫防せんとするに在るを以てなり。而して證券又は利札の持參人に對する元金の償還又は利子の支拂が、請求者の受取りたる日の以前に在るも、又は其の以後に在るも、請求者の辨償義務には何等の差別あることなし。

第二　擔　保

辨償契約を爲すときは、之に對する擔保を提供せざるべからざることは、「國債ニ關スル法律」第六條第一項に規定する所にして、國債規則第五章には擔保の種類を現金・登錄國債又は國債證券其の他取扱店の確實と認めたる有價證券とし、其の額は償還を受くべき元金又は支拂を受くべき利子の金額に、其の支拂ふべき日より元利金消滅時效の完成、即ち時效期間の終了すべき日に至る迄の日數に應する、一箇年百分の五の利子金額を加へたるものを最下限とし（償還請求の際現存利札を提出するときは其の相當金額を控除す）、擔保物件の價格は取扱店の認定に依るものとし（國債の擔保價格は明治四十一年勅令第二百八十七號施行後は、其の國債の債權金額に依るべきものにして、取扱店の認定に任ずる限に在らず）、其の價格減少したりと認むるときは增擔保を提供せしむることと定め、其の他擔保の提供・變更及解除に關し規定する所あり。又同法律第六條第二項には、擔保を提供したる者が債務の履行を爲さざるときは、擔保を以て之に充つるものと定め、次に第三項及第四項に於て金錢以外の擔保は之を公賣に付すること、及其の公賣に關する規定は命令を以て之を定むるものとせり。是に於て國債規則第五章中第七十一條以下數條には、其の公賣に關する手續を規定する所あり。

第三　保　證

「國債ニ關スル法律」第六條第一項但書に依れば、取扱銀行の確實と認めたる保證人を立てて、前記擔保の提供に代ふることを得るものにして、其の保證人の債務は、主たる債務者と連帶なることは、國債規則第七十八條の定むる所なり。又同規則第七十九條には、保證人變更に關する規定を設けたり。而して擔保の提供に代へて保證人を立つる場合には、契約書に該保證人の連署捺印をなし、及其の印鑑を添へ之を取扱店に提出すべきものとす。

國債規則は爾後屢々其の一部を改正せられ、第五章中の條項にも些少の改正を施されしが、大正十一年四月に至り大藏省令第三十一號を以て其の全部を改正せらたり。此の改正國債規則に於ては其の第六十三條乃至第七十五條を第五章とし、擔保及保證に關する規定に充てしが、之を舊國債規則の規定と比較するに、其の趣旨に於ては敢て大なる變更なしと雖も、又二三改革の點なきに非ず。今

其の主要なるものを述ぶれば、先づ擔保の種額に就き、舊規則は現金・登錄國債又は國債證券其の他取扱店の確實と認めたる有價證券となせしを、改正規則に於ては之を現金及國債に限定し、國債以外の物品を除外せり。此の結果舊規則中に存せし擔保物件の價格の認定、增擔保の提供に關する規定、竝に擔保物件の公賣に關する規定は、改正規則に於ては之を削除したり。而して擔保たる國債の公賣方法を改正し、取引所に於て競爭の方法を以て執行せしむることと爲し、此の規定に依り難き場合に限り、從來の公賣方法、卽ち取扱店に於て要項を廣告したる後、入札の方法に依り執行する方法を採用したり。尙ほ改正規則に於て擔保の種類を現金及國債に限定せし結果、從來舊規則に依り提供せられたる國債以外の有價證券の效力に關しては、改正規則の附則に於て一の經過的規定を設け、大正十年四月一日前擔保に提供したる國債以外の有價證券は、大正十五年三月三十一日迄仍ほ其の效力を有するものとし、且つ右の有價證券の價格の減少又は公賣に就ては、從前の例に據るべきものと定めたり。

第四款　國債事務取扱手數料

國債事務の取扱を銀行に命任するとき、之に對して支給すべき手數料は、從來元利拂手數料及公債證書取扱手數料の名を以て、夫々特定の率に依り支給し來りしが、明治三十九年度に至り一大革新を加へ、此の兩者を併せて國債事務取扱手數料と爲し、支拂高又は支拂濟利札の枚數多寡如何に拘らず各年度に於ける未償還債額を標準として年額を算定し、之を支給するの方法を採用したり。抑々日露戰役以後國債の額は俄に膨脹して、一躍二十有餘億圓の巨額に達し、從つて其の證券及利札も從前に數倍し、手數料の算出及之が授受に關しても、日常其の煩に堪へざるに至りしは自然の趨勢なり。而して舊來の如く、或は支拂高に應じ或は枚數に應じ、定率を以て算出する手數料の支給額が、果して取扱銀行の勞費に對する報酬として、其の正鵠を得るものなりや否やは、一の疑問にして、畢竟支拂高又は枚數に應ずる定率は、假構的のものに過ぎざるなり。既に假構的のものとせば、成るべく簡易なる方法を採り、以て手數の省略に努むべきは當然のことなりとす。是に於て明治三十九年度に屬する手數料支給の事を定むるに臨み、大藏省は之が改正を圖り、種々研究の結果、同四十年五月二十七日附「日本銀行取扱ニ係ル國債事務ノ諸手數料及雜費支給ノ件」を同銀行に令達し、茲に其の實現を見るに至れり。右に依れば發行手數料及大藏省證券元利拂手數料の外、國債事務取扱手數料なる一目を新設し、年額を定め國債元利拂・國債證券買入銷却・國債證券の分合・登錄其の他國債證券に關する一切の手數料として之を支給することとし、從前の公債及國庫債券元利拂手數料並に公債證書取扱手數料は之を廢止したり。而して此の國債事務取扱手數料は、前五箇年度間に於ける國債未償還額の平均と、元利拂手數料支出額の平均とを調査し、平均未償還額に對する平均支出額の步合を求め、之を明治三十九年度の平均未償還額に乘じ、別に從來の率に依り、同年度中借換償還及定額外償還に對する元金支拂手數料の額を算出し（實際支拂高の如何を問はず）、外に證券及登錄に關する特殊取扱の勞費をも概算し、此等を合算して年額を定めたるものなり。元來國債元利金支拂其の他の取扱に關する勞費は、必ずしも債額の多寡に比例して常に一定不變の率を以て增減すべきものにあらずして、債額の增加に從ひ寧ろ其の率を遞減すべきものと謂ふべし。然るに其の遞減率たるや簡單に之を決定するを得ざるを以て、明治四十年度に於ては幾分增加すべき計算なりしも、姑く前年度の額を踏襲して、其

の儘据置くことと爲し、又同四十一・四十二兩年度分に就ては、爰の三十九年度の例に準據して、各々其の年額を定めたり。

斯くて同四十三年度に至り、前述の遞減率に關して一の成案を得たるを以て、茲に內規として國債事務取扱手數料年額算則を定め、各年度毎月首現在公債・國庫債券及舊鐵道會社社債の未償還額を集計し、之を十二分したるものに、其の年度に於ける償還額（後に揭出する支給規程第二條に依り特に手數料を支給する償還額を除く）を加へ、其の和を以て手數料算出の標準債額としたり。而して此の標準債額は五億圓毎に級を分ち、初級の定率を基とし、毎級遞降等比級數の算法に依り、一定の遞減率を以て各級の定率を算出し、之を標準債額に乘じて手數料の年額（若し其の積が前級に於ける最高金額よりも寡きときは其の差額を加算す）と爲すこととし、同時に該手數料の請求期及其の手續をも定め、同年十二月十九日日本銀行宛左の如く令達したり。

第一條　國債ノ起債、償還、利子拂、登錄及證券ノ取扱ニ關スル一切ノ手數料ハ國債事務取扱手數料トシ年額ヲ定メテ之ヲ支給ス

前項ノ年額ハ其ノ年度毎月首平均未償還額及其ノ年度ニ於ケル償還額ノ多寡ニ應シ之ヲ定ム

第二條　國債ノ募集其ノ他ノ起債竝ニ國債借換ノ爲ニスル償還ニ付取扱上格段ノ手數ヲ要スヘキ場合ニ於テハ前條ノ外特ニ手數料ヲ支給ス

前項手數料ノ支給額又ハ支給ノ割合ハ其ノ都度之ヲ定ム

第三條　元利金仕拂濟ノ證券及利賦札ニ係ル遞送費ハ國債事務取扱手數料ノ百分ノ一トシ年額ヲ以テ之ヲ支給ス

第四條　在外國代理店ノ取扱ニ係ル元利仕拂濟證券及利札ノ遞送費、元利仕拂ニ關スル新聞廣告料及通信費ハ實費ヲ支給ス

第五條　手數料及遞送費其ノ他ノ雜費ハ其ノ全部又ハ一部ノ金額確定ニ從ヒ金額、事由及計算ヲ詳記シタル書面ヲ以テ其ノ支出ヲ當省仕拂命令官ニ請求スヘシ

此の支給規程施行當時、五分利付國債借換の爲め四分利公債の發行あり、之に依りて行はれたる國債の償還に就ては、少からざる取扱の勞費を要せしに由り、規程第二條に依り年額の外一定の率を以て借換償還額に應ずる手數料を支給せり。爾來此の例に準據し、毎年度借換償還に對しては、別に該定率に依る手數料を支給するを以て恒例となすに至れり。

以上の外、國債費の一科目中に雜費なるものあり、蓋し國債に關する募集・償還の廣告料及遞送費、其の他承繼外國債に在りては信託報酬等之に入るものにして、各取扱銀行に支給する所なれども、其の詳細は繁瑣に亙るを以て茲には之を省略す。

第五款　支拂の概況

國債元利金の各年度支拂額は、第二章以下の各論に於て詳述すべきも、茲に全體に於ける國債元利金及手數料の支拂額を表示すれば左の如し。

（一）元利金及手數料支拂額

年度	元金	利子	手數料	計
明治八期間合計	円 七、九六六、六六八・〇〇	円 七、四六一、一一〇・〇一	円 二八、二九二・四五	円 一二、四二〇、四一〇・〇六
明治八	一、二三四・一二	四〇五・三一	四〇五・三一	一、二三四・一二
九	一、二四二、〇四〇・〇〇	四、二三一・一一	九、二三一・一一	一、二四六、二七一・一一
一〇	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
一一	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
一二	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
一三	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
一四	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
一五	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
一六	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
一七	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
一八	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
一九	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
二〇	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
二一	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
二二	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
二三	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
二四	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
二五	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
二六	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
二七	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
二八	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
明治二九	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
三〇	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
三一	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
三二	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
三三	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
三四	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
三五	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
三六	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
三七	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
三八	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
三九	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
四〇	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
四一	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
四二	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
四三	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
四四	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
大正元	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
二	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
三	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
四	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
五	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
六	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
七	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
八	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
九	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
一〇	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
一一	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
一二	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
一三	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
一四	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
一五	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
一六	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
一七	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
一八	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
一九	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
二〇	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
二一	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
二二	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
二三	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
二四	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
二五	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
二六	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
二七	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
二八	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
二九	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
三〇	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
三一	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
三二	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
三三	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
三四	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
三五	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
三六	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
三七	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
三八	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
三九	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
四〇	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
四一	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
四二	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
四三	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
四四	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
大正元	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
二	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
三	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
四	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
五	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
六	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
七	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
八	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
九	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
一〇	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
一一	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
一二	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
一三	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
一四	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
一五	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
一六	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
一七	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
一八	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
一九	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
二〇	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
二一	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
二二	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
二三	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
二四	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
二五	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
二六	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
二七	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
二八	一、二四二、〇四〇・〇〇	九、二四六・六四	九、二四六・六四	一、二五一、二八六・六四
明治

| | | |

年度	内債	国債	外債	大蔵省証券	借入金	計
明治八	三〇九・〇四六	三・六六六	一・〇三一・〇四一	一	一・二七七・〇一六	七・四六一・〇一六
九	三〇九・〇四六	三・六六六	一・〇四一・〇四一	一	一・二七七・〇一六	七・四六一・〇一六
一〇	三〇九・〇四六	三・六六六	一・〇四一・〇四一	一	一・二七七・〇一六	七・四六一・〇一六
一一	三〇九・〇四六	三・六六六	一・〇四一・〇四一	一	一・二七七・〇一六	七・四六一・〇一六
一二	三〇九・〇四六	三・六六六	一・〇四一・〇四一	一	一・二七七・〇一六	七・四六一・〇一六
一三	三〇九・〇四六	三・六六六	一・〇四一・〇四一	一	一・二七七・〇一六	七・四六一・〇一六
一四	三〇九・〇四六	三・六六六	一・〇四一・〇四一	一	一・二七七・〇一六	七・四六一・〇一六
一五	三〇九・〇四六	三・六六六	一・〇四一・〇四一	一	一・二七七・〇一六	七・四六一・〇一六
一六	三〇九・〇四六	三・六六六	一・〇四一・〇四一	一	一・二七七・〇一六	七・四六一・〇一六
一七	三〇九・〇四六	三・六六六	一・〇四一・〇四一	一	一・二七七・〇一六	七・四六一・〇一六
一八	三〇九・〇四六	三・六六六	一・〇四一・〇四一	一	一・二七七・〇一六	七・四六一・〇一六
一九	三〇九・〇四六	三・六六六	一・〇四一・〇四一	一	一・二七七・〇一六	七・四六一・〇一六
二〇	三〇九・〇四六	三・六六六	一・〇四一・〇四一	一	一・二七七・〇一六	七・四六一・〇一六
二一	三〇九・〇四六	三・六六六	一・〇四一・〇四一	一	一・二七七・〇一六	七・四六一・〇一六
二二	三〇九・〇四六	三・六六六	一・〇四一・〇四一	一	一・二七七・〇一六	七・四六一・〇一六
二三	三〇九・〇四六	三・六六六	一・〇四一・〇四一	一	一・二七七・〇一六	七・四六一・〇一六
二四	三〇九・〇四六	三・六六六	一・〇四一・〇四一	一	一・二七七・〇一六	七・四六一・〇一六
二五	三〇九・〇四六	三・六六六	一・〇四一・〇四一	一	一・二七七・〇一六	七・四六一・〇一六
二六	三〇九・〇四六	三・六六六	一・〇四一・〇四一	一	一・二七七・〇一六	七・四六一・〇一六
二七	三〇九・〇四六	三・六六六	一・〇四一・〇四一	一	一・二七七・〇一六	七・四六一・〇一六
二八	三〇九・〇四六	三・六六六	一・〇四一・〇四一	一	一・二七七・〇一六	七・四六一・〇一六
二九	三〇九・〇四六	三・六六六	一・〇四一・〇四一	一	一・二七七・〇一六	七・四六一・〇一六
三〇	三〇九・〇四六	三・六六六	一・〇四一・〇四一	一	一・二七七・〇一六	七・四六一・〇一六
三一	三〇九・〇四六	三・六六六	一・〇四一・〇四一	一	一・二七七・〇一六	七・四六一・〇一六
三二	三〇九・〇四六	三・六六六	一・〇四一・〇四一	一	一・二七七・〇一六	七・四六一・〇一六
三三	三〇九・〇四六	三・六六六	一・〇四一・〇四一	一	一・二七七・〇一六	七・四六一・〇一六
三四	三〇九・〇四六	三・六六六	一・〇四一・〇四一	一	一・二七七・〇一六	七・四六一・〇一六
三五	三〇九・〇四六	三・六六六	一・〇四一・〇四一	一	一・二七七・〇一六	七・四六一・〇一六
三六	三〇九・〇四六	三・六六六	一・〇四一・〇四一	一	一・二七七・〇一六	七・四六一・〇一六
三七	三〇九・〇四六	三・六六六	一・〇四一・〇四一	一	一・二七七・〇一六	七・四六一・〇一六
三八	三〇九・〇四六	三・六六六	一・〇四一・〇四一	一	一・二七七・〇一六	七・四六一・〇一六
三九	三〇九・〇四六	三・六六六	一・〇四一・〇四一	一	一・二七七・〇一六	七・四六一・〇一六
四〇	三〇九・〇四六	三・六六六	一・〇四一・〇四一	一	一・二七七・〇一六	七・四六一・〇一六
四一	三〇九・〇四六	三・六六六	一・〇四一・〇四一	一	一・二七七・〇一六	七・四六一・〇一六
四二	三〇九・〇四六	三・六六六	一・〇四一・〇四一	一	一・二七七・〇一六	七・四六一・〇一六
四三	三〇九・〇四六	三・六六六	一・〇四一・〇四一	一	一・二七七・〇一六	七・四六一・〇一六

（三）利子支拂額

年度	内債	国債	外債	大蔵省証券	借入金	計
明治八	二・二二二・〇六六	三・六六六・〇四六	一・〇四一・〇四一	一	一・二七七・〇一六	七・四六一・〇一六
九	二・二二二・〇六六	三・六六六・〇四六	一・〇四一・〇四一	一	一・二七七・〇一六	七・四六一・〇一六
一〇	一・一一一・〇三三	一・三三三・〇二三	一・〇四一・〇四一	一	一・二七七・〇一六	七・四六一・〇一六
一一	一・一一一・〇三三	一・三三三・〇二三	一・〇四一・〇四一	一	一・二七七・〇一六	七・四六一・〇一六
一二	一・一一一・〇三三	一・三三三・〇二三	一・〇四一・〇四一	一	一・二七七・〇一六	七・四六一・〇一六
一三	一・一一一・〇三三	一・三三三・〇二三	一・〇四一・〇四一	一	一・二七七・〇一六	七・四六一・〇一六
一四	一・一一一・〇三三	一・三三三・〇二三	一・〇四一・〇四一	一	一・二七七・〇一六	七・四六一・〇一六
一五	一・一一一・〇三三	一・三三三・〇二三	一・〇四一・〇四一	一	一・二七七・〇一六	七・四六一・〇一六
一六	一・一一一・〇三三	一・三三三・〇二三	一・〇四一・〇四一	一	一・二七七・〇一六	七・四六一・〇一六
一七	一・一一一・〇三三	一・三三三・〇二三	一・〇四一・〇四一	一	一・二七七・〇一六	七・四六一・〇一六
一八	一・一一一・〇三三	一・三三三・〇二三	一・〇四一・〇四一	一	一・二七七・〇一六	七・四六一・〇一六
一九	一・一一一・〇三三	一・三三三・〇二三	一・〇四一・〇四一	一	一・二七七・〇一六	七・四六一・〇一六
二〇	一・一一一・〇三三	一・三三三・〇二三	一・〇四一・〇四一	一	一・二七七・〇一六	七・四六一・〇一六
二一	一・一一一・〇三三	一・三三三・〇二三	一・〇四一・〇四一	一	一・二七七・〇一六	七・四六一・〇一六
二二	一・一一一・〇三三	一・三三三・〇二三	一・〇四一・〇四一	一	一・二七七・〇一六	七・四六一・〇一六
二三	一・一一一・〇三三	一・三三三・〇二三	一・〇四一・〇四一	一	一・二七七・〇一六	七・四六一・〇一六
二四	一・一一一・〇三三	一・三三三・〇二三	一・〇四一・〇四一	一	一・二七七・〇一六	七・四六一・〇一六
二五	一・一一一・〇三三	一・三三三・〇二三	一・〇四一・〇四一	一	一・二七七・〇一六	七・四六一・〇一六
二六	一・一一一・〇三三	一・三三三・〇二三	一・〇四一・〇四一	一	一・二七七・〇一六	七・四六一・〇一六
二七	一・一一一・〇三三	一・三三三・〇二三	一・〇四一・〇四一	一	一・二七七・〇一六	七・四六一・〇一六
二八	一・一一一・〇三三	一・三三三・〇二三	一・〇四一・〇四一	一	一・二七七・〇一六	七・四六一・〇一六
二九	一・一一一・〇三三	一・三三三・〇二三	一・〇四一・〇四一	一	一・二七七・〇一六	七・四六一・〇一六
三〇	一・一一一・〇三三	一・三三三・〇二三	一・〇四一・〇四一	一	一・二七七・〇一六	七・四六一・〇一六
三一	一・一一一・〇三三	一・三三三・〇二三	一・〇四一・〇四一	一	一・二七七・〇一六	七・四六一・〇一六
三二	一・一一一・〇三三	一・三三三・〇二三	一・〇四一・〇四一	一	一・二七七・〇一六	七・四六一・〇一六
三三	一・一一一・〇三三	一・三三三・〇二三	一・〇四一・〇四一	一	一・二七七・〇一六	七・四六一・〇一六
三四	一・一一一・〇三三	一・三三三・〇二三	一・〇四一・〇四一	一	一・二七七・〇一六	七・四六一・〇一六
三五	一・一一一・〇三三	一・三三三・〇二三	一・〇四一・〇四一	一	一・二七七・〇一六	七・四六一・〇一六
三六	一・一一一・〇三三	一・三三三・〇二三	一・〇四一・〇四一	一	一・二七七・〇一六	七・四六一・〇一六
三七	一・一一一・〇三三	一・三三三・〇二三	一・〇四一・〇四一	一	一・二七七・〇一六	七・四六一・〇一六
三八	一・一一一・〇三三	一・三三三・〇二三	一・〇四一・〇四一	一	一・二七七・〇一六	七・四六一・〇一六
三九	一・一一一・〇三三	一・三三三・〇二三	一・〇四一・〇四一	一	一・二七七・〇一六	七・四六一・〇一六
四〇	一・一一一・〇三三	一・三三三・〇二三	一・〇四一・〇四一	一	一・二七七・〇一六	七・四六一・〇一六
四一	一・一一一・〇三三	一・三三三・〇二三	一・〇四一・〇四一	一	一・二七七・〇一六	七・四六一・〇一六
四二	一・一一一・〇三三	一・三三三・〇二三	一・〇四一・〇四一	一	一・二七七・〇一六	七・四六一・〇一六
四三	一・一一一・〇三三	一・三三三・〇二三	一・〇四一・〇四一	一	一・二七七・〇一六	七・四六一・〇一六

（備考）大正十一年度に於ては此の外に公債の所属不明の公債一億六、五〇〇、〇〇〇円に対して利子支拂一億七、五〇〇、〇〇〇円あり）合計額には之を加算す。

第八編　国債（上）

年度	内債	国債	外債	大蔵省証券	借入金	計
昭和元	三一・二三三・〇一〇円	三・六六六・〇四六円	一・〇四一・〇四一円	一円	一・二七七・〇一六円	七・四六一・〇一六円
合計	三一・二三三・〇一〇円	三・六六六・〇四六円	一・〇四一・〇四一円	一円	一・二七七・〇一六円	七・四六一・〇一六円

年度	内債	国債	外債	大蔵省証券	借入金	計
四四	三一・二三三・〇一〇円	三・六六六・〇四六円	一・〇四一・〇四一円	一円	一・二七七・〇一六円	七・四六一・〇一六円
四五	三一・二三三・〇一〇円	三・六六六・〇四六円	一・〇四一・〇四一円	一円	一・二七七・〇一六円	七・四六一・〇一六円
四六	三一・二三三・〇一〇円	三・六六六・〇四六円	一・〇四一・〇四一円	一円	一・二七七・〇一六円	七・四六一・〇一六円
四七	三一・二三三・〇一〇円	三・六六六・〇四六円	一・〇四一・〇四一円	一円	一・二七七・〇一六円	七・四六一・〇一六円
四八	三一・二三三・〇一〇円	三・六六六・〇四六円	一・〇四一・〇四一円	一円	一・二七七・〇一六円	七・四六一・〇一六円
四九	三一・二三三・〇一〇円	三・六六六・〇四六円	一・〇四一・〇四一円	一円	一・二七七・〇一六円	七・四六一・〇一六円
五〇	三一・二三三・〇一〇円	三・六六六・〇四六円	一・〇四一・〇四一円	一円	一・二七七・〇一六円	七・四六一・〇一六円
五一	三一・二三三・〇一〇円	三・六六六・〇四六円	一・〇四一・〇四一円	一円	一・二七七・〇一六円	七・四六一・〇一六円
五二	三一・二三三・〇一〇円	三・六六六・〇四六円	一・〇四一・〇四一円	一円	一・二七七・〇一六円	七・四六一・〇一六円
五三	三一・二三三・〇一〇円	三・六六六・〇四六円	一・〇四一・〇四一円	一円	一・二七七・〇一六円	七・四六一・〇一六円
五四	三一・二三三・〇一〇円	三・六六六・〇四六円	一・〇四一・〇四一円	一円	一・二七七・〇一六円	七・四六一・〇一六円
五五	三一・二三三・〇一〇円	三・六六六・〇四六円	一・〇四一・〇四一円	一円	一・二七七・〇一六円	七・四六一・〇一六円
五六	三一・二三三・〇一〇円	三・六六六・〇四六円	一・〇四一・〇四一円	一円	一・二七七・〇一六円	七・四六一・〇一六円
五七	三一・二三三・〇一〇円	三・六六六・〇四六円	一・〇四一・〇四一円	一円	一・二七七・〇一六円	七・四六一・〇一六円

年度	内國債	外國債	大藏省證券	計
明治八	三、六九〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一	三、六九〇、〇〇〇円
九	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
一〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
一一	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
一二	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
一三	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
一四	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
一五	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
一六	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
一七	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
一八	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
一九	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
二〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
二一	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
二二	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
二三	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
二四	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
二五	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
二六	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
二七	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
二八	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
二九	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
三〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
三一	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
三二	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
三三	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
三四	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
三五	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
三六	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
三七	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
三八	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
三九	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
四〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
四一	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
四二	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
四三	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
四四	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
四五	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
四六	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
四七	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
四八	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
四九	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
五〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
五一	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
五二	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
五三	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
五四	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
五五	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
五六	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
五七	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
五八	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
五九	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
六〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
六一	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
六二	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
六三	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
六四	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
六五	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
六六	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
六七	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
六八	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
六九	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
七〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
七一	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
七二	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
七三	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
七四	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
七五	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
七六	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
七七	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
七八	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
七九	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
八〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
八一	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
八二	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
八三	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
八四	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
八五	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
八六	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
八七	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
八八	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
八九	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
九〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
九一	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
九二	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
九三	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
九四	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
九五	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
九六	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
九七	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
九八	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
九九	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
一〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
一〇一	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
一〇二	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
一〇三	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
一〇四	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
一〇五	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
一〇六	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
一〇七	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
一〇八	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
一〇九	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
一一〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
一一一	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
一一二	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
一一三	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
一一四	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
一一五	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
一一六	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
一一七	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
明治合計	三、六九〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一	三、六九〇、〇〇〇円

年度	内國債	外國債	大藏省證券	計
明治二八	三、六九〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一	三、六九〇、〇〇〇円
二九	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
三〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
三一	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
三二	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
三三	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
三四	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
三五	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
三六	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
三七	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
三八	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
三九	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
四〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
四一	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
四二	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
四三	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
四四	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
四五	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
四六	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
四七	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
四八	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
四九	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
五〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
五一	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
五二	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
五三	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
五四	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
五五	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
五六	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
五七	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
五八	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
五九	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
六〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
六一	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
六二	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
六三	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
六四	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
六五	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
六六	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
六七	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
六八	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
六九	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
七〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
七一	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
七二	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
七三	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
七四	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
七五	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
七六	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
七七	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
七八	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
七九	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
八〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
八一	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
八二	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
八三	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
八四	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
八五	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
八六	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
八七	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
八八	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
八九	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
九〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
九一	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
九二	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
九三	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
九四	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
九五	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
九六	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
九七	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
九八	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
九九	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
一〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
一〇一	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
一〇二	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
一〇三	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
一〇四	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
一〇五	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
一〇六	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
一〇七	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
一〇八	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
一〇九	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
一一〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
一一一	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
一一二	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
一一三	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
一一四	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
一一五	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
一一六	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
一一七	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
明治合計	三、六九〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一	三、六九〇、〇〇〇円

年度	内國債	外國債	大藏省證券	計
明治二八	三、六九〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一	三、六九〇、〇〇〇円
二九	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
三〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
三一	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
三二	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
三三	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
三四	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
三五	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
三六	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
三七	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
三八	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
三九	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
四〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
四一	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
四二	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
四三	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
四四	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
四五	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
四六	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
四七	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
四八	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
四九	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
五〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
五一	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
五二	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
五三	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
五四	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
五五	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
五六	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
五七	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
五八	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
五九	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
六〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
六一	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
六二	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
六三	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
六四	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
六五	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
六六	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
六七	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一	一、〇〇〇、〇〇〇
六八	一、〇〇〇、

（備考）一、明治三十九年度以降手數料の減減したる爲め、元利法を改正し、國債事務取扱手數料の支給方法を改正し、國債分し得ざるに由る。而して同四十年度以降支拂に係る僅少の手數料額は、青北海道炭礦鐵道株式會社債の利拂に對するものとす。但し大正四年度以降不明。

二、大藏省證券に就て明治四十三年度以降手數料を支給せざることなれり。

三、尙ほ玆に參考の爲め明治四十三年度以降支給したる國債事務取扱手數料額を示せば左の如し（日本銀行の報告に依る。但し大正元年度乃至六年度及八年度十一年度は不明に付省略す。

明治四十三年度	五二七、〇九一円
同四十四年度	五二〇、九七五
大正七年度	五四〇、五九六
同九年度	六三八、一九〇
同十年度	六九一、九二〇
同十二年度	七一九、九三〇
同十三年度	七五六、一三四
同十四年度	七四六、一五〇
昭和元年度	七六七、四五

夫に元利金支拂額を各取扱店別に表示すれば左の如し。但し、明治三十七年度以前は府縣別に依り區分したれども、同三十八年度以降は取扱店別に集計して、行政區劃に依る調査を爲さざりし爲茲には明治三十八年度以降の分を掲ぐ。

（二）元金支拂額

取扱店	明治三十八年度	同三十九年度	同四十年度	同四十一年度	同四十二年度
本店	二、二三八、三八〇円	二三七、六五二、四〇九円五五	二九、二〇〇、六三二円六九	二六、九〇二、七五三円九〇	八三、六〇六、六七七円八四
大阪	000・000・000・000	000・000・000・000	000・000・000・000	000・000・000・000	000・000・000・000
名古屋	000・000・000・000	000・000・000・000	000・000・000・000	000・000・000・000	000・000・000・000
小樽	000・000・000・000	000・000・000・000	000・000・000・000	000・000・000・000	000・000・000・000
西京	000・000・000・000	000・000・000・000	000・000・000・000	000・000・000・000	000・000・000・000
廣島	000・000・000・000	000・000・000・000	000・000・000・000	000・000・000・000	000・000・000・000
福岡	000・000・000・000	000・000・000・000	000・000・000・000	000・000・000・000	000・000・000・000
新潟	000・000・000・000	000・000・000・000	000・000・000・000	000・000・000・000	000・000・000・000
長崎	000・000・000・000	000・000・000・000	000・000・000・000	000・000・000・000	000・000・000・000
甲府	000・000・000・000	000・000・000・000	000・000・000・000	000・000・000・000	000・000・000・000
靜岡	000・000・000・000	000・000・000・000	000・000・000・000	000・000・000・000	000・000・000・000
金澤	000・000・000・000	000・000・000・000	000・000・000・000	000・000・000・000	000・000・000・000
宮崎	000・000・000・000	000・000・000・000	000・000・000・000	000・000・000・000	000・000・000・000
鹿兒島	000・000・000・000	000・000・000・000	000・000・000・000	000・000・000・000	000・000・000・000
長崎	000・000・000・000	000・000・000・000	000・000・000・000	000・000・000・000	000・000・000・000
福岡	000・000・000・000	000・000・000・000	000・000・000・000	000・000・000・000	000・000・000・000
熊本	000・000・000・000	000・000・000・000	000・000・000・000	000・000・000・000	000・000・000・000
宮崎	000・000・000・000	000・000・000・000	000・000・000・000	000・000・000・000	000・000・000・000
鹿兒島	000・000・000・000	000・000・000・000	000・000・000・000	000・000・000・000	000・000・000・000
函館	000・000・000・000	000・000・000・000	000・000・000・000	000・000・000・000	000・000・000・000
都合	二、二三八、三八〇円	二三七、六五二、四〇九円五五	二九、二〇〇、六三二円六九	二六、九〇二、七五三円九〇	八三、六〇六、六七七円八四

第八編　図

（上）

区	数	明治四十三年度	同四十四年度	大正元年度	同二年度	同三年度
合計		三、五六〇・〇〇〇	三〇一、二六〇・〇〇〇	三四二、〇六〇・〇〇〇	三六〇、〇六〇・〇〇〇	三四六、〇六〇・〇〇〇
紐育	一	一	一	八、二〇〇・〇〇〇	一〇、四〇〇・〇〇〇	一〇、〇六〇・〇〇〇
数内	一	三、四六〇・〇〇〇	三、三六〇・〇〇〇	三、四六〇・〇〇〇	三、〇六〇・〇〇〇	三、〇六〇・〇〇〇
北海	三	三、四六〇・〇〇〇	三、八六〇・〇〇〇	二、三六〇・〇〇〇	二、三六〇・〇〇〇	二、三六〇・〇〇〇
島崎	三	四、〇六〇・〇〇〇	四、〇六〇・〇〇〇	四、〇六〇・〇〇〇	四、〇六〇・〇〇〇	四、〇六〇・〇〇〇
本賀	三	三、三六〇・〇〇〇	三、三六〇・〇〇〇	三、三六〇・〇〇〇	三、三六〇・〇〇〇	三、三六〇・〇〇〇
分山	三	八、四六〇・〇〇〇	八、四六〇・〇〇〇	八、四六〇・〇〇〇	八、四六〇・〇〇〇	八、四六〇・〇〇〇
知徐	三	三、三六〇・〇〇〇	三、三六〇・〇〇〇	三、三六〇・〇〇〇	三、三六〇・〇〇〇	三、三六〇・〇〇〇
島山	三	三、四六〇・〇〇〇	三、四六〇・〇〇〇	三、四六〇・〇〇〇	三、四六〇・〇〇〇	三、四六〇・〇〇〇
高高	三	三、六六〇・〇〇〇	三、六六〇・〇〇〇	三、六六〇・〇〇〇	三、六六〇・〇〇〇	三、六六〇・〇〇〇
徳岡	三	三、三六〇・〇〇〇	三、三六〇・〇〇〇	三、三六〇・〇〇〇	三、三六〇・〇〇〇	三、三六〇・〇〇〇
紐倫	三	三、四六〇・〇〇〇	三、四六〇・〇〇〇	三、四六〇・〇〇〇	三、四六〇・〇〇〇	三、四六〇・〇〇〇
丸善	三	三、四六〇・〇〇〇	三、四六〇・〇〇〇	三、四六〇・〇〇〇	三、四六〇・〇〇〇	三、四六〇・〇〇〇
蓄那	三	三、四六〇・〇〇〇	三、四六〇・〇〇〇	三、四六〇・〇〇〇	三、四六〇・〇〇〇	三、四六〇・〇〇〇
慶宮	三	三、四六〇・〇〇〇	三、四六〇・〇〇〇	三、四六〇・〇〇〇	三、四六〇・〇〇〇	三、四六〇・〇〇〇
鎌佐	三	三、四六〇・〇〇〇	三、四六〇・〇〇〇	三、四六〇・〇〇〇	三、四六〇・〇〇〇	三、四六〇・〇〇〇
大松	三	三、四六〇・〇〇〇	三、四六〇・〇〇〇	三、四六〇・〇〇〇	三、四六〇・〇〇〇	三、四六〇・〇〇〇
高高	三	三、四六〇・〇〇〇	三、四六〇・〇〇〇	三、四六〇・〇〇〇	三、四六〇・〇〇〇	三、四六〇・〇〇〇
徳岡	三	三、四六〇・〇〇〇	三、四六〇・〇〇〇	三、四六〇・〇〇〇	三、四六〇・〇〇〇	三、四六〇・〇〇〇

区	数	明治四十三年度	同四十四年度	大正元年度	同二年度	同三年度
名古屋	三	三、六六〇・〇〇〇	三、六六〇・〇〇〇	三、六六〇・〇〇〇	三、六六〇・〇〇〇	三、六六〇・〇〇〇
小樽	三	三、四六〇・〇〇〇	三、四六〇・〇〇〇	三、四六〇・〇〇〇	三、四六〇・〇〇〇	三、四六〇・〇〇〇
西宮	三	三、四六〇・〇〇〇	三、四六〇・〇〇〇	三、四六〇・〇〇〇	三、四六〇・〇〇〇	三、四六〇・〇〇〇
大阪（市）	三	三、四六〇・〇〇〇	三、四六〇・〇〇〇	三、四六〇・〇〇〇	三、四六〇・〇〇〇	三、四六〇・〇〇〇
本店	三	三、四六〇・〇〇〇	三、四六〇・〇〇〇	三、四六〇・〇〇〇	三、四六〇・〇〇〇	三、四六〇・〇〇〇

第八圖

取扱店	大正四年度	同五年度	同六年度	同七年度	同八年度
合計	四五、四四二、〇五五	一〇三、二二二、六六〇	三七、六〇〇、〇五四	四六、一二〇、一四五	一〇四、六四四、四六〇
銀行會社	一	一	三八、六〇〇	一	一
京都市內	九、三六六、六六〇	三、四四四、六六〇	四、〇四〇、〇五〇	一、一四一、〇四〇	一、〇四〇、六六〇
丸善株式會社	一、六〇四、〇四〇	一、一四一、〇四〇	一、〇四〇、六六〇	一、一四一、〇四〇	一、〇四〇、六六〇
那覇市	一、六〇四、〇四〇	一、一四一、〇四〇	一、〇四〇、六六〇	一、一四一、〇四〇	一、〇四〇、六六〇
宮崎縣	一、六〇四、〇四〇	一、一四一、〇四〇	一、〇四〇、六六〇	一、一四一、〇四〇	一、〇四〇、六六〇
佐賀縣	一、六〇四、〇四〇	一、一四一、〇四〇	一、〇四〇、六六〇	一、一四一、〇四〇	一、〇四〇、六六〇
大分縣	一、六〇四、〇四〇	一、一四一、〇四〇	一、〇四〇、六六〇	一、一四一、〇四〇	一、〇四〇、六六〇
計	四五、四四二、〇五五	一〇三、二二二、六六〇	三七、六〇〇、〇五四	四六、一二〇、一四五	一〇四、六四四、四六〇

第八圖（十一）

取扱店	大正四年度	同五年度	同六年度	同七年度	同八年度
大阪市	四四、六六六、三三三	一一、二二二、一四〇	三六、六〇〇、一二〇	四六、一二〇、一四五	一〇四、六四四、四六〇
東京市	一、四四四、六六〇	一、一四一、〇四〇	一、〇四〇、六六〇	一、一四一、〇四〇	一、〇四〇、六六〇
京都市	一、四四四、六六〇	一、一四一、〇四〇	一、〇四〇、六六〇	一、一四一、〇四〇	一、〇四〇、六六〇
神戸市	一、四四四、六六〇	一、一四一、〇四〇	一、〇四〇、六六〇	一、一四一、〇四〇	一、〇四〇、六六〇
名古屋市	一、四四四、六六〇	一、一四一、〇四〇	一、〇四〇、六六〇	一、一四一、〇四〇	一、〇四〇、六六〇
大阪府	四四、六六六、三三三	一一、二二二、一四〇	三六、六〇〇、一二〇	四六、一二〇、一四五	一〇四、六四四、四六〇
合計	四四、六六六、三三三	一一、二二二、一四〇	三六、六〇〇、一二〇	四六、一二〇、一四五	一〇四、六四四、四六〇

第一章　總說

第七圖　支拂

取扱店	大正四年度	同五年度	同六年度	同七年度	同八年度
大阪市	四四、六六六、三三三	一一、二二二、一四〇	三六、六〇〇、一二〇	四六、一二〇、一四五	一〇四、六四四、四六〇
東京市	一、四四四、六六〇	一、一四一、〇四〇	一、〇四〇、六六〇	一、一四一、〇四〇	一、〇四〇、六六〇
京都市	一、四四四、六六〇	一、一四一、〇四〇	一、〇四〇、六六〇	一、一四一、〇四〇	一、〇四〇、六六〇
神戸市	一、四四四、六六〇	一、一四一、〇四〇	一、〇四〇、六六〇	一、一四一、〇四〇	一、〇四〇、六六〇
名古屋市	一、四四四、六六〇	一、一四一、〇四〇	一、〇四〇、六六〇	一、一四一、〇四〇	一、〇四〇、六六〇
大阪府	四四、六六六、三三三	一一、二二二、一四〇	三六、六〇〇、一二〇	四六、一二〇、一四五	一〇四、六四四、四六〇
合計	四四、六六六、三三三	一一、二二二、一四〇	三六、六〇〇、一二〇	四六、一二〇、一四五	一〇四、六四四、四六〇

縣	大正九年度	同十二年度	同十三年度	同十四年度	昭和元年度
合計	三、三六六、六六六	八、三三六、六六六	六、六六六、六六六	七、九、八、二二	三、三四二、四四四
東京	三、三六六、六六六	六、六六六、六六六	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
神奈川	一、三三三、三三三	一、三三三、三三三	一、三三三、三三三	一、三三三、三三三	一、三三三、三三三
千葉	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
埼玉	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
茨城	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
栃木	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
群馬	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
山梨	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
長野	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
新潟	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
富山	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
石川	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
福井	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
滋賀	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
岐阜	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
愛知	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
三重	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
奈良	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
和歌山	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
大阪	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
兵庫	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
鳥取	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
島根	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
岡山	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
廣島	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
山口	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
徳島	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
香川	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
愛媛	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
高知	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
福岡	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
佐賀	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
長崎	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
熊本	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
大分	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
宮崎	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
鹿兒島	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
沖縄	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
朝鮮	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
臺灣	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
關東州	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
樺太	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
南洋	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三

縣	大正九年度	同十二年度	同十三年度	同十四年度	昭和元年度
合計	三、三六六、六六六	八、三三六、六六六	六、六六六、六六六	七、九、八、二二	三、三四二、四四四
東京	三、三六六、六六六	六、六六六、六六六	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
神奈川	一、三三三、三三三	一、三三三、三三三	一、三三三、三三三	一、三三三、三三三	一、三三三、三三三
千葉	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
埼玉	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
茨城	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
栃木	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
群馬	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
山梨	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
長野	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
新潟	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
富山	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
石川	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
福井	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
滋賀	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
岐阜	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
愛知	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
三重	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
奈良	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
和歌山	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
大阪	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
兵庫	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
鳥取	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
島根	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
岡山	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
廣島	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
山口	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
徳島	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
香川	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
愛媛	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
高知	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
福岡	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
佐賀	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
長崎	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
熊本	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
大分	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
宮崎	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
鹿兒島	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
沖縄	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
朝鮮	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
臺灣	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
關東州	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
樺太	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三
南洋	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三

銀行	合計	内訳	内訳	内訳
第八銀行	四五、〇四〇、〇四〇	六六、〇四〇、〇四〇	三五、〇〇〇、〇〇〇	三五、〇〇〇、〇〇〇
同（上）	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇

（備考）一、本表には大蔵省及借入金（預金部に於て支拂を為すことなしを除く。）の内訳は、小樽の各下に掲ぐ。又大正三年以降は内国支拂分のみを掲ぐ。

二、明治三十八年度には大蔵省及借入金（預金部に於て支拂を為すことなしを除く。）の内訳は、札幌出張所の支拂額は、之を小樽に於ても同じく。又大正三年以降は内国支拂分のみを掲ぐ。

三、大正十二年以降は日本銀行支店毎に集計して之を加算す。（但し同年度支拂額中臨時

四、大正十一年以降は各代議士の選挙費の支拂額は、之を加算せず。

五、大正元年度に於ける横道議員の選挙費の支拂額は、之を加算せず。

六、大正元年度に於ける横道議員の選挙費の支拂額は、之を加算せず。

第七図　支拂額

銀行	明治三十八年度	同三十九年度	同四十年度	同四十一年度	同四十二年度
第八銀行	四五、〇〇〇円	四五、〇〇〇円	四五、〇〇〇円	四五、〇〇〇円	四五、〇〇〇円
同（上）	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円

第八図　利子支拂額

（備考）一、本表には大蔵省及借入金（預金部に於て支拂を為すことなしを除く。）の内訳は、小樽の各下に掲ぐ。又大正三年以降は内国支拂分のみを掲ぐ。

二、明治三十八年度には大蔵省及借入金（預金部に於て支拂を為すことなしを除く。）の内訳は、札幌出張所の支拂額は、之を小樽に於ても同じく。又大正三年以降は内国支拂分のみを掲ぐ。

三、大正十二年以降は日本銀行支店毎に集計して之を加算す。（但し同年度支拂額中臨時

四、大正十一年以降は各代議士の選挙費の支拂額は、之を加算せず。

五、大正元年度に於ける横道議員の選挙費の支拂額は、之を加算せず。

六、大正元年度に於ける横道議員の選挙費の支拂額は、之を加算せず。

第七図　支拂額

銀行	明治三十八年度	同三十九年度	同四十年度	同四十一年度	同四十二年度
第八銀行	四五、〇〇〇円	四五、〇〇〇円	四五、〇〇〇円	四五、〇〇〇円	四五、〇〇〇円
同（上）	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円

銀行	明治三十八年度	同三十九年度	同四十年度	同四十一年度	同四十二年度
第八銀行	四五、〇〇〇円	四五、〇〇〇円	四五、〇〇〇円	四五、〇〇〇円	四五、〇〇〇円
同（上）	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円

(二)　利子支拂額

五大正元年度に於ける横道議員の選挙費の支拂額は、之を加算せず。

六、大正元年度に於ける横道議員の選挙費の支拂額は、之を加算せず。

第七図　支拂額

銀行	明治三十八年度	同三十九年度	同四十年度	同四十一年度	同四十二年度
第八銀行	四五、〇〇〇円	四五、〇〇〇円	四五、〇〇〇円	四五、〇〇〇円	四五、〇〇〇円
同（上）	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円

| 年度 | 店数 | 合計 | 夕張鉱業所ミルク商会 | 銀行ドチ | 鉱業所ミルク商会 | 内地 | 北海道 | 鶴見製作所 | 東京瓦斯 | 東京電灯 | 東京建物 | 東京海上 | 東京火災 | 東京人造絹糸 | 東京毛織 | 東京株式取引所 | 東京株式会社 | 東京証券取引所 | 東京電力 | 東京電気 | 東京電気化学工業 | 東京電燈 | 東京電力 | 東京電気 | 東京電燈 | 東京電力 | 東京電気 | 東京電燈 | 東京電力 | 東京電気

醸造所	所在地	資本金	職工数	原料石高	製造石高	製造高
大阪麦酒株式会社	大阪市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	東京市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	大阪市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	札幌市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	仙台市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	名古屋市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	福岡市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	横浜市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	大阪市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	東京市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	札幌市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	仙台市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	名古屋市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	福岡市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	横浜市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	大阪市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	東京市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	札幌市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	仙台市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	名古屋市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	福岡市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	横浜市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	大阪市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	東京市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	札幌市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	仙台市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	名古屋市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	福岡市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	横浜市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	大阪市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	東京市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	札幌市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	仙台市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	名古屋市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	福岡市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	横浜市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇

醸造所	所在地	資本金	職工数	原料石高	製造石高	製造高
日本麦酒株式会社	大阪市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	東京市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	札幌市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	仙台市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	名古屋市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	福岡市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	横浜市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	大阪市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	東京市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	札幌市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	仙台市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	名古屋市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	福岡市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	横浜市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	大阪市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	東京市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	札幌市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	仙台市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	名古屋市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	福岡市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	横浜市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	大阪市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	東京市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	札幌市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	仙台市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	名古屋市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	福岡市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	横浜市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇

醸造所	所在地	資本金	職工数	原料石高	製造石高	製造高
日本麦酒株式会社	大阪市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	東京市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	札幌市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	仙台市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	名古屋市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	福岡市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	横浜市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	大阪市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	東京市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	札幌市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	仙台市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	名古屋市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	福岡市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	横浜市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	大阪市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	東京市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	札幌市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	仙台市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	名古屋市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	福岡市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	横浜市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	大阪市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	東京市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	札幌市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	仙台市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	名古屋市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	福岡市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	横浜市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇

醸造所	所在地	資本金	職工数	原料石高	製造石高	製造高
日本麦酒株式会社	大阪市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	東京市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	札幌市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	仙台市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	名古屋市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	福岡市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	横浜市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	大阪市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	東京市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	札幌市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	仙台市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	名古屋市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	福岡市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	横浜市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	大阪市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	東京市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	札幌市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	仙台市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	名古屋市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	福岡市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	横浜市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	大阪市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	東京市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	札幌市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	仙台市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	名古屋市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	福岡市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇
日本麦酒株式会社	横浜市	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇

甲	静	宇	水	前	新	長	福	金	廣	福	京	小	名	門	大	本
府	岡	宮	戸	橋	潟	崎	館	澤	島	島	都	樣	屋	司	阪	店
											古					
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一		一	一	一	一	一

倫敦サミユエル商會	四四三、二三四・六〇四円	？円	三三四、二六九、四八六・一一〇円	二四〇、一一四、五四七・三一〇円
日本興業銀行	二、二七七、九六二・〇五五	？	—	—
合計	一五八、九四四、〇六三・八七一	一四九、一二四・八〇九・四三〇	三三四、二六九、四八六・一一〇	二四〇、一一四、五四七・三一〇

（備考）一、倫敦チャータード銀行は舊北海道炭礦鐵道株式會社社債、同サミユル商會は舊關西鐵道株式會社社債、日本興業銀行は南滿洲鐵道株式會社社債の利拂を扱ふものなり。但し大年十三年度以後は何れも倫敦支拂分に合算せらる。

二、大正十、十一兩年度の全部及十二年度の外國支拂分不明。

三、本表には割引差額を包含せず。

次に元利金支拂に關する叙述に因み、本節第一款第三項中に述べたる手形交換所に於ける無記名證券の利札・記名證券の利賦札、及甲種登錄國債の元利金領收證書交換の實蹟を示さんが爲め、玆に明治三十九年以降毎年度手形交換所（但し大正六年度迄は東京手形交換所、七年度以降は全國手形交換所とす）經由の元利金支拂高（利子には厘位切捨額を含む）を、表出すれば左の如し。

年度	利賦金	甲種登錄國債償還元利金	同上定期利賦金（領收證書）	合計	年度	利賦金	甲種登錄國債償還元利金	同上定期利賦金（領收證書）	合計
	円	円	円	円		円	円	円	円
明治三九	四、七六四、一四五・二五八	—	—	四、七六四、一四五・二五八	大正二	五、六六二、六六一・九三三	—	一、二一六、〇八六・二五〇	六、七七八、七四八・一八五
四〇	四、九一三、四九九・〇九一	—	—	四、九一三、四九九・〇九一	三	五、一〇七、〇四八・四五一	二七、五三三・九五〇	一、〇五〇三、八六八・一八〇	六、六三八、四四〇・五八一
四一	四、九〇七、九五六・四二七	—	—	四、九〇七、九五六・四二七	四	五、三八、四七・三一〇	—	一、一五五、七五四・一二〇	六、四四一、一七一・四三〇
四二	八、〇〇九、九五三・八〇五	—	—	八、〇〇九、九五三・八〇五	五	六、五〇三、五九三・六九〇	—	一、一九五、〇九〇・〇五〇	八、一九七、六八三・七四〇
四三	七、八〇八、八三三・八三四	—	—	七、八〇八、八三三・八三四	六	六、二九九、〇一七・二四〇	三五〇・〇〇〇	一、八三一、四二九・七九〇	八、一四〇、九九七・〇四〇
四四	六、六三三、九〇〇・五五四	—	—	六、六三三、九〇〇・五五四	七	一〇、七三三、七五五・五一〇	—	二、一九六、〇七五・九〇〇	一二、九六八、八五一・四一〇
大正元	六、六九〇、〇一六・八七六	一二三、一二三・二〇〇	一、五四三、二三〇・七五〇	八、三四六、三六九・八一六	八	二四四、九五〇、九七九・四六〇	—	二、一四四、四二五・四三〇	二七、〇九七、四二五・八九〇

（備考）大正十、十一、十二の三箇年度は資料燒失のため不明。

又國債規則第五十八條（大正十一年改正國債規則第五十七條）の規定に依る國債證券及利札の預託高を年度別に區分表出すれば左の如し（證券には割引發行の臨時國庫證券及米穀證券を含む）。

年度	證券	利賦札	合計	年度	證券	利賦札	合計
	円	円	円		円	円	円
明治三九	—	一、〇五七、〇〇八・七五〇	一、〇五七、〇〇八・七五〇	大正五	—	一〇、七一四、五九九・七五〇	一〇、七一四、五九九・七五〇
四〇	一〇〇、〇〇〇・〇〇〇	四、〇五三、〇四六・三三五	四、一五三、〇四六・三三五	六	八四・一〇〇	一三、〇九四、九四八・六八〇	一三、〇九五、〇三二・六八〇
四一	一〇、三五〇、四七五・〇〇〇	三、〇九九、三九一・二五〇	一三、三八九、八六六・二五〇	七	—	一三、八一三、二九五・四三〇	一三、八一三、二九五・四三〇
四二	八、〇四六、七三五・〇〇〇	六、一八三、〇八八・〇一二	一四、二二九、八一三・〇一二			五六二、九五〇（法）	五六二、九五〇（法）
四三	四一、八九五、二〇〇・〇〇〇	九、二〇四、二五八・九〇三	五一、〇八九、四五八・九〇三	八	二、五六五、〇〇〇・〇〇〇	一四、七三八、八九二・五〇〇	一七、三〇三、八九二・五〇〇
四四	二九、〇八一、一〇〇・〇〇〇	九、二九四、七四八・四四八	三八、三八五、九四八・四四八			八三六（砂）	八三六（砂）
大正元	一〇、三五五、三〇〇・〇〇〇	八、六八六、二七九・五〇〇	一九、〇五一、五七九・五〇〇			六二五、二七五（法）	六二五、二七五（法）
二	八、〇八六、八〇〇・〇〇〇	九、一三三、九四九・七三〇	一七、二一〇、七四九・七三〇	九	二〇、八一九、三五〇・〇〇〇	一八、三九八、三九七・六一二	三九、一九七、七四七・六一二
三	一、九五八、九〇〇・〇〇〇	一〇、〇二〇、八六二・〇〇〇	一二、一六九、七六二・〇〇〇	一三	二七、九九〇、一七五・〇〇〇	四二、一三五、六七四・五九〇	七〇、一六五、八四九・五九〇
四	—	一〇、六六二、九八〇・三七〇	一〇、六六二、九八〇・三七〇	一四	二五、五七七、六四一・五四〇	四九、五三九、三七六・五六〇	七五、一一七、〇一八・一一〇
				昭和元	一五、〇九四、五五〇・〇〇〇	五〇、八八〇、三七〇・八七〇	六五、九七四、九二〇・八七〇

（備考）一、大正九年度以降は外國貨は邦貨に換算して之を掲ぐ。

二、大正十、十一、十二の三箇年度は不明。

次に「國債ニ關スル法律」第六條に依る擔保及保證の毎年度末現在高は左表の如し。

九	三三、七〇一、九六一・七〇〇	—	六、三四一、二九四・五九〇	三九、〇四三、二五六・二九〇
一三	四九、二五二、六五九・八一〇	—	一、三九七、二八五・五六〇	五〇、六四九、四四五・三七〇
一四	四六、九九九、一六六・七一〇	—	一、七四七、三五九・一九〇	五六、三二八、五四〇・七一〇
昭和元	五四、七七一、七二〇・五四〇	—	一、四五六、八一九・九七〇	五六、三二八、五四〇・七一〇

年度	償還 現金	償還 有價證券	償還 計	保證人	年度	償還 現金	償還 有價證券	償還 計	保證人
明治三九	八七・五〇〇円	一五五・〇〇〇	二六三・五〇〇円	四人	大正四	二、九四四・五〇〇円	六二、〇六〇・〇〇〇	六五、〇一〇・五六〇円	七三人
四〇	三四六・五七五	三、六〇〇・〇〇〇	三、八四六・五七五	一三〇	五	三、二九〇・〇〇〇	六二、六五〇・〇〇〇	六五、八九〇・〇〇〇	七二五
四一	八六一・一四一	一〇、二八五・〇〇〇	一一、一四六・一四一	二九一	六	五、〇六六・一三〇	六〇、九〇五・〇〇〇	六五、九四一・一三〇	七三四
四二	一、〇一九・一〇一	一四、一八五・〇〇〇	一五、二〇四・一〇一	四四〇	七	六、三三一・一六〇	六四、九〇五・〇〇〇	七一、二三六・一六〇	七三六
四三	一、一三五・六五一	二一、三〇〇・〇〇〇	二二、四三五・六五一	五六七	八	六、七五六・三一〇	六五、九九六・〇〇〇	七一、七五二・三一〇	七四一
四四	一、九四七・八一六	三一、四五五・〇〇〇	三三、四〇二・八一六	六六七	九	八、八三〇・五六〇	七六、九〇七・五〇〇	八五、七三七・八六〇	七五五
大正元	二、七九九・六一六	四二、二一〇・〇〇〇	四四、〇〇九・六一六	六七一	一三	一〇、一四五・七〇〇	一九三、六五六・〇〇〇	二〇四、八〇一・七〇〇	七七七
二	二、八三三・三八六	五九、二六〇・〇〇〇	六二、〇九三・三八六	六六四	一四	一〇、四〇九・〇一〇	一九七、七九六・〇〇〇	二〇八、二〇五・〇一〇	五九九
三	二、八六六・五三三	五七、九〇〇・〇〇〇	六〇、七六六・五三三	六六五	昭和元	七、七八六・六一〇	一七五、二六五・〇〇〇	一八二、〇五一・六一〇	六八二

（備考）大正十、十一、十二の三箇年度は資料滅失の爲め不明。

又國際ニ關スル法律第七條の規定に依る毎年度の元金控除額及び其の支拂額を表出すれば左の如し。

年度	控除額	支拂額	殘額	年度	控除額	支拂額	殘額
明治三九	二、六六六・五〇〇円	二、二一一・五〇〇円	二、三四四・〇〇〇円	大正元	二、八〇五・一五〇円	三、七〇五・五〇〇円	一、八七六、七・一五四
四〇	九、六二〇・〇六一	四、八一六・三六五	七、九五四・四六六	二	七、六五一・八七五	一〇五・五〇〇	六四六、四五・三九
四一	二四、九七七・〇八五	三、六五五・四七七	二九、二三二・五六四	三	五、二一二・四五五	一五五・〇六〇	三五、二一二・六三四
四二	一一、七七〇・一〇〇	一一〇・六三五	四六、一三九・三一九	四	五六、八九一・四〇	六〇・九九〇	五七、一九六・七四四
四三	一五、〇六七・〇〇〇	二五、九〇〇・〇〇〇	一五七、二四四・三一九	五	七〇、九一七・三七〇	一〇四・八五〇	四四二、六九九・一四四
四四	二六、〇六六・〇〇〇	二六、〇六六・〇〇〇	一五五、一三五・四〇四	六	六、四五六・八六〇	二二・一〇〇	四四九、二四五・〇五四

（備考）一、大正九年度以降支拂額及殘額不明。
二、大正十、十一兩年度は資料滅失の爲め不明。

第八節　國債の利用及價格維持に關する施設

第一款　緒言

國債の價格は、他の各種有價證券と等しく一般經濟市場の趨勢に支配せらるべしと雖も、一面には國家財政の信用と相關すること固より言を俟たざるが故に、國債價格維持の方策は卽ち國家財政上の信用維持に外ならざるものにして、其の價格の高低は將來起債すべき國債の利率又は發行價格を決定するの基礎となり、財政上の利害に關することを蓋し甚だ大なりと謂ふべし。加之價格の低落は國債債權者の資產を減損し、又市價の急激なる變動は自ら市場の秩序を紊し、其の弊の及ぶ所計るべからざるが故に、國債の價格維持に關する施設は啻に財政上のみならず、國民經濟上の重大事項なり

第一章　總說　第八節　國債の利用及價格維持に關する施設

再なしとす。是を以て政府は明治初頭以降時に應じ機に臨み、之に關して適切なる方策を講じたること一夫の無記名證券制度の採用、減債基金制度の實施、國債證券買入銷却法の施行等は其の尤

なるものと謂ふべし。此等に關しては上來既に多少の說述を加ふる所あり、其の他右に關する實際的施設に就ても隨時關說したる處なきに非ざるを以て、玆には此等を都て省略し、專ら法制を設け直接間接に國債の利用（之れ亦間接には國債の價格維持を所期するものなり）、及價格維持を目的とする施設に關し、其の主要なるものに就き略說せんとす。而して此等は多く日露戰役中巨額の國債を募集するに方り、及同戰後俄然膨脹したる國債の市價を維持增進せんが爲め創始せられたるものに屬す。

第二款　國債の利用に關する施設

第一項　擔保充用

國債額の增加と其の證券流通の發達とに從ひて、國債利用の範圍が漸次擴大せらるるに至るは自然の趨勢なり。蓋し國債の一般市場に於ける信用の程度は、他の各種證券に冠絕するを以て、一般有價證券を以て充用する各種の擔保又は保證の如きは、必ずや國債證券を以て主要なる目的と爲すを常とす。是故に維新以來政府が法令を以て國債證券擔保充用のことを定めたるもの枚擧に遑あらず。就中國立銀行紙幣發行の唯一なる擔保として國債證券を充用せしめたるが如き、又政府に對して納付せしむる各種保證金又は擔保物等に國債を以て充てしむるが如きは、其の最も顯著なるものとす。而して此の內國立銀行紙幣發行に對する擔保として國債を充用せしむることは、明治三十二年以前に於て漸次國立銀行の廢止せらるるに及びて、其の跡を絕つに至りしが、國立銀行紙幣抵當以外に各種保證金、又は擔保物としての國債の利用は漸次其の範圍を擴大し、國債を以て擔保に充用すべきことを規定せる法令は、年と共に其の數を增加するに至れり。今其の一々を擧ぐるは到底其の煩に堪へざるを以て之を省略すと雖も、此等法令の規定に依る擔保充用の種類は、營業上の保證金、入札又は契約に對する保證金、各種身元保證金、訴訟上の保證金、租稅納付に關する擔保代金延納に對する擔保、供託金等を其の主要なるものと爲す。而して此等擔保充用のことを規定せる法令中には、從來「有價證券」或は「國債證券」或は又「公債證書」等とありて、其の用語固より一樣ならずと雖も、國債證券は特に明文あるものの外、其の記名たると無記名たるとを問はず、總て之を包含するものと認められたり。然るに明治三十九年「國債ニ關スル法律」に於て、始めて證券を發行せざる登錄國債を設けたる結果、同法施行以後は前記擔保充用に關する諸法令中に所謂「有價證券」、「國債證券」又は「公債證書」等の語には、何れも此の登錄國債をも包含するものと解釋し然るべきや否やに就ては、多少の疑問なきを得ざるに至りしが、明治四十一年九月省議を以て之を包含するものと決定し、尋いで翌年三月第二十五回帝國議會の協贊を經て左の法律を公布したり。

法律第八號（明治四十二年三月二十二日）

法令ノ規定ニ依リ擔保トシテ國債證券ヲ供託又ハ寄託スル場合ニ於テハ證券ヲ發行セサル登錄國債ニ付テ擔保ノ登錄ヲ受ケ之ニ代フルコトヲ得

越えて明治四十三年九月に至り、政府は勅令第三百四十號を公布し、入札又は契約に關し保證金を徵すべき規定なき場合に於ても、當該官吏特に其の必要ありと認めたるときは、現金又は有價證券を以て保證金を納付せしむることを得る旨を定めたり。而して其の第二項に、有價證券の種類は所管大臣之を定むとの規定あるに依り、各省大臣は告示を以て、國債證券を始め其の他數種の證券を指定

せり。茲に於て國債證券の利用は更に一歩を進めたり。

歐洲戰時及戰後に於て、我が經濟界が異常の好況を呈したるに伴ひ、一般有價證券殊に諸株式の取引頗る旺盛となりたるに反し、單り國債取引のみ甚だ閑散なりしを以て、之が救濟策として大藏省及日本銀行當事者は株式取引所内に國債取引市場の設置を企畫し、當業者と之が具體案を練りつつありしが、大正九年九月二十日に至り漸く之を實現することを得たり。而して之を機會として政府は大に國債政策の更新を圖り(一)國債種類の統一(二)利拂期の統一(三)國債の優遇を計畫したるが、此の中國債の優遇策としては大に其の利用範圍を擴張することと爲したり。即ち工事又は物品賣買に關する競爭入札に對する保證金・各種の身元保證金、酒造稅及其の他の各種消費稅に對する納稅擔保及關稅擔保、政府より賣渡したる物件の代金延納に對する擔保等は、從來一般有價證券を以て提供せしめたるを改め、特に國債のみに限ることと爲し、又財産公賣の場合に於ける加入保證金、又は契約保證金は、從來現金に限られたるを改め、國債を以て代用することを得るものと爲したる等之れなり（別に各種の法令の規定に基く有價證券の供託の場合も國債の利用範圍を大に擴張したり）。以上の改正は大正九年十二月より翌十年に亘り、多數の勅令又は省令を以て公布せられたる所にして、其の施行期日は概ね十年四月一日なりとす（四月一日以後公布せられたるものは別に之を定む）。但し其の施行以前に提供したる國債以外の有價證券は、特殊のものを除き施行期日より五年を限り、尙ほ其の效力を有せしむることと爲せり。各官廳に於て取扱ひたる保證擔保充用の國債額は、明治四十一年度以降各年度末（大正元年以降は各年末）に其の受拂高を、大藏省に報告せしむることと爲したるが、今之に據りて其の年度末（或は年末）現在總額を掲ぐれば左の如し。

年(度)末	國債額	年(度)末	國債額	年(度)末	國債額	年(度)末	國債額
明治四一	七四、三四六、九七九円	大正二	八五、九三八、三二六円	大正七	一三二、三九三、八七三円	大正一二	四〇五、七八八、七八二円
四二	九一、二七六、一四四	三	六八、七五〇、九〇五	八	一五〇、七〇二、四五二	一三	四二五、五三六、九三九
四三	九三、一〇一、四四三	四	七〇、五二四、六一一	九	一六二、八〇五、〇四〇	一四	二六八、二七五、四九六
四四	九四、四二六、三六五	五	七七、七四〇、九五五	一〇	九九、六一四、六五七	昭和元	二六九、一二一、一一三
大正元	九〇、八三〇、〇四五	六	九七、七六二、八二二	一一	一二四、一四五、三一三		

（備　考）大正十四年末現在額は調査資料の都合上東京府取扱の分を除く。

第二項　國庫納金代用

國債證券及利札を以て國稅其の他國庫に納むべき現金に代用することを許すは、國債證券利用の範圍を擴張し、延いて國債價格の維持及將來の應募に好影響を與ふることとなるべきのみならず、證券の所有者は之に依りて元利金領收の手數を省き、直ちに之を國庫納金に充用することを得るが故に、滯納の弊を防ぐが爲にも多少の效果なきにあらざるべし。是を以て政府は此の代用方法の施行に資する爲め、明治三十八年二月勅令第三十四號を以て、租稅其の他の歲入金の代用として證券の納付を受けたる場合に於ては、收入官吏及金庫をして現金に準じて其の取扱を爲さしむることを得る旨を公布し、同時に大藏大臣は左の如き省令を發布したり。

大藏省令第七號（明治三十八年二月十八日）（抄錄）

第一條　元金仕拂期ノ開始セル無記名國債證券及利子仕拂期ノ開始セル無記名國債證券利札ハ租稅其ノ他ノ歲入金ノ全部又ハ一部ニ代用納付スルコトヲ得

前項ノ租税其ノ他ノ歳入金ハ其ノ種目ヲ定メ別ニ之ヲ告示ス

第二條　前條若ハ他ノ特別ノ規定ニ依リ代用納付ヲ許サレタル證券ヲ以テ租税其ノ他ノ歳入金ヲ納付セントスル者ハ國債證券及利札ニ在リテハ其ノ代用價格ヲ定メ別記書式ノ納付書ヲ作リ其ノ他ノ證券ニ在リテハ證券ノ種類番號金額仕拂期日及仕拂場所ヲ記載シタル納付書（適宜書式）ヲ作リ其ノ證券ト共ニ之ヲ納税告知書若ハ納入告知書ニ添ヘ指定ノ場所ニ納付スヘシ

第三條　國債證券及利札ノ代用價格ハ左ニ掲クル金額ヲ超過スルコトヲ得ス

一　元金償還當期分ノ利札ハ其ノ償還期マテノ月割利子金額

二　所得税法ノ規定ニ依リ利子ノ所得税ヲ徴收スヘキ利札ハ其ノ額面金額（前號ニ該當スルモノハ其ノ月割金額）中相當所得税額ヲ控除シタル金額

三　前各號ノ外ハ其ノ額面金額

所得税法施行規則第三十五條ノ規定ハ國債證券ノ利札ヲ租税其ノ他ノ歳入金ニ代用納付スル場合ニ之ヲ準用ス

第八條　代用證券ノ仕拂ヲ拒絶セラレタル場合ニ於テハ金庫ハ其ノ證券ヲ直ニ收入官吏市町村又ハ納人ニ還付スヘシ

斯くの如くして、元利金支拂期の開始したる無記名國債證券及其の利札は、租税其の他の歳入金に代用納付することを得るに至りしが、元金は姑く措き、利子の支拂期は總て月の初日より開始するものなるに反し、租税の納期は概ね月の末日なるが故に、代用納付の場合には少くとも約一ヶ月間の金利を損失せざるべからざる結果となり、自ら代用納付の妙味を失ひ、十分に效力を發揮すること能はざるの憾ありたり。茲に於て大藏大臣は明治四十年六月六日省令第二十四號を以て、前記省令第一條第一項を『無記名國債證券ハ其ノ元金償還期ノ開始前日以後、無記名國債證券ノ利札ハ其ノ利子仕拂期ノ開始前日以後ニ於テ租税其ノ他ノ歳入金ノ全部又ハ一部ニ代用納付スルコトヲ得』と改め、尋いで又同四十二年二月十九日省令第一號を以て、再び同省令の一部を改正し、代用納付の手續を更に簡易ならしめたり。

國債證券を租税其の他の歳入金に代納せしむるは、主として內國税に關するものなりと雖も、特に關税の納付金に代用を許したるものあり。即ち第一回及第二回六分利付英貨公債の證券及利札之にして、明治三十七年勅令第百三十八號第六條、及同年勅令第二百二十九號第六條に規定するところなり。之れ其の發行條件を有利ならしめんが爲に、特に設けられたる所にして、其の詳細は第三章第二節及第三節を參照すべし。

降りて大正五年三月七日に至り法律第十號を以て、證券を以てする歳入納付に關する件の公布あり。是れ單り國債證券のみならず、廣く特定の有價證券を以て租税其の他の政府の歳入を納付することを許し、之が概括的規定を設けたるものにして、同年十二月二十一日勅令第二百五十四號を以て其の施行期日を六年一月一日と定むると共に、同第二百五十五號を以て朝鮮・臺灣及樺太にも之を施行することと爲し、又同日同第二百五十六號を以て、歳入納付に使用を許すべき有價證券の種類及收納取扱手續を定むると共に、證券代納に關する明治三十八年勅令第三十四號を廢止したり。茲に於て大藏大臣は、同日大藏省令第三十二號を以て前記法律の施行細則を定め、又同第三十三號を以て明

治三十八年大藏省令第七號を廢したり。

前記大正五年勅令第二百五十六號及同年大藏省令第三十二號は、爾後大正十一年四月及同十五年八月の兩度に於て、各々其の一部を改正せられしが（大正十一年勅令第百六十五號・同年大藏省令第三十六號・大正十五年勅令第二百九十四號・同年大藏省令第三十一號）、之れ前回の改正は改正會計法の施行に依り、從來の金庫制度を廢して預金制度を採用せしに伴ひ、又後の改正は資本利子稅法の施行に伴ふものにして、何れも證券納付の制度に對しては、何等の變更をも加へしものに非ざるなり。

上述せる所の規定に基き、實際國債證券を租稅其の他の歳入金に代用納付したる額は、明治三十八年度千九十三圓餘、三十九年度千三百六十一圓餘、四十年度千四百二十四圓餘、四十一年度二千六百四十五圓餘、四十二年度二百六十一圓餘（以上何れも利札代用）にして、四十三年度以降は之が調査を缺くと雖も、右に依りて之を類推するに、其の利用は必ずしも大ならざるものの如し。

第三項　郵便貯金代用

債還期又は利子支拂期の開始したる國債證券又は利札を現金と看做し、之を郵便貯金に預入することを得るの途を開くは亦、國債證券の利用を擴め、其の聲價を維持增進するの一方法なるべし。仍て遞信大臣は明治三十四年三月二十二日遞信省令第十二號を以て證券郵便貯金規則を公布し、郵便貯金預け人は、支拂期の開始せる無記名證券又は其の利札を以て、郵便貯金の預入を爲すことを得るものと爲し、同時に其の手續を規定したり。尋いで同三十八年二月に至り、法律第二十三號郵便貯金法の公布あり、其の第七條を以て『郵便切手及支拂期ノ開始セル證券ハ命令ノ定ムル所ニ依リ郵便貯金ニ預入スルコトヲ得』と規定し（本法施行期日は同年勅令第百六十四號を以て同年七月一日と定む）、之に基き同年遞信省令第三十六號を以て郵便貯金規則を公布し、其の第二章第三節に於て大體從來の例に從ひて其の手續を定め、同時に曩の證券郵便貯金規則は之を廢止したり。爾後郵便貯金法及同規則は屢曩其の一部を改正せられしと雖も、國債證券の郵便貯金代用の制度は、何等の變更なくして大正末年に及べり。今明治三十八年度以降代用預入の證券、及利札の額面高（大正二年度以前は實際の預入高）を表示すれば左の如し。

年度	證券	利札	計	年度	證券	利札	計
明治三八	一三、七一七・七〇三円	一九一、八一三・〇九二円	二〇五、五三〇・七九五円	大正元	八六五、〇七七・二五〇円	一、一四七、三三一・一四三円	二、〇一三、二九八・三九三円
三九	九六、四五四・七五〇	一、八九四、二八二・六三三	一、九九〇、七三七・四二三	二	七七、一七〇・〇〇〇	一、二八〇、二四三・七三六	二、〇八八、四一三・七三六
四〇	三、〇八五・七五〇	二、一〇五、五六二・七七九	二、一〇八、四四八・五二九	三	四三、一七五・〇〇〇	一、一四四、五三九・四五〇	一、一八六、七一四・四五〇
四一	四七〇、三〇九・五〇〇	一、四六二、九四八・〇八九	一、九三二、二五七・五八九	四	一六、一〇〇・〇〇〇	一、三五二、二〇〇・九八〇	一、三六八、三〇〇・九八〇
四二	一七七、五六二・五〇〇	一、四六六、九九九・五一八	一、六四三、五六二・〇一八	五	四、七五五・〇〇〇	一、八〇、三三三・五〇〇	一、八四、〇七七・五〇〇
四三	四、四三八、三五七・一二五	七四八、六四五・八六九	五、一八七、〇〇二・九九四	六	四五〇・〇〇〇	二〇七、六〇一・一四〇	二〇八、〇五一・一四〇
四四	一、七〇二、〇〇六・二五〇	六七三、二五〇・〇一七	二、三七四、二五六・二七七	七	三〇〇・〇〇〇	三二三、五八九・八〇〇	三二三、八八九・八〇〇

（備　考）一、明治三十七年度以前及大正八年度以降の調査を缺く。
二、本表金額は郵便官署の請求に依り支拂を爲したるものなり。從て大正八年以降郵便官署に於て一般國債の元利金支拂を取扱ふこととなるに及び、兩者の區別を爲し難きに至れり。

第三款　國債の價格維持に關する課稅の免除

第一項　國債に關する課稅の免除

第一　國債利子所得稅の免除

國債利子に對する所得稅の賦課は、明治二十年三月始めて所得稅法を制定し、國債利子額に對しては、之を他の各種所得額に併算して課稅するの制度を設けしに始まり、後明治三十二年二月改正所得稅法に於ては、之を第三種所得として、利子額千分の二十を賦課することと爲し、爾後引續き何等の變更なくして行はれしものなるが、明治四十二年三月に至り、日露戰時及戰後に於て急激に增加したる國債の聲價を維持增進する爲の一方策として、遂に之が全廢を見ることとなれり。之より曩き政府は日露戰役に要する軍費に充つる爲め、明治三十七年中引續き第一回乃至第三回の國庫債券を內國市場に募集し、尙ほ將來募集を續行せざるべからざるの勢なりしが、此等の國債は所謂愛國公債にして、其の各人の應募は必ずしも自家の資金運用上より打算したるものに非ずして、赤誠の迸る所報國の至情自ら禁ずる能はず、敢て自己の資力を傾け、奮て軍資の充實に貢獻せんとするに出でたるものの多かりしが故に、之に對して更に所得稅の負擔を課せんとするは穩當ならざるのみならず、寧ろ其の國債に對する負擔を免除し之が價格の維持に努むるは、今後將に續行せんとする募集の成績に好影響を與ふるの一助ともなるべきを以て、政府は明治三十八年二月十六日法律第十九號を以て、所得稅特別免除に關する法律を公布し、軍備補充の爲め及臨時事件費支辨の爲め、明治三十七年以降政府の發行する國庫債券の利子、及貯蓄債券法に依りて發行する貯蓄債券の利子に限り、所得稅を免除することとなしたり（尙ほ煙草專賣法國庫債券の利子にも本法を適用することに大藏省議を以て決定したり）。

斯くして臨時事件に關する各種國債利子に對する所得稅は、之を免除せられたりと雖も、他の各種國債に就ては依然第二種所得稅を賦課して、明治四十二年度に及びしが、此の時に當り國債の總額は漸次增加して二十二億五千九百餘萬圓の多きに達し、加之鐵道買收公債發行のこと既に決定せるあり、其の全部の發行を了する曉に至らば、更に增加して無慮二十六億圓の巨額を算すべく、從て一般國債聲價の維持增進を圖るは實に焦眉の急たるを感せしめたり。而して之が方策は一にして足らずと雖も、國債の全般に亙り利子の所得稅を廢止するが如きは最も有效の一方法たるを失はず、是れ現に所得稅を免除せる特別五分利公債證書と、他の五分利公債證書との市價に懸隔あるの一事に徵するも明かなる所なり。加之、同じく國債に對し一は免除し一は否らざるが如きは、課稅の公平を失するの嫌なしとせず、之を稅制上より見るも其の統一均衡を圖るの必要あるは復た言を俟たざる所なり。而も國債利子には右臨時事件費に關する公債の外、所得稅法第五條第四號『營利ノ事業ニ屬セサル一時ノ所得』の規定に依り、課稅せられざるもの亦少からず存するを以て、一般に國債利子の所得稅を廢止することと爲すも、實際之が爲め國庫の收入を減ずる額は甚だ僅少にして、既往九箇年間の統計に徵するも平均年額約二十三萬餘圓を算するに過ぎず。茲に於て政府は國債價格維持の方法として、一般國債利子の所得稅を免除するを機宜に適するの措置と認め、第二十五回帝國議會の協贊を經て、明治四十二年三月二十二日法律第七號を公布し、總て國債の利子には所得稅を課せざることと定め、同年四月一日より之を施行したり。但し本法施行前の支拂期に屬する利子に就ては尙ほ所得稅を徵收するものとせり。

第二　國債證券取引所稅の免除

國債は利率一定して信用最も確實なるに加へ、發行額巨大にして其の分布極めて普遍的なるに拘らず、日露戰役以前に在りては、取引所に於て賣買取引せらるるもの甚だ多からず、從て未だ十分に其

の機能を發揮するに至らざるの憾ありたり。之れ固より種々の原因あるべしと雖も、取引所稅の賦課も亦其の一原因たるを失はず。加ふるに日露戰役に際し、非常特別稅法の施行ありて、國債の定期取引に對しても亦非常特別稅を課せらるることとなり、爲めに國債は殆んど定期取引市場外に驅逐せらるるの現象を呈するに至れり。玆に於て東京株式取引所は、其の課稅の全廢を希望し、屢々意見書を提出する所あり、大藏大臣も亦夙に國債整理の必要上其の定期取引の發達を切望せしのみならず、其の取引所稅の賦課に因りて得る所の國庫收入は實に僅少にして、之が存廢如何は毫も歲計に關係を及ぼすものに非ざるを認め、遂に全廢の議を決し、之が廢止法律案を第二十二回帝國議會に提出して其の協贊を經て、明治三十九年三月二十二日法律第十二號を以て之を公布し、玆に國債の定期賣買に就ては取引所稅及非常特別稅を課せざることとなせり。後大正三年三月三十一日法律第二十三號を以て改正取引所稅法を公布するに及び、其の第七條に於て『國債證券ノ定期取引ニハ取引稅ヲ課セス』と規定すると共に、附則を以て明治三十九年法律第十二號を廢止し、尋いで大正十一年四月二十日法律第六十一號を以て、右第七條を『國債證券ノ賣買取引ニハ取引稅ヲ課セス』と改めたり。

第三　國債登錄稅の免除

國債の記名登錄に對して登錄稅を課したるは、明治二十九年三月二十八日法律第二十七號登錄稅法に始まりしが、降りて明治三十九年に至り、「國債ニ關スル法律」制定の議あるや、政府は新に證券を發行せざる國債登錄の制度を設くると同時に、其の登錄奬勵の趣旨に基き、登錄請求に對しては行政上の報償として極めて輕微なる手數料を徵收し、現行登錄稅法に依る課稅を免除するの可なるを認め、「國債ニ關スル法律」と共に、帝國議會の協贊を經て、同年四月十一日法律第三十五號を公布し、登錄稅法中國債の登錄稅課稅のことを規定せる第十六條を削除し、同年七月一日より之を實施したり。玆に於て國債に對する登錄稅賦課の制度は、明治三十九年六月限り消滅したり。

尙ほ國債登錄稅に關聯して附記すべき一事あり。卽ち鐵道買收公債（甲號五分利公債）及沖繩縣諸祿公債（五分利公債）に對し、國債規則第八十條に於ける登錄手數料の規定を、特に適用せざることと爲せること之なり。蓋し鐵道買收公債の發行は極めて巨額に上り、之を市場に放出するときは市場を攪亂し、市價を暴落せしむるの虞あり、又沖繩縣諸祿公債は舊祿に代へて交付するものなるが故に、其の受給者をして之を家產視せしめ、徒に手放さしめざるの要あるを以て、政府は右兩公債の受給者を勸誘し、成るべく甲種登錄の形式を以て之が交付をなさんと欲し、特に此の兩公債の登錄に對しては手數料を免除することとしたり。卽ち鐵道買收公債に就ては明治四十一年六月大藏省令第三十號を以て左の如く公布し、又沖繩縣諸祿公債に就ては同四十三年五月大藏省令第二十二號沖繩縣諸祿處分法施行規則第十一條に於て『沖繩縣諸祿處分法ニ依リ發行スル公債ニ付テ國債規則第二十五條ニ依ル登錄又ハ其ノ除却ヲ請求スル場合ニ於テハ手數料ヲ納ムルコトヲ要セス』と規定したり。

大藏省令第三十號（明治四十一年六月四日）

鐵道國有法及京釜鐵道買收法ニ依リ發行スル鐵道買收公債ノ登錄ニ關スル請求ニシテ左ニ揭クルモノハ手數料ヲ納ムルコトヲ要セス

一　公債交付期日又ハ其ノ前ニ於テ當該會社ヨリ請求スル甲種國債登錄簿ノ新規登錄

二　當該會社ニ於テ前項登錄ノ公債ヲ株主ニ分配スル爲株主名義ニ變更ヲ請求スル甲種國債登錄簿ノ登錄變更但シ請求者ハ國債事務取扱店ニ對シ新記名者カ現ニ當該會社ノ株主タ

ルコトヲ證明スヘシ

三　分配ヲ受ケタル株主ニ於テ前項ノ登錄變更後六箇月以內ニ請求スル甲種國債登錄簿ノ登錄變更及質權設定ノ登錄

四　分配ヲ受ケタル株主ヨリ請求スル甲種國債登錄簿ノ登錄除却

此等兩公債の內、後者の如きは必ずしも國債市價を維持する爲の施設と稱すべからざるが如しと雖も姑く併せ記す。尙ほ本項に於ける記述に關しては第五編內國稅の部を參照すべし。

第二項　國債價格計算方法の特定

第一　國債證券の評價方法の特定

既に前項に於て述べたる如く、日露戰役當時軍事費充當の諸國債に就きては、其の市價維持の爲め凡ゆる方策を施せしが、本項に於て述ぶる所も亦、右の方策に基く諸施設なりとす。抑々各種の資產勘定上國債證券の價格は、時價に依り之を計算すべきは固より當然の理なるも、當時國債の市價は概ね其の最低發行價格よりも下位に在りしを以て、政府は之が對策の一方法として、商法第二十六條第二項等の場合に於ける國債の債權價格は、時價に依らず最低發行價格に依りて計算することを得るの途を開かんとし、第二十一回帝國議會に『臨時事件ニ因リ生シタル經費ヲ支辨スル爲發行スル國債證券ニ付テハ其ノ最低發行價格ヲ以テ債權ノ價格トシテ計算スルコトヲ得』との法律案を提出し、兩院の協贊を經て明治三十八年二月十六日之を公布したり。法律第二十號卽ち之れなり。

第二　國債擔保價格の特定

政府に對する保證金其の他の擔保に充用する國債の價格は、從來概ね時價の八割を標準とするを例と爲せしが、前同樣の理由に基き、政府は明治三十八年一月二十一日勅令第二十號を公布し、軍備補充の爲め及び臨時事件費支辨の爲め發行したる國債證券に限り、法律命令の規定に依り政府に納むべき保證金其の他の擔保として充用する場合は、其の最低發行價格に依り保證價格を算定する旨を定めたり。此の勅令第二十號の規定は、右の如く其の國債を軍備補充及臨時事件費支辨の爲め發行したるものに限りたりと雖も、均しく國債にして其の擔保價格を二三にするが如きは、國債整理上より觀て策の得たるものと謂ふべからず。殊に戰後に至り俄然國債額の增加するに及び、政府は益々國債の聲價を維持增進するの緊要なるを認め、玆に復た國債の擔保價格に關し勅令の公布を見るに至れり。抑々前記勅令第二十號の擔保價格は、最低發行價格に依るものなるを以て、其の時價が甚しく低下して最低發行價格以下に在る場合に於てこそ、價格維持の上に多少の效果あるべしと雖も、既に相當の價格を增進して其の最低發行價格以上に達せしむることを得たる曉に至りては、最早それ以上の上向に益する所なきや明なり。殊に國債聲價の增進を急務とするの時機に際しては、時價又は發行價格の如何に拘らず、總て其の債權金額（所謂債權金額は通例額面金額に同じと雖も、單り舊公債は年賦償還のものなるを以て、債權金額と額面金額とは常に一致せざるものなり）に依りて擔保價格を算定するこそ機宜に適する措置なりと謂ふべし。仍て政府は其の擔保價格を債權金額とし、且つ之が適用の範圍を擴めて一般の國債に通ずるの規定に改むることとし、明治四十一年十一月二十八日勅令第二百八十七號を以て『政府ニ納ムヘキ保證金其ノ他ノ擔保ニ充用スル國債ノ價格ハ其ノ債權金額ニ依ル』と定め、同時に曩の勅令第二十號は之を廢止したり。後明治四十四年帝國鐵道會計法の一部を改正し、新に鐵

道證券を發行することとなるや、右に關しても同樣の取扱を爲すの要あるを以て、翌四十五年六月に至り勅令第百三十六號を公布し、前揭明治四十一年勅令第二百八十七號中『國債』の字句を『國債、帝國鐵道會計法第二條ノ二ニ依ル證券及大藏省證券』と改めたり。

第三　擔保充用國債買入價格の特定

前述の明治四十一年勅令第二百八十七號に基き、國債の擔保價格を算定するに、其の債權金額を以てすることは、國債聲價の維持增進上其の效果大なりと雖も、擔保提供者が其の義務の履行を怠りし等のことありて、法令の規定に依り其の國債を公賣に付すべき場合に於て、其の賣價が往々債權金額に達せざることあり、從て國庫に幾分の缺陷を生ずるの虞之れ無しとせず。而して之が救濟手段としては、國債證券買入銷却法に依り、隨時其の國債の債權金額を以て買入銷却を爲すを得るの途を開くことを以て、最も機宜に適するものと爲すべきのみならず、此の方策は又國債價格の維持增進上にも多少の裨益なしとせざるなり。仍て政府は前記勅令第二百八十七號の公布に踵ぎ、『政府ニ對スル保證金其ノ他ノ擔保トシテ提供シタル國債ヲ法令ノ規定ニ依リ公賣スヘキ場合ニ於テハ國債證券買入銷却法ニ依リ其ノ國債ノ債權金額ヲ以テ之ヲ買入レ銷却スルコトヲ得』との法律案を、第二十五回帝國議會に提出して其の協贊を經、明治四十二年三月二十二日法律第九號を以て之を公布せり。

第二章　內國債

第一節　日露戰役以前の內國債

本節に於て記述せんとする所は、日露戰役の開始以前に於て起債せられたる各種內國債に關する沿革の概要なり。而して此等の內國債の中に在りても、起債及償還共に日露戰役以前に完了せるものと、起債は日露戰役以前に係ると雖も、其の償還は日露戰役以後に涉れるものとの二種あり。前者は卽ち新公債・金札引換公債・秩祿公債・舊神官配當祿公債・起業公債・中山道鐵道公債・金札引換無記名公債・鐵道費補充公債の八種にして、後者に屬するものは舊公債・金祿公債・海軍公債・整理公債・軍事公債の五種なりとす。而して本節に於ては此等を區別せず、起債の順序に從つて排列したり。但し起債根據法令の公布は日露戰役以前に在りと雖も、右戰役開始以後に於ても、尙引續き起債の事實を存するものに就きては、第二節に於て稍々詳述を加ふることとしたり。之に屬する內國債は鐵道公債・事業公債・北海道鐵道公債・臺灣事業公債・祿高整理公債の五種なりとす。

第一款　新公債及舊公債

第一項　起　債

新公債及舊公債は共に明治維新の制度變革に伴ひ、舊諸藩の負債整理の爲に起債したるものにし

て、我國內國債の嚆矢を爲すものなり。抑々明治四年七月十四日廢藩置縣の令を布きて、知藩事の職を解くに及び、玆に大政統一の實を見たるが、之と共に舊諸藩の債務も亦政府之が處分の責に任せざるべからざるに至れり。卽ち政府は同月二十四日府縣に令し、舊諸藩の負債を調査して大藏省に報告せしめ、又同年十一月布告を發して、一般債主よりも其の貸付けたる金穀に關する條件等を申告せしめ、且つ證書寫を提出せしめたり。而して大藏省に於ては右の報告並に申告に基きて着々其の調査を進め、遂に明治六年三月三日に至り布告第八十二號を以て、左の如く此等舊藩債の處分に關する一般的規定を公布したり。本布告は同年同月布告第九十九號及明治七年九月布告第百三號を以て夫々一部の改正あり、左揭は其の改正を經たるものとす。

舊藩々負債償還處分方（明治六年三月三日布告第八十二號）

舊藩々負債償還ノ御處分別紙ノ通被相定候條此旨可相心得事

（別　紙）

一天保十四癸卯年以前舊藩ニ於テ借入並ニ預リ候金穀ノ類ハ公債ニ不相立候事

一弘化元甲辰年ヨリ慶應三丁卯年迄ノ間藩用ニ借入並ニ預リ候金穀ノ類ハ公債ニ相立昨壬申年ヨリ無利息五十ケ年賦償還ノ事

一明治元戊辰年ヨリ同五壬申年迄ノ間右同斷ノ類ハ公債ニ相立昨壬申年ヨリ二十五ケ年賦元金三年据置年四朱ノ利息ヲ附償還ノ事

但利息ノ儀ハ戊辰年以來滯候月ヨリ辛未年中迄四朱利元金ヘ組込相渡無利息約定ノ分ニテモ辛未七月ヨリ以後ハ四朱利相渡候事

一公債金二十五圓以上ハ證券ヲ以テ相渡二十五圓未滿ノ分ハ明治六年ヨリ年限ニ應シ一割利引ヲ以現金一時償還ノ事

一切替證文ハ凡テ貸出シ初年ヲ以テ處分ノ事

但初年不分明ノ類明治以後ハ慶應以前ノ借トナシ慶應以前ハ天保度ノ借トナシ處分ノ事

一土地邸宅並ニ船ノ類官用相成候外品物質入借ノ類ハ公債ニ不相立候事

一滯利證文並ニ結込利金ハ公債ニ不相立候事

一獻金身元金鋪金冥加金永納金ト唱ヘ差出置候類ハ公債ニ不相立候事

一舊藩中調達金ノ緣故ヲ以テ差遣シ置候扶持方ノ類渡方滯候時ヨリ廢止ノ事

一衣食住薪炭油其他一切ノ雜品代金拂滯ノ類更ニ借用證文ニ改メ有之分ハ公債ニ相立候事

一講金ト唱ヘ藩用ニ掛ケ込有之分證據有之ニ於テハ公債ニ相立候事

一元入利拂ノ區別判然致シ難キモノハ元利金高ヘ割賦計算ノ事

一舊幕府及舊藩ヨリ社寺等ヘ寄附金及右ノ名目金ヲ借入並ニ預リ候類ハ公債ニ不相立候事

一舊幕府日光上野ヲ除キ宮華族名目金ノ藩債ハ戊辰三月禁令以前ノ分ノミ公債ニ相立候事

一典賣證文ハ辛未十月以前ノ分ノミ公債ニ相立候事

一貸主亡後讓狀無之證文ノ類ハ其家相續人所持ニ限リ公債ニ相立候事

一田安、一橋ヲ始メ元峰岡、元西端、元淺尾、元曾我野、元今尾、元松岡、元犬山、元新宮、元田邊、元岩國、元福本、元堀江、元矢島、元田原本、元志築、元成羽、元村岡諸藩藩屏ニ列シ候月ヨリ廢藩迄ノ間藩用ニ充候借金ハ公債ニ相立候事

一元靜岡、元仙臺、元盛岡、元大泉、元小田原、元桑名、元棚倉、元二本松、元高梁、元斗南、元宍戸ノ藩藩ハ家名再興以來廢縣迄ノ間藩用ニ充候借金ハ公債ニ相立候事

但本文元藩士ヨリ藩藩ヘ調達金ハ主家再興以來ノ分ノミ公債ニ相立候事

一明治二己巳年六月藩藩版籍奉還後知事ノ借入並ニ預リ金ハ公債ニ不相立候事

一舊藩士ノ借財藩廳ヘ引受ノ證據有之分ハ公債ニ相立候事

一米穀ハ各地方壬申三月平均相場ヲ以テ金直シノ事

一銀價ハ東京ハ金壹圓ニ付六十目京都ハ一ヶ年平均相場大阪ハ戊辰五月銀目廢止ノ節布達ノ平均相場ノ事

一藩造ノ紙幣ハ新貨價格比較表ニ從ヒ計算ノ事

右ノ通相定證券下ケ渡候條各其管轄廳ニ於テ本證文ト引替受取可申候尤日限ノ儀ハ追テ相達候事

右の布告に依れば、借債の年度に依り舊藩債を新・舊・古の三種に分ちて處分せんとするものにして即ち天保十四年以前の分を古債として悉皆棄捐に付し、弘化元年より慶應三年迄の分を舊債として之を無利子五十箇年賦償還、明治元年以降の分を新債として、之を四分利付、三箇年据置、二十二箇年限り償還となすものなり。而して此の舊債に對して交付すべき無利子公債證書を舊公債證書、新債に對して交付すべき四分利付公債證書を新公債證書と稱することとし、同年三月二十五日第百十五號布告を以て、之が發行に關する規定を公布したり。是れ即ち新舊公債證書發行條例にして、實に我國に於ける國債の發行に關する最初の法令なり。此の條例は全編十二條四十一節より成り、新舊公債の區別・證券の種類・償還の年限・利子の割合・元利賦金の支拂及證券の取扱等細大となく之を網羅せしが、其の發布の後實施上多少の缺點あるを發見したるに由り、同年四月及翌七年六月を以て一部の改正を加へ、又明治八年五月二十五日第九十五號布告を以て全部に亙りて改正を施したり。爾後同年七月布告第百十七號・九年四月同五十號・十年三月同三十四號・十一年八月同二十二號・十二年七月同二十六號・十三年六月同三十號・十四年七月同四十一號・二十一年十一月勅令第七十三號を以て、改刪增補を施したれども、之れ畢竟本條例が取扱手續の末に至る迄網羅したる結果、取扱上の些事と雖も本條例の改訂に依らざれば變更するを得ざりしに由るものにして、其の大綱に至りては敢て著しき變更を加へしに非ざるなり。今其の最終の改正を經たる全文を掲ぐれば左の如し。

新舊公債證書發行條例（明治八年五月二十五日布告第九十五號）

明治五壬申年迄ノ間從來舊諸藩縣ニ於テ內國人民ヨリノ逋債ヲ改テ政府ノ公債トシテ之ヲ大藏省ニ引受ケ其債主ヘハ各此公債證書ヲ交付シ定期ヲ逐テ之ヲ償却スルニ付政府ニ於テ制定シタル條々左ノ如シ

第一條　新舊公債ノ區別及ヒ證書ノ種類記號ノ品別等ヲ明ニス

第一節　弘化元甲辰年ヨリ慶應三丁卯年迄舊諸藩ニ於テ借用シタルモノヲ舊公債ト稱シ明治元戊辰年太政更始以後明治四辛未年七月廢藩迄及明治五壬申年迄ノ間舊諸縣ニ於テ借用シタルモノヲ新公債ト稱スヘシ

第二節　新舊公債トモ各其高ヲ五分シテ第一、第二、第三、第四、第五トシ證書面ノ金高ヲ五百圓、三百圓、一百圓、五十圓、二十五圓ノ五種ニ區別スヘシ

第三節　新公債證書ハ向後抽籤ノ方法ヲ以テ其ノ元金ヲ償却スヘキニ付便宜ノ爲メ四十七部分ニ別チ(いろは)四十七字ノ記號ヲ證書面ニ命名スヘシ

第二條　新舊公債償却ノ年度及ヒ利息ノ割合ヲ明ニス

第一節　舊公債ハ無利息ニシテ元金ハ明治五年壬申ヨリ明治五十四年迄五十ケ年賦トシ其年ノ拂方ニ當リタル賦金ヲ毎年十二月一日ヨリ同十五日迄ノ間ニ之ヲ拂渡スヘシ

第二節　新公債ハ利息付ニシテ明治八年ヨリ明治二十九年迄二十二年ノ間ヲ限リ大藏省ノ都合ニヨリ毎年或ハ隔年ニ抽籤ノ方法ヲ以テ其年ニ拂戻スヘキ證書ノ記號ヲ公定シ其割合ニ隨テ之ヲ拂戻スヘシ其利息ハ年年元金百分ノ四分トシ明治五年壬申ヨリ明治二十九年迄毎年六月一日ヨリ十五日迄十二月一日ヨリ十五日迄ノ間ニ之ヲ拂渡スヘシ（本文總テ其金額ハ大藏省ノ都合ニヨリ金銀貨又ハ紙幣ヲ以テ之ヲ下渡スヘシ）

但明治八年ヨリ抽籤法ヲ以テ元金ヲ拂戻スニ當リテハ年四分ノ利息月割ヲ以テ右抽籤法ヲ行ヒシ月迄ノ分下ケ渡スヘシ

第三條（削除）

第四條（削除）

第五條　新公債證書拂方諸般ノ手續ヲ明ニス

第一節（削除）

第二節（削除）

第三節（削除）

第四節（削除）

第五節　凡ソ公債元金並ニ利賦金拂渡ノ際其期日ヲ失シテ受取方申出テス其拂渡スヘキ年ノ翌年ヨリ向フ五ケ年ヲ過クルトキハ之ヲ償還セサルヘシ

但シ起業公債證書(記名無記名)モ本節ニ準ス

第六條（削除）

第七條（削除）

第八條（削除）

第九條（削除）

第十條（削除）

第十一條（削除）

第十二條

第一節　政府ノ都合ニヨリテ要用ノ事アレハ利息及償却年限ヲ除クノ外此條例ヲ增補シ又ハ之ヲ改正スルコトアルヘシ

第二節　右增補改正等アレハ速ニ其由ヲ世上ニ公告スヘシ

右之通相定候事

前記の如く從來諸藩が調達を受けたる金穀、及鄕印證文を以て借入れたる金額（鄕印證文の件は明治六年十二月第三百四十一號布告を以て追加したるものなり）は、之を大藏省に屆出づべき旨を令したるに、其の屆出高は外國人に係る分をも併せて七千八百十三萬二千九百二十七圓四十九錢七厘に達し、尙期限

經過後と雖も其の申請を爲すもの續出し、殆んど際限なかりしを以て、明治八年第百五十九號布告を以て、自今藩債の申請を爲すも一切之を採用せざる旨を公布したり。而して各地方幾萬の申請中には、或は事蹟の判明せざるものあり、或は詐僞欺罔の疑あるものありて、其の調査困難を極め、單に進達の文書のみを以て事實の當否を知る能はず、是に於て政府は大に官吏を諸方に派し、實地に就きて精細なる調査を遂げ、前記藩債處分方に照して之が採否を甄別し、各々適當の處分を定め、漸く之が決定額を得たり。即ち前記の申告額中公債として處分すべき總額は三千百二十二萬九千九百四十圓七十三錢八厘（此の內二百八十萬千三百六圓九十四錢二厘は外國人に係る分にして、右は現金卽償せり）と決定し、此の內債額二十五圓未滿の端數は前揭明治六年布告第八十二號に依り、新舊公債の年限に應じ一割利引の方法を以て一時に現金を交付し、又藩債の種類に由りては一時に現金を以て償還することとせり。

新公債及舊公債の發行年は共に明治五年となしたるも、其の證券の實際交付を了したるは各々遲速ありて爾後十餘年間の長きに及び、新公債は明治二十四年、舊公債は明治十六年に至り漸く之が完結を告げたり。而して其の發行總額は新公債千二百四十二萬二千八百二十五圓、舊公債千九十七萬二千七百二十五圓にして、今每年の交付高を區別表出すれば左の如し。

年次	新公債證書			舊公債證書			年次	新公債證書			舊公債證書		
	交付高	還納高	差引高	交付高	還納高	差引高		交付高	還納高	差引高	交付高	還納高	差引高
	円	円		円	円			円	円		円	円	
明治六	八、二四六、三〇〇	—	八、二四六、三〇〇	七、四八一、〇一五	—	七、四八一、〇一五	明治九	一八四、五二五	—	一八四、五二五	一六五、一五〇	—	一六五、一五〇
七	三、一〇五、九〇〇	—	三、一〇五、九〇〇	二、七〇五、七八〇	—	二、七〇五、七八〇	一〇	七五、〇〇〇	—	七五、〇〇〇	一七、五五〇	—	一七、五五〇
八	六九六、一二五	—	六九六、一二五	六〇八、四七五	—	六〇八、四七五	一一	二二、四〇〇	—	二二、四〇〇	四、二五〇	二七五	三、八五〇

年次	新公債證書			舊公債證書		
	交付高	還納高	差引高	交付高	還納高	差引高
	円	円		円	円	
一二	一、九〇〇	—	一、九〇〇	—	四、一〇〇	* 四、一〇〇
一三	一、五二五	二、九二五	* 二、四〇〇	—	二、四七五	* 二、四七五
一四	四七五	五〇	四二五	二、〇六五	—	二、〇六五
一六	—	—	—	四、五二五	—	四、五二五
二四	四、六五〇	二、九七五	四、六五〇	—	一五、九五〇	一〇、九七二、七二五
合計	一二、四三五、八〇〇	二、九七五	一二、四三二、八二五	一〇、九八八、六七五	一五、九五〇	一〇、九七二、七二五

（備考）一、本表中還納高とは交付濟の內處分取消等のため還納せしめたるものを云ふ。
二、端數現金及一時償還金の合計は、新公債一六八、三二八圓四〇二、舊公債五四、一九六圓九七八とす。
三、＊印を附したるは差引減少額とす。

第二項　償還及支拂

新公債の元金は起債の年卽ち明治五年より三箇年据置、其の翌年より二十二箇年間卽ち明治二十九年迄を限り、每年或は隔年に抽籤の方法に依り償還すべきものなり。從て政府は明治十年西南事件の爲め國費多端なりしに由り、同年度の豫定償還を果さざりし外、每年度若干の償還を行ひ、明治二十九年迄に償還したる總額は七百四十四萬九千二十五圓に達したり。偶々同年二月法律第五號を以て國債證券買入銷却法の發布ありたれば、之に依り同年中屢々買入銷却を爲し、爲に百八十五萬四千六百五十圓を償還することを得たり。之を前記抽籤償還額と合すれば其の額總計九百三十萬三千六百七十五圓にして、起債額に對し三百十一萬九千百五十圓を剩すこととなれり。仍て同年十月に至り一時に此の殘額を償還し、玆に全く償還を完了したり。今新公債の償還並に元金支拂の狀況を表出すれば左の如し。

年度	償還額	支拂額	*買入消滅債券差額減	支拂未濟額
明治八	三九、三〇〇円	三九、一〇〇・〇〇〇円	円 —	二〇〇・〇〇〇円
九	四〇〇、〇〇〇	四〇〇、一〇〇・〇〇〇	—	—
一〇	三〇一、五五五	三〇一、五七五・〇〇〇	—	—
一一	一六四、〇〇〇	一六四、〇〇〇・〇〇〇	—	—
一二	一〇〇、四五〇	一〇〇、四五〇・〇〇〇	—	—
一三	一〇〇、四六〇	一〇〇、四五〇・〇〇〇	—	—
一四	一〇〇、四六〇	一〇〇、四五〇・〇〇〇	—	—
一五	一〇〇、四七五	一〇〇、四七五・〇〇〇	—	—
一六	一〇〇、四七五	一〇〇、四七五・〇〇〇	—	—
一七	九七、六〇〇	九七、六〇〇・〇〇〇	—	—
一八	六一、五五五	六一、一〇〇・〇〇〇	—	三五五・〇〇〇
一九	一〇、〇〇〇	九、九五〇・〇〇〇	四五〇・〇〇〇	四五〇・〇〇〇
二〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇五五・〇〇〇	三七五・〇〇〇	三七五・〇〇〇
二一	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇・〇〇〇	—	三五五・〇〇〇

年度	償還額	支拂額	*買入消滅債券差額減	支拂未濟額
明治二二	一〇、〇〇〇円	一〇、三五〇・〇〇〇円	円 —	円 —
二三	一〇、〇〇〇	九、五〇〇・〇〇〇	—	五〇〇・〇〇〇
二四	一〇、〇〇〇	一〇、五〇〇・〇〇〇	—	—
二五	一〇、〇〇〇	九、九〇〇・〇〇〇	—	一〇〇・〇〇〇
二六	一、九五五、五五〇	一、九五五、〇五〇・〇〇〇	—	六〇〇・〇〇〇
二七	九九、三五五	九九、三三五・〇〇〇	—	六五〇・〇〇〇
二八	三、六四七、九〇〇	三、六四六、九三〇・四〇〇	六、七五一・六〇〇	四、八五一・〇〇〇
二九	四、一五三、二〇〇	四、一五四、八一一・六〇〇	二、一〇八・一〇〇	一、〇五五・〇〇〇
三〇	—	九五五・〇〇〇	—	一〇〇・〇〇〇
三一	—	—	* 五五・〇〇〇	三五・〇〇〇
三四	—	—	* 三五・〇〇〇	—
合計	二、四三、八六五	二、四三、八六五・四〇〇	八、九五五・三〇〇	

（備考）明治二十二年度の償還額に就ては、抽籤の執行は前年度末（二十一年三月）に在りしと雖も、歳計の都合に由り同二十二年度歳出豫算より之を支出せり。

新公債の利子は年四分にして、第六期以降の年々支拂高を表示すれば左の如し。

年度	利子支拂額	年度	利子支拂額	年度	利子支拂額	年度	利子支拂額
第六期	八〇一、一五五・三〇八円	明治九	四七、三九・一六円	明治一二	四五一、六六・八三円	明治一五	四三、八八・〇三円
第七期	六三一、三四・六〇七	一〇	四四、一六・六七	一三	四四五、七九・六四六	一六	四三、〇〇・〇三五
第八期	七五〇、一二・四九九	一一	四六、五九・六六八	一四	四四〇、〇五〇・八五四	一七	四六、五九・一九六

年度	利子支拂額
明治一八	二三三、六七・二三
一九	四三三、一七・〇八
二〇	四三、三一・四四・五四
二一	四三、三三・八三
二二	四三、三三・〇三
二三	四三、三三・六三
二四	四三、三五・四九・七三
二五	四二、四三・五〇
二六	三五七、六五・四五
二七	三三四、〇・二七七
二八	三〇二、九七・五〇
二九	二三五、六一・三六
三〇	四・三〇
三一	一〇・五〇〇
合計	一〇、六八六、三二九

舊公債は年賦證券を發行し、起債の年即ち明治五年より五十箇年間即ち明治五十四年迄に割賦し（五百圓券に對しては一箇年十圓、三百圓券に對しては同六圓、百圓券に對しては同二圓、五十圓券に對しては同一圓、二十五圓券に對しては同五十錢づつとす）、毎年十二月に支拂ふべきものにして、其の起債總額千九十七萬二千七百二十五圓を五十に平分したる額、即ち二十一萬九千四百五十四圓五十錢は一箇年賦金の總額なり。然れども當初舊滯債の處分に就ては錯綜を極め、前後十有餘年の久しきを經て始めて完結したるものなれば、其の間債額は屢々變動し、隨て其の過渡時代に於ける實際支拂所要の賦金額は年々多寡不同にして、必やしも前記の平分額に恰當するものにあらず。而して大正二年迄の償還額累計は起債總額の五十分の四十二に相當する額、即ち九百二十一萬七千八十九圓にして、同年度末に於ける現在未償還額は五十分の八即ち百七十五萬五千六百三十六圓なりしが、翌三年三月六日に於て國庫預金部所有の本公債甲種登錄額十九萬千四百五十圓、此の未償還額三萬六百三十二圓（即ち登錄額の五十分の八）を額面百圓に付十一圓の價格を以て買入れ銷却したり（買入代金二萬千五十九圓五十錢）。之が爲め同年以後の年賦額は減じて二十一萬五千六百二十五圓五十錢となり、大正十年度を以て悉皆償還を完了するに至れり。

上述の如き理由に依り、本公債償還額の支拂も亦勢ひ年々變動し、加ふるに債權者の請求なき爲め

第二章　內國債　第一節　日露戰役以前の內國債

相當年度内に支拂拂を了らずして後年度に至り追拂を爲し、或は消滅時效完成したるものありしに由り、毎年度の支拂額は多寡不同にして一樣ならず。卽ち其の年度別支拂額及支拂未濟額等を表出すれば左の如し。但し毎年度の支拂未濟額は、各々其の當時に於ける調定の賦金總額に對して算出するを適當とすれども、今遠く滯債處分中の時代に遡りて毎年度調定の賦金總額を勘算するは、非頗る煩瑣に涉るを以て、姑く處分完結後の確定債額に依りて算出したる二十一萬九千四百五十四圓五十錢（天正三年度以降は二十一萬五千六百二十五圓五十錢）の定額を基として、此の内より支拂濟額及期滿失效額を控除して之を算定す。

年度	支拂額	期滿失效額	支拂未濟額
第六期	二六、三〇〇・〇〇〇円	—	一五、二九九・五〇〇円
第七期	二〇、一三〇・〇〇〇	—	九、九〇九・五〇〇
第八期	五、八七七・五〇〇	—	一四、〇二六・五〇〇
明治八	二六、七三・五〇〇	—	四、七三二・五〇〇
九	二三、八五〇・五〇〇	—	六〇二・五〇〇
一〇	二一、六七・〇〇〇	—	六〇〇・〇〇〇
一一	二一、四九・〇〇〇	—	五五・〇〇〇
一二	二一、四〇・〇〇〇	—	五九・〇〇〇
一三	二一、六〇・〇〇〇	—	六〇・〇〇〇
一四	二一、八〇・〇〇〇	—	九四・〇〇〇
一五	二一、〇三一・五〇〇	—	一、五七七・五〇〇
一六	二〇、七一・五〇〇	—	一〇七・〇〇〇
明治一	二一、一八・〇〇〇円	一六・〇〇〇円	三六一・五〇〇円
一一	二一、二九・五〇〇	一五・〇〇〇	五〇九・五〇〇
一二	二一、七四五・五〇〇	—	二、五〇七・五〇〇
一三	二一、六〇三・五〇〇	—	一、六〇四・五〇〇
一四	二一、六〇・〇〇〇	—	一、六〇・〇〇〇
一五	二一、八九四・〇〇〇	—	一、四三・〇〇〇
一六	二一、三五・〇〇〇	九四・〇〇〇	一、五三一・五〇〇
一七	二一、二〇七・〇〇〇	二五五・〇〇〇	九八・〇〇〇
一八	二一、四九一・五〇〇	五三・〇〇〇	六二・五〇〇
一九	二一、四五三・五〇〇	四六・五〇〇	八七・〇〇〇
二〇	二一、三〇七・〇〇〇	四九・〇〇〇	一、〇七二・五〇〇
二一	二一、六三・〇〇〇	五三・〇〇〇	九二・五〇〇
二二	二一、六〇・〇〇〇	一六・〇〇〇	三六一・五〇〇
二三	二一、〇三一・五〇〇	一五・〇〇〇	五〇九・五〇〇
二四	二一、一八・〇〇〇	一六・〇〇〇	二、五七七・五〇〇
二五	二一、二九・五〇〇	一五・〇〇〇	五〇九・五〇〇
二六	二一、三五・〇〇〇	一六・〇〇〇	三六一・五〇〇
二七	二一、二〇七・〇〇〇	一六・〇〇〇	五〇九・五〇〇
二八	二一、四九一・五〇〇	一五・〇〇〇	六二・五〇〇
二九	二一、四五三・五〇〇	一六・〇〇〇	三六一・五〇〇
三〇	二一、八八六・五〇〇	一五・〇〇〇	一、六〇一・五〇〇
三一	二一、六六・五〇〇	一六・〇〇〇	一、四三・〇〇〇
三二	二一、六三・〇〇〇	一六・〇〇〇	一、四〇・〇〇〇
三三	二一、二九一・〇〇〇	一五・〇〇〇	二、一〇七・〇〇〇
三四	二一、二〇七・〇〇〇	一六・〇〇〇	二、一九二・〇〇〇
三五	二一、〇〇六・〇〇〇	一六・〇〇〇	二、二〇八・〇〇〇
三六	二一、四三六・〇〇〇	一六・〇〇〇	二、二二四・〇〇〇
三七	二一、二〇一・〇〇〇	一五・〇〇〇	二、二三九・〇〇〇
三八	二一、二九・〇〇〇	一六・〇〇〇	二、二五五・〇〇〇
三九	二一、二〇七・〇〇〇	一六・〇〇〇	二、二七一・〇〇〇
四〇	二一、二四三・〇〇〇	一六・〇〇〇	二、二八七・〇〇〇
四一	二一、二〇一・〇〇〇	一五・〇〇〇	二、二〇二・〇〇〇
四二	二一、二一・〇〇〇	一六・〇〇〇	二、二一八・〇〇〇
四三	二一、二一・〇〇〇	一六・〇〇〇	二、二三四・〇〇〇
四四	二一、二一・〇〇〇	一六・〇〇〇	二、二五〇・〇〇〇
大正元	二一、九三三・〇〇〇	一〇六・〇〇〇	二、二六六・〇〇〇
二	二一、〇四五・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	二、二七一・〇〇〇
三	二一、一三一・〇〇〇	一六一・〇〇〇	二、二八一・〇〇〇
四	二一、〇〇〇・〇〇〇	一六一・〇〇〇	二、二九一・〇〇〇
五	二一、〇〇〇・〇〇〇	一六一・〇〇〇	二、三〇一・〇〇〇
六	二一、〇〇〇・〇〇〇	一六一・〇〇〇	二、三一一・〇〇〇
七	二一、〇〇〇・〇〇〇	一六一・〇〇〇	二、三二一・〇〇〇
八	二一、〇〇〇・〇〇〇	一六一・〇〇〇	二、三三一・〇〇〇
九	二一、〇〇〇・〇〇〇	一六一・〇〇〇	二、三四一・〇〇〇
一〇	二一、〇〇〇・〇〇〇	一六一・〇〇〇	二、三五一・〇〇〇
一一	二一、〇〇〇・〇〇〇	一六一・〇〇〇	二、三六一・〇〇〇
一二	二一、〇〇〇・〇〇〇	一六一・〇〇〇	二、三七一・〇〇〇
一三	二一、〇〇〇・〇〇〇	一六一・〇〇〇	二、三八一・〇〇〇
一四	二一、〇〇〇・〇〇〇	一六一・〇〇〇	二、三九一・〇〇〇
一五	二一、〇〇〇・〇〇〇	一六一・〇〇〇	二、四〇一・〇〇〇
一六	二一、〇〇〇・〇〇〇	一六一・〇〇〇	二、四一一・〇〇〇
一七	二一、〇〇〇・〇〇〇	一六一・〇〇〇	二、四二一・〇〇〇
一八	二一、〇〇〇・〇〇〇	一六一・〇〇〇	二、四三一・〇〇〇
一九	二一、〇〇〇・〇〇〇	一六一・〇〇〇	二、四四一・〇〇〇
二〇	二一、〇〇〇・〇〇〇	一六一・〇〇〇	二、四五一・〇〇〇
二一	二一、〇〇〇・〇〇〇	一六一・〇〇〇	二、四六一・〇〇〇
二二	二一、〇〇〇・〇〇〇	一六一・〇〇〇	二、四七一・〇〇〇
二三	二一、〇〇〇・〇〇〇	一六一・〇〇〇	二、四八一・〇〇〇
二四	二一、〇〇〇・〇〇〇	一六一・〇〇〇	二、四九一・〇〇〇
二五	二一、〇〇〇・〇〇〇	一六一・〇〇〇	二、五〇一・〇〇〇
二六	二一、〇〇〇・〇〇〇	一六一・〇〇〇	二、五一一・〇〇〇
二七	二一、〇〇〇・〇〇〇	一六一・〇〇〇	二、五二一・〇〇〇
二八	二一、〇〇〇・〇〇〇	一六一・〇〇〇	二、五三一・〇〇〇
二九	二一、〇〇〇・〇〇〇	一六一・〇〇〇	二、五四一・〇〇〇
三〇	二一、八八六・五〇〇	一六一・〇〇〇	二、五五一・〇〇〇
三一	二一、六六・五〇〇	一六一・〇〇〇	二、五六一・〇〇〇
三二	二一、六三・〇〇〇	一六一・〇〇〇	二、五七一・〇〇〇
三三	二一、二九一・〇〇〇	一六一・〇〇〇	二、五八一・〇〇〇
三四	二一、二〇七・〇〇〇	一六一・〇〇〇	二、五九一・〇〇〇
三五	二一、〇〇六・〇〇〇	一六一・〇〇〇	二、六〇一・〇〇〇
三六	二一、四三六・〇〇〇	一六一・〇〇〇	二、六一一・〇〇〇
三七	二一、二〇一・〇〇〇	一六一・〇〇〇	二、六二一・〇〇〇
三八	二一、二九・〇〇〇	一六一・〇〇〇	二、六三一・〇〇〇
三九	二一、二〇七・〇〇〇	一六一・〇〇〇	二、六四一・〇〇〇
四〇	二一、二四三・〇〇〇	一六一・〇〇〇	二、六五一・〇〇〇
四一	二一、二〇一・〇〇〇	一六一・〇〇〇	二、六六一・〇〇〇
四二	二一、二一・〇〇〇	一六一・〇〇〇	二、六七一・〇〇〇
四三	二一、二一・〇〇〇	一六一・〇〇〇	二、六八一・〇〇〇
四四	二一、二一・〇〇〇	一六一・〇〇〇	二、六九一・〇〇〇
合計	一〇、九五九、九五一・五〇〇	七、四六〇・〇〇〇	一、一一一・〇〇〇

（備考）一、大正二年度支拂額には買入銷却代金二一、〇五九圓五〇〇を含む（買入價格の差減に依る支拂減少額九、五七二圓五〇〇）。

二、大正七年度中時效にかかりたるもの二三三圓五〇〇の中、一圓は大正八年八月に至り有效と認め之を支拂ひたり（大正十三年度に於て之を訂正す）。

第二款　金札引換公債

第一項　起　債

金札引換公債は、明治維新の際發行したる太政官札及民部省札、竝に維新後に至りて發行したる新圓札（即ち新紙幣）等を引換回收せんが爲め、發行したるものにして、財政整理の爲め起したる所の公債に屬す。今其の起債の由來を略述するに、維新の變革に際し政府は其の財政の窮乏を救ひ併せて國内の殖産を圖らんとして、明治元年閏四月以降翌二年七月迄に太政官札四千八百萬兩を發行せしが、此の太政官札たるや兌換の基礎を有せざる不換紙幣なりしが故に、世人之を歡迎せず、忽ち正金と紙幣との間に價格の開きを生じ、其の流通圓滑を缺くに至れり。仍て政府は明治二年五月布告を發し、同年冬より新貨幣を鑄造して明治五年迄の間に右太政官札と交換すべく、且期限迄に交換を了せざる金札を所持する者には、一箇月五朱の利息を七月及十二月の兩度に支拂ふべきことを公告したり。然るに此の太政官札の券面金額は十兩・五兩・一兩・一分・一朱の五種にして、就中十兩札の如きは最も多く發行せられしも、一分及一朱の如き小札は其の數甚だ少く、民間の融通上不便少からざりしを以て政府は更に民部省通商司をして二分・一分・二朱及一朱の小札を發行せしめて、太政官札中の大札と交換し、以て右の不便を除かんことを圖り、明治二年十月より翌三年十月迄の間に民部省札七百五十萬兩を發行したり。而して當時國用多端の際なりしかば、上述の如き民部省札發行の目的は漸次失はれて、啻に之が單獨の發行を爲したるのみならず、一旦交換回收したる太政官札をも再び放出するの止むなきに至り、兩種の紙幣は相竝びて行はるることとなり、從て此の民部省札も亦結局太政官札と同じく、前掲明治二年五月の布告に依り、新鑄の貨幣と交換せざるべからざるものとなりたり。

斯の如く太政官札及民部省札は明治二年五月の布告に基き、明治五年を期して正貨と交換せらるることとなりしが、當時政府の財政は困難の極に達し、歳計動もすれば不足を生せんとするの狀態なりしを以て、到底新貨幣を鑄造して之を以て紙幣を回收するが如き餘裕なく、遂に所定の明治五年に至るも金札引換の豫約を果すこと能はざるに至れり。茲に於て政府は明治四年十二月更に布告を發し、精巧の新紙幣百圓・五十圓・二十圓・十圓・五圓・二圓・一圓・五十錢・二十錢・十錢・五錢の各種を發行することと定め、差當り一圓・五十錢・二十錢・十錢の四種を製造し、其の製成に從ひ之を以て太政官札・民部省札及舊各藩の藩札と交換すべき旨を公示したり。而して此の新紙幣は翌五年四月より漸次發行せられ、明治十二年六月迄に總額七千五百五十一萬餘圓の多きに達したり。然れども右の新紙幣の發行は應急便宜の手段たるに止まるものにして、前掲明治二年五月の公約は固より其の履行を怠るべからざるものなるが故に、右布告の趣旨に從ひ金札所持人に對し、約の如く月五朱の利子を交付せんとしたりしも、當時巨額の金札廣く全國に流通し、各所に散布せるを以て、其の所持者に對して一々利子の支拂を爲すが如きは、到底行はるべきことに非ず。是を以て明治六年三月に至り第百二十一號布告を以て金札引換公債證書發行條例を公布し、金札所有者は勿論、新紙幣所有者に對しても、其の希望に依り之と引換に六分利付の金札引換公債證書を交付することと爲し、以て一般流通紙幣を回收するの途を設けたり。此の金札引換公債證書發行條例は爾後三回に亙りて一部の改正を施されしが明治十三年に至り更に其の全般に亙り改正の必要を認め、同年十月第四十七號布告を以て左の如く改定金札引換公債條例を公布したり。

改定金札引換公債條例（明治十三年十月二十七日第四十七號布告）

第一章　總　則

第一條　金札引換公債證書ハ政府發行ノ紙幣ヲ交換支消スル爲メ發行シ其元利金共ニ金銀貨幣ヲ以テ仕拂フモノトス

第二條　金札引換公債證書ハ記名利札付ニシテ五百圓、百圓、五拾圓ノ三種トス

第三條　何人ニテモ（外國人ヲ除ク）前條ニ記載スル各種證書面ノ金高ノ紙幣ヲ差出シ金札引換公債證書ニ交換スルコトヲ得ヘシ

第四條　金札引換公債證書ヲ以テ交換シタル紙幣ハ大藏省ニ於テ成規ニ遵ヒ之ヲ截斷スヘシ

第二章　元利金ノ仕拂

第五條　金札引換公債ノ元金ハ其證書交付ノ年ヨリ三箇年据置四箇年目ヨリ向十二箇年間政府ノ都合ニヨリ抽籤ノ法ヲ以テ消却シ利息ハ一箇年六分（百分ノ六）トシ元金消却ニ至ル迄毎年五月、十一月ノ兩度ニ拂渡スヘシ

但抽籤法ヲ以テ元金ヲ拂戻スニ當リテハ年六分ノ利息月割（抽籤十五日以前ニ係レハ前月迄ノ分十六日後ニ係レハ半月分ヲ下渡スヘキモノトス）ヲ以テ右抽籤法ヲ行ヒシトキ迄ノ分下渡スヘシ

第三章　證書ノ交付及簿記ノ手續

第六條　紙幣ヲ以テ金札引換公債證書ニ交換セント欲スル者ハ其紙幣竝ニ紙幣ノ高ヲ記載シタル交換願書ヲ其地方ノ管廳ニ差出スヘシ

第七條　地方管廳ニ於テハ紙幣ト願書トヲ受取リ其受領證ヲ製シテ本人ニ渡シ其紙幣ヲ大藏省出納局若クハ其出張所ニ納付シ其預リ證ト共ニ金札引換公債證書申請書ヲ大藏省國債局ニ送付スヘシ

第八條　交換願書ヲ出シタル者ニ地方管廳ヨリ其受領證ヲ交付スルコト各月十五日以前ナレハ其月、十六日以後ナレハ其翌月ヨリ計算シテ其年利ヲ拂渡スヘシ

第九條　國債局ニ於テハ申請書ニ據リ其金高ニ相當スル公債證書ノ番號、記號、枚數ヲ定メ其債主ノ住所、姓名ヲ簿冊ニ登記シ竝ニ割印シタル上ニテ其證書ヲ各債主ノ地方管廳ヘ送達スヘシ

第十條　地方管廳ニ於テハ其債主ノ住所、姓名及ヒ證書ノ金高、種類、枚數、番號、記號ヲ公債掛ノ簿冊ニ登記シ及ヒ證書裏面ノ右側ヘ債主ノ姓名ヲ記入シ且ツ管廳ノ割印ヲ加ヘ本人ヘ渡置キタル受領證ト引換ヘニ證書ヲ交付スヘシ

但證書交付ノ後他管ニ移轉シ若クハ他管ヨリ移轉シ來ルモノハ其出入增減表ヲ製シ毎翌月五日迄ニ大藏省國債局ニ屆出ツヘシ

第十一條　公債證書ト引換ヘタル受領書ノ裏面ニ本人ヲシテ證書ノ受取ヲ記サシメ翌月五日迄ニ之ヲ取纏メ明細表ヲ添ヘ大藏省國債局ヘ送致スヘシ

第四章　證書ノ樣式及ヒ賣渡讓渡ノ手續

第十二條　此條例頒布以後ト雖モ金札引換公債證書ハ從前ノ金札引換公債證書無記名利札付ノ樣式ヲ用ヒ不要矛盾ノ文字ハ朱書ヲ以テ點竄スヘシ

第十三條　金札引換公債證書ノ所有者ニ於テ初メテ之ヲ他人（外國人ヲ除ク）ヘ賣渡シ若クハ讓渡サントスル時ハ其證書ヲ其地方管廳ヘ差出シテ繼足紙ヲ請願ス可シ

管廳ニ於テハ新舊公債證書ニ用フル繼足紙ヲ該證書ノ左側ニ糊付繼印シテ請願人ニ下付シ名前書替ノ手續ヲ爲サシメタル上其檢印ヲ取計フヘシ

但利息渡方混淆セサル爲メ毎年四月一日ヨリ五月十五日迄十月一日ヨリ十一月十五日迄證書ノ讓渡賣買ノ屆出ヲ見合スヘシ

第十四條　此條例頒布以前交付シタル金札引換公債證書ハ記名無記名ノ分共改定ノ證書ト引換フヘシ

第十五條　凡ソ此條例ニ明文ナキノ件ハ都テ明治八年五月第九十五號布告改正新舊公債證書發行條例第四條ヨリ第十二條迄及ヒ右ニ關シ爾來改正增補ノ箇條ニ準據スヘシ

本公債の證券は、最初明治六年公布の條例に於ては記名式と無記名式との二種類を存したるが、當時世人無記名式の證書に對して危惧の念を懷き、之が交付を請求する者一人も存せざりしを以て、明治十三年公布の改定條例に於ては、右の如く單に記名式の一種に改めたり。而して又記名式證券と雖も、明治六年より八年に至る三箇年間に合計二百二十三萬圓を交付せしに止まり、同九年以後十三年に至る迄は其の交付を請求する者なかりき。是れ蓋し當時の金利概ね一割五分餘にして、此の公債の利率に超過すること九分餘なりしのみならず、當時一般公債證書の價格低落し、秩祿公債證書の如き八分利付の證券すら、仍ほ八十圓以內にて購買し得るの狀況なりしを以てなり。然るに明治十三年前掲の如く改定條例公布せられ、本公債の元利金は金銀貨を以て支拂はるべきことを規定するに及び、當時紙幣の下落漸く其の度を加へし際なりしを以て、同年に至りて其の請求者の數は急激なる增加を見るに至れり。今各年に於ける本公債證書の發行額を表揭すれば左の如し。

事由	明治六年	七年	八年	十三年	十四年	十五年	十六年	合計
太政官札及民部省札と交換	一、五六〇、一〇〇円	六三三、三五〇円	二五、〇〇〇円	三、〇〇一、六五〇円	六二七、五五〇円	四二七、九五〇円	三七二、五五〇円	二、二三八、五五〇円
新紙幣と交換	—	—	—	—	—	—	—	四、四三〇、七〇〇
合計	一、五六〇、一〇〇	六三三、三五〇	二五、〇〇〇	三、〇〇一、六五〇	六二七、五五〇	四二七、九五〇	三七二、五五〇	六、六六九、二五〇

前表合計高六百六十六萬九千二百五十圓の內、五百二十一萬九千五百五十圓は舊條例に依り發行したるものにして、百四十四萬九千七百圓は條例改定以後の發行に係れり。

第二項　償還及支拂

金札引換公債の元金は、舊條例に依るものに在りては證券發行の年より三箇年間据置、四箇年目より政府の都合に由り隨時抽籤の法を以て償還し、其の證券の流通期間を十五箇年と爲せり。又改定條例に依るものは證券發行の年より三箇年据置、四箇年目より向十二箇年間に抽籤の法を用ひて隨時償還すべきものなり。故に政府は最先の發行卽ち明治六年發行の證券に對し、同九年八月に於て抽籤を執行し、一部の償還を爲したるを始めとし、爾後明治十年度に於て西南戰役に當り國費多端なりしが爲め、其の償還を爲し得ざりしを除きて、毎年度歲計豫算の定むる所に從ひ若干額の償還を行ひしが、明治十九年度より整理公債條例の實施せらるるに及びて、高利國債借換の事業大に進捗し、本公債も亦明治二十五年八月を以て其の償還を完了したり。此の整理公債條例に依りて償還したるものの中には、償還元金の代りとして整理公債證書の交付を請求するもの頗る多く、其の高總計五百五十八萬三千五十圓に達せしを以て、發行額の大半は現金の支出を要せずして償還するを得たり。

今左に現金に依る元金償還額並に支拂の狀況を年度別に表示すべし。

年度	償還額	支拂額	支拂未濟額
明治九	一三二、六〇〇円	一三二、六〇〇円	円
一一	一八二、二五〇	一八二、二五〇	
一二	五〇、四〇〇	五〇、四〇〇	
一三	五〇、八〇〇	五〇、八〇〇	
一四	五〇、一〇〇	五〇、一〇〇	
一五	五〇、一五〇	五〇、一五〇	
一六	一〇〇、四〇〇	一〇〇、四〇〇	
一七	一六七、五〇〇	一六七、五〇〇	
一八	二一八、七五〇	二一八、七五〇	一五〇
合計			
明治一九	三九、九五〇円	三九、九五〇円	四、一五〇円
二〇	一八、四五〇	一八、四五〇	
二一	一、一〇〇	一、一〇〇	
二二	二、〇〇〇	二、〇〇〇	
二三	六、六〇〇	六、六〇〇	
二四	八、一〇〇	八、一〇〇	
二五	一〇六、七〇〇	一〇六、四〇〇	三〇〇
二六	一	三〇〇	一
計	一、〇六六、一〇〇	一、〇六六、一〇〇	

本公債の利率は年六分にして、其の支拂期は最初は毎年七月・十二月各一日より十五日迄の兩度とし、明治九年に至り之を毎年十二月一日より十五日迄の一回に改め、後條例改定に及び毎年五月及十一月の兩回と爲したり。又初期利子は、紙幣納付の日が月の十五日前なるときは其の下半月より、十六日後なるときは其の上半月分を支拂ふこととなせり。今各年度の利子支拂額を表示すれば左の如し。

年度	利子支拂額	年度	利子支拂額	年度	利子支拂額	年度	利子支拂額
第六期	四〇、〇六六円	第七期	二三、六二四・二四円	第八期	六七、〇三一・五〇円	明治八	六七、二五六・五〇円
明治九	一三二、六六一・〇〇〇	明治一四	三三二、〇〇七・〇〇〇	明治一九	三四五、三六六・〇〇〇	明治二四	二三八、四四四・〇〇〇
一〇	二二六、三三七・〇〇〇	一五	三四二、六三四・七五〇	二〇	二九一、五六三・八七五	二五	一三九、〇四一・〇〇〇
一一	二二三、六二三・二五〇	一六	三六一、四八〇・五〇〇	二一	二四九、五二五・五〇〇	二六	四四・五〇〇
一二	二一六、四三〇・〇〇〇	一七	三五八、九九二・五〇〇	二二	二三九、九六六・〇〇〇	合計	四、五二〇、八七〇・七五九
一三	三六六、四五九・〇〇〇	一八	一七七、一七二・二五〇	二三	二三九、二〇三・五〇〇		

第三款　秩祿公債

第一項　起債

秩祿公債は家祿及賞典祿を奉還したる士族以下の者をして、產業の資を得しめんが爲に起したる公債なり。慶應三年幕府の政權奉還に次ぎ、明治二年各藩の版籍奉還行はるるや、茲に大政始めて一途に歸し、從來の公卿及諸侯は華族と稱せられ、其の他の諸族は士族・卒・平民の三級に編入せらるることとなり、舊藩主を以て更めて各藩知事に任ずると共に、士族及卒に對しては、新に祿制又は藩制を制定して、夫々家祿として年々祿米を支給することとなれり。而して此の家祿の外戊辰及函館の役に戰功ある者竝に維新復古の功臣に對しては、明治二年更に賞典祿として永世又は終身の祿米を下賜せられたり。然るに此等士族及卒の生活は、既に維新以前に於ても概して窮乏を告ぐるの狀況なりしが、右の祿制及藩制の制定に依り新に家祿として支給せられし額は、從來の俸祿に比して大なる削減を加へられしを以て、其の生活は益々困窮に陷ることとなれり。茲に於てか此等士卒にして稍眼識を有する者は、多く時勢の變遷を察して士籍を去りて農工商等の實業に就かんとするに至れり。

政府も亦此等士卒の窮狀を救ひ、彼等をして營業自活の途を得しめんが爲め、明治三年十二月及翌四年正月に至りて、此等歸農商を希望する士卒に對しては、其の祿高五箇年分を一時に支給することと爲したり。此の歸農商出願者に對する一時資金給與の例は、其の後明治四年十二月に至り、在官者の外總ての華士族卒に農工商の業を營むことを許すに及びて一旦廢止せられしが、尙ほ就業資金を得んが爲に家祿奉還を請ふ者尠からざりしを以て、明治六年三月再び秩祿奉還の出願を許し、手當として祿高三箇年分を一時に下賜することを得るの途を開きたり。然れども當時士族中には未だ時勢の變遷を察せずして自營の志なき者尙ほ頗る多く、偶々其の志望を有するも、下賜の額は祿高三箇年分に過ぎざるを以て、荏苒自己の家祿に賴りて徒手遊食する者亦甚だ多かりき。茲に於て政府は家祿奉還に對する資金給與額を增加して六箇年分とし、且つ荒蕪未開の地所等を拂下げ、以て此等の者をして其の業を得易からしめんと欲し、明治六年十二月太政官第四百二十五號布告、並に第四百二十六號布達を以て、士族以下祿高百石未滿の者に限り、家祿賞典祿奉還の出願を許すと共に、之に對する資金被下方規則竝に官林荒蕪地拂下規則を發布したり。右資金被下方規則は實に本公債の根據法にして、其の規定に依れば、家祿賞典祿とも百石未滿の者奉還を願出づるときは、永世祿は六箇年分、終身祿は四箇年分の祿高を、各府縣酉年（明治六年）貢納石代相場に依り金額に換算し、約半額は現金、約半額は公債證書を以て一時に給與するものとす。但し規則上酉年貢納石代相場とあるは、明治七年中奉還の出願を標準として定めたるに外ならざるに由り、同八年中に奉還出願の分には同七年の貢納石代相場を以てせり（明治七年大藏省達乙第四十二號）。尙ほ年限祿の者に對しては同七年第三十一號布告を以て、渡濟殘年數二箇年以上の者に限り、其の長短に應じ差等を立て、一箇年半分乃至四箇年分を同樣に現金及公債證書を以て給與することと定めたり。

斯くの如く家祿賞典祿奉還者に對する產業資金は、其の約半額は公債證書を以て交付することとなりしを以て、明治七年三月第三十九號布告を以て家祿引換公債證書發行條例を公布し、本公債の種類・利率・償還期限・元利支拂其の他證書の取扱方に關する詳細の規定を定めたり。卽ち之に依れば、本公債證書は五百圓・三百圓・百圓・五十圓・二十五圓の五種とし、年八朱の利子を附し、發行後三箇年目より七箇年間に政府の都合に依り抽籤を以て償還せらるるものとす。家祿引換公債證書發行條例は、後同年六月第六十五號布告を以て其の一部を改正せられしが、八年八月に至り元金償還及利子支拂に關する條項の外は、總て新舊公債證書發行條例に準據せしむることと爲し、第百三十號布告を以て廢止せられたり。

家祿賞典祿の奉還は政府財政上の都合に由り、受祿者中百石未滿の者に限り之を許せしことは前述の如くなるが、爾來百石以上の受祿者にして農商の途に志す者亦其の資金に乏しきが爲め、祿高の內百石以上の部分は之を獻納するも苦しからざるに由り、爾餘に對する資金を下賜せられ度き旨出願する者尠からざりき。祿高の減殺は遽に許すべからずと雖も、其の願意は棄つべきに非ざるを以て、政府は明治七年十一月に至り第百十八號布告を發し、士族以下百石以上の受祿者にも奉還を許すことと爲すと共に、財政上多額なる現金の支出を避けんが爲め、同時に第百十九號布告を以て資金被下方規則に改正を加へ、祿高百石以上の者に對しては、五十石は現金、其の餘は總て公債證書を以て給與することと定めたり。

家祿賞典祿奉還允許の趣旨は前述の如く、有祿者をして自營力食の途を得しめんとするに在りし

ものなるが、其の實際の狀況を見るに、奉還者中右の趣旨を忘却し、目前の浮利に迷ひて、支給の資金を蕩盡する者尠からざるの狀態なりしを以て、政府は秩祿奉還の允許は却て得策に非ざることを認め明治八年七月十四日第百二十五號達を以て當分の中奉還差止の旨を公布したり。然るに翌九年に至り金祿公債證書發行條例の制定ありて、家祿賞典祿は總て公債を以て一時に之を下賜することとなり、爲に一時的の中止は事實上遂に永久的の廢止に歸し、家祿賞典祿奉還の事茲に全く終焉を告げたり。

以上述べたる如くにして、明治六年第四百二十五號布告を以て家祿賞典祿の奉還を許容せしより同八年の停止に至る迄の間に、奉還を願出づる者陸續相踵ぎ、其の人員總計十三萬五千八百八十四人の多きに達せり。而して之に對する處分は明治九年を以て一旦落着したるも、其の後處分の取消若くは訂正等ありたるが爲め、延て明治十五年に及び漸く結了を告げたり。卽ち其の結果は公債證書交付額千六百五十六萬五千八百五十圓、現金支給額千九百三十二萬六千八百二十九圓七十八錢五厘總計三千五百八十九萬二千六百七十九圓七十八錢五厘を以て確定したるが、一時に斯かる多額の現金を支出し得たるは、主として明治六年中英國に於て募集したる七分利付外國公債の收入金を以て之に充てたるに因れり。

秩祿公債證書は明治七年より九年迄の間に於て之を發行したるものにして、其の各年に於ける證券及現金の交付額は左表の如し。

年次	證券交付額	現金交付額	合計
明治七	六、三五二、九〇〇円	七、六八三、七六一・〇二四円	一四、〇三六、六六一・〇二四円
八	一〇、二〇五、五五〇	一一、六三〇、七六〇・九一〇	二一、八三六、三一〇・九一〇
九	七、四〇〇	一二、三〇七・八五一	一九、七〇七・八五一
合計	一六、五六五、八五〇	一九、三二六、八二九・七八五	三五、八九二、六七九・七八五

（備考）本表は明治十四年度に於ける最終確定額を示すものとす。

第二項　償還及支拂

秩祿公債の元金は證券發行の年より二箇年据置、三箇年目より向七箇年間に、政府の都合に由り抽籤の方法を以て償還すべきものにして、其の發行は明治七年乃至九年に在りしを以て、之が償還は當に明治九年に始まり同十七年に終るべきものなりき。從て明治十年西南事件に因り償還を行ふこと能はざりしを例外とし、其の他の年度に於ては常に償還を怠らず、明治七年發行の分は同十五年十一月に、同八年發行の分は同十六年十二月に、又同九年發行の分は同十七年四月に於て、何れも全部の償還を完了せり。各年度に於ける元金の償還並に支拂額は左表の如し。

年度	償還額	支拂額	期滿失效額	支拂未濟額
明治九	三九九、八五〇円	三九九、八五〇円	—	—
一一	一、九九七、〇五〇	一、九九七、〇五〇	—	—
一二	二、三四六、九五〇	二、三四六、九五〇	—	—
一三	二、三一〇、六七五	二、三一〇、六七五	—	—
一四	三、四六一、七七五	三、四一〇、〇〇〇	四一、七七五	四一、七七五
一五	二、八四四、五〇〇	二、八二〇、〇〇〇	二四、五〇〇	六、二七五
一六	三、二六五、〇五〇	三、二六四、七〇〇	三五〇	六、六二五
合計	一六、五六五、八五〇	一六、五六五、八〇〇	五〇	—
明治一七	二、四五〇円	二、四五〇円	—	四、二七五円
一八	三、七五五	三、六〇〇	—	三、八〇〇
一九	一二五	一二五	五〇	二〇〇
二〇	二五	二五	—	二五
三〇	—	—	—	—
合計	六、三〇〇	六、二五〇	五〇	—

本公債の利子は年八分にして、其の支拂期は毎年十一月一日より十五日迄の一回とし、初期利子は各發行年の一月より計算し、元金償還のときは其の月迄の利子を附するものなり。毎年度の利子支拂額左の如し。

年度	利子支拂額	年度	利子支拂額	年度	利子支拂額	年度	利子支拂額
第七期	五〇〇、〇〇〇・〇〇〇円	明治一一	一、三〇五、〇七五・六四六円	明治一六	二六一、七五一・七三一円	明治三〇	二・〇〇〇円
第八期	四二、〇六九・四八一	一二	一、一九六、一三五・四〇八	一七	三一四・三三二	三一	二・〇〇〇
明治八	一、二九五、七四〇・〇〇〇	一三	一、〇〇七、三八〇・一一〇	一八	二八・六六七	合計	九、七四九、二九二・九三三
九	一、三一四、六〇一・三〇四	一四	九六四、四三八・九二六	一九	一〇・六六七		
一〇	一、二九五、三〇八・〇〇〇	一五	五六八、四三七・八九四	二〇	八・六六七		

第四款　金祿公債

第一項　起債

金祿公債は維新以來華士族及平民に給與したる家祿賞典祿を公債に換へ、一時に交付する爲め發行したるものにして、卽ち制度變更の爲に起したる公債の一なり。前款に於て述べたる如く明治二年各藩の版籍奉還に伴ひ、華士族以下に對して新に祿制を定めて之に家祿を支給することと爲し、又維新の諸役に戰功ある者並に維新復古の功臣等に對しては、外に賞典祿を下賜せられしが、此等秩祿の支給は維新以前の舊制に從ひて米額を以て給額算定を標準と爲せしを以て、米價の高低に伴ひ計算調査等に手數を要すること頗る多く、其の他歲計整理上支障少からざりき。是に於て先づ明治八年九月第百三十八號布告を發して、同年以降米給を廢して明治五年乃至七年の平均貢納石代相場を以て金祿に改定することと定めたり。斯くの如く家祿賞典祿は之を金祿に改められしと雖も、之れ米額を金額に改めしに過ぎずして、國庫に於ける負擔は固より輕減せられしものにあらず、家祿賞典祿支給の爲に每年國庫の支出する額は、歲出總額の三分の一乃至四分の一を占むるの狀況なりき。是を以て政府は金祿制度採用に引續き、祿制其物を廢止して、玆に永年に亙る國庫最大の負擔を免れんことを圖り、卽ち明治九年八月布告第百八號を以て金祿公債證書を一時に交付して、從來の家祿賞典祿に代ふることとしたり。其の全文左の如し。

布告第百八號（明治九年八月五日）

家祿賞典祿ノ儀永世一代或ハ年限等ヲ以テ給與有之候處其制限ヲ改メ明治十年ヨリ別紙條例之通公債證書ヲ以テ一時ニ下賜候條此旨布告候事

（別紙）

金祿公債證書發行條例

第一條　華士族及ヒ平民トモ各自ノ家祿賞典祿給與ノ制限ヲ改メ一時ニ之ヲ下渡スコトト爲シ以テ公債證書ヲ付與スヘシ

一永世祿ノ者ヘハ

金祿元高（賞典祿アルモノハ家祿ニ合計シ元高トス）

七萬圓以上　年限　五ヶ年分

七萬圓未滿六萬圓以上　五ヶ年二分五厘分

六萬圓未滿上　五萬圓以上
五萬圓未滿　四萬圓以上
四萬圓未滿　三萬圓以上
三萬圓未滿　二萬圓以上
二萬圓未滿　一萬圓以上
一萬五百圓未滿　七千圓以上
七千五百圓未滿　五千圓以上
五千五百圓未滿　二千圓以上
二千五百圓未滿　千圓以上

右一ヶ年五分ノ利子ヲ給ス

千圓未滿以上　九百圓以上
九百圓未滿　八百圓以上
八百圓未滿　七百圓以上
七百圓未滿　六百圓以上
六百圓未滿　五百圓以上
五百圓未滿　四百圓以上
四百圓未滿　三百圓以上

五ヶ年半分
五ヶ年七分五厘分
六ヶ年分
六ヶ年二分五厘分
六ヶ年半分
六ヶ年七分五厘分
七ヶ年分
七ヶ年二分五厘分
七ヶ年半分
七ヶ年七分五厘分
八ヶ年分
八ヶ年二分五厘分
八ヶ年半分
八ヶ年七分五厘分
九ヶ年分
九ヶ年二分五厘分
九ヶ年半分

三百五十圓以上　三百圓未滿
三百圓未滿　二百五十圓以上
二百五十圓未滿　二百圓以上
二百圓未滿　百五十圓以上
百五十圓未滿　百圓以上
百圓未滿

右一ヶ年六分ノ利子ヲ給ス

百圓未滿　七十五圓以上
七十五圓未滿　五十圓以上
五十圓未滿　四十圓以上
四十圓未滿　三十圓以上
三十圓未滿　二十五圓以上

九ヶ年七分五厘分
十ヶ年分
十ヶ年二分五厘分
十ヶ年半分
十一ヶ年分
十一ヶ年半分
十二ヶ年分
十二ヶ年半分
十三ヶ年分
十三ヶ年半分
十四ヶ年分

貳拾五圓未滿以下

右一ヶ年七分ノ利子ヲ給ス

一終身祿ノ者ヘハ

右永世祿年限十分ノ五ヲ給ス

但利子ハ永世祿ノ割合ト同シ

一年限祿ノ者ヘハ

十年以上ノ者ヘハ右永世祿年限十分ノ四ヲ給ス

十年未滿八年以上ノ者ヘハ右永世祿年限十分ノ三五ヲ給ス
八年未滿六年迄ノ者ヘハ右永世祿年限十分ノ三ヲ給ス
六年未滿四年迄ノ者ヘハ右永世祿年限十分ノ二五ヲ給ス
四年未滿三年迄ノ者ヘハ右永世祿年限十分ノ二ヲ給ス
二年ノ者ヘハ右永世祿年限十分ノ一五ヲ給ス
但利子ハ永世祿ノ割合ト同シ

第二條　此公債證書ノ利子下渡シハ明治十年分ハ十一月翌年五月ニ相渡シ以後之レニ準シ年年兩度ニ下渡スコトトス

第三條　家祿賞典祿元高ヲ付與スル年限ニヨリテ利子ノ差異ヲ生スルトキ元高ニ向テ公債證書ヲ付與スル制限左ノ如シ

譬ヘハ

一金壹萬圓　家祿賞典祿合高

此六ケ年半分金六萬五千圓此公債證書ノ利子一ケ年五歩金三千二百五十圓ト成ル

一金九千九百圓　家祿賞典祿合高

此六ケ年七分五厘分金六萬六千八百二十五圓此公債證書ノ利子一ケ年五歩金三千三百四十一圓二十五錢トナル

右比較九千九百圓ノ方利子九十一圓二十五錢ノ過ト成ル然ル時ハ壹萬圓ノ利子金額ニ超過セサルヲ以テ制限トナス故ニ九十一圓二十五錢ヲ引去リ利子三千二百五十圓ニ適當スル公債證書ヲ下渡ヲ以テ規則トス其他右ニ類似ノ件ハ皆之ニ準ス

第四條　此公債證書ハ利子ノ差ニヨリ區別アリト云フモ其發行スル種類ハ左ノ如シ

五圓　十圓　廿五圓　五十圓　百圓　三百圓　五百圓　千圓　五千圓

第五條　前條公債證書ヲ付與スルトキニ當リテ公債證書ニ未滿ノ端金ハ都テ通貨ニテ相渡スヘシ

第六條　此公債證書ノ元金ハ五ケ年間之ヲ据置キ六ケ年目ヨリ大藏省ノ都合ニ因リ毎年抽籤ノ方法ヲ以テ之ヲ消却シ都合三十ケ年間ニ悉皆之ヲ消却スヘシ

第七條　此公債證書發行ニ付テノ順序其外トモ此條例外ノ事件ハ都テ新舊公債證書發行條例ノ通リタルコトト心得ヘシ

（明治十一年九月布告第二十六號を以て本條例第二條に『但利子下ケ渡シ混淆セサル爲メ毎年四月一日ヨリ五月二十八日迄十月一日ヨリ十一月二十八日迄ハ證書ノ讓渡賣買等ヲ見合スヘシ』の但書を追加したるも、明治二十一年十一月勅令第七十三號を以て之を削除し、整理公債條例に依ることとなしたり。）

尙ほ家祿賞典祿の內鹿兒島縣等に於ては舊慣に依り祿券の賣買を許せしが、此等祿券の買受者の中には、之を以て永久の制度と信じたる者あり、故に此等買受者の利益を保護するが爲め、此の賣買祿に限り其の高の多少に拘らず、總て十箇年分の金祿公債證書を交付し、且年一割の利息を附すること と爲し、同年十二月第百五十二號布告を以て之を公布したり。斯くて明治十年六月三十日に至り、處分概定高凡そ一億七千三百三十六萬千九百一圓餘中、現金支給高八十萬六千四百二十六圓餘を控除して、證券を以て交付すべき高は一億七千二百五十五萬五千四百七十五圓と決定したり。

然るに當時各地方廳より報告する處の文書中誤謬頗る多く、調査の結果は大に異動を生じ、證券交付の初期即ち明治十一年に於ては、證券發行高一億七千四百二十萬二千餘圓、端數現金七十三萬二千餘圓を豫算するに至れり。爾後尙ほ增減異動を免れずして、或は追加處分を爲し、或は處分を取消して證券及現金の還納を命ずる等のこと少からず。之が爲め實際證券發行の完結を見るには幾多の歲月を經過し、延て十有餘年の長きに及べり。蓋し有祿者の多き全國に亙り、其の數凡そ三十有餘萬にして、其の祿制に於ても家祿に永世祿・終身祿・一代祿・二代祿・終身增祿・年限祿・年限增祿・賞受祿等の別あり、賞典祿にも亦永世賞典・永世祭粢料・終身賞典・年限賞典・年限祭粢料其の他種種々の區別別あり、一樣ならず、爲に調査上錯雜を極め、容易に證券の發行を結了し得ざりしなり。殊に鹿兒島縣の如きは明治十年の戰亂に妨げられて、其の調査の運延すること特に甚しかりき。證券發行の實況此の如く、此の額面總高の內、鹿兒島縣に於ける賞賞祿に對し追加處分を爲したるもの、明治十九年に至れり。但し千九百圓、外に端數現金支給高七十三萬五千三百十五圓六十錢五厘を以て確定するに至れり。而して當時既に一倒利付公債の全部償還を了りしを以て、同二十二年に四萬千三百五十圓あり。此の追加處分高は何れも證券の交付を省略し、債額の增加記帳を爲すと同時に、現金を支出して直に之を償還したり。從て現實に證券を發行したる額は一億七千三百八十四萬九百五十五圓なりき。玆に各年別の交付額及處分換又は處分取消に因り還納せしめたるもの四千五百九十五圓なりき。

表示すれば左の如し。

年次	五分利付 交付額	五分利付 還納額	六分利付 交付額	六分利付 還納額	七分利付 交付額	七分利付 還納額	一倒利付 交付額	一倒利付 還納額	計 交付額	計 還納額
明治一	三一、三六一、一三〇円	一円	二五、〇八一、七三五円	八、七三〇円	一〇八、一一〇、六八五円	一円	八、八〇五、八八〇円	一円	一七、四一一、四〇〇円	八五、七三〇円
一二	八四、四三五	—	五、九九五	—	八六、九九五	二一一、七四五	二八、七四四〇〇	八五	四七、四四三五	二二一、八三〇
一三	—	—	一、一九五	四七〇	四〇、〇一四五	五八五	一、三〇〇	三〇	四二、五一〇	一、一一〇
一四	—	—	—	—	一一〇、七九五	七九五	九二、五一〇	二五	一一〇、三〇五	七、九四〇
一五	—	一三〇	—	—	一、三七〇	三一〇	六三五	四五	二、〇〇五	五三五
一六	—	—	—	—	五三五	五三五	—	—	五三五	三五
一七	—	—	—	—	四、〇二五	三〇	—	—	四、〇二五	三〇
一八	—	—	—	—	三五五	—	—	—	三五五	—
一九	—	—	—	—	九〇〇	—	—	—	九〇〇	—
二〇	—	—	—	—	一、〇四〇	—	—	—	一、〇四〇	—
二一	—	—	一、三九〇	—	一、四一〇	六五五	一、八〇〇	六五五	三、二〇〇	六五五
二二	—	—	—	—	二五	二五	—	—	二五	二五
二三	—	—	—	—	—	二五	—	—	—	二五
合計	三一、四二二、五五五	一三〇	二五、〇八九、九〇五	八、七三〇	一〇八、四八四、一三〇	二二一、三四五	九、一八七、七〇五	一、八五七、七〇〇	一七四、一五一、五九五	一〇八、七〇〇
交差付額引	三一、四二二、四五五		二五、〇〇五、七五五		一〇八、四二一、八八五		九、一八五、七〇〇		一七、八四四、五九五	

第二項　償還及支拂

金祿公債の元金は條例第六條に依り、起債の年即ち明治十年より五箇年据置、六箇年目即ち明治十五年より毎年抽籤の方法を以て之を償還し、向二十五箇年間即ち明治三十九年迄に全部の償還を終

るべきものなり。故に政府は年々之が償還に努め、尙ほ明治十九年度以降は中山道鐵道公債募集金の內差向き工費に要せざるもの等を一時流用して、以て著々高利國債償還の歩を進め、爲に一割利付公債の如きは明治十九年六月迄に悉皆之を償還し盡すことを得たり。又七分利付公債に就ても漸次之が銷却に努めつつありしが、恰も明治十八年以來紙幣大に其の價格を恢復し、翌十九年一月紙幣兌換の事公布ありてより市場の金利漸次低落に向ひ、正に高利國債の借換整理を爲すの好機に達せしに由り、政府は斷然之が借換を行ふことに決し、同年勅令第六十六號を以て整理公債條例を公布し爾來抽籤償還の外臨時に證券の交換銷却を爲す等、鋭意其の整理に努めたる結果、七分利付公債の償還益進捗し、同二十四年九月に至り之が完濟を告げたり。仍て政府は進んで六分利付公債の整理に著手し、同二十五年度より歲計豫算に依る償還の外整理償還をも行ひ、遂に同二十六年四月に於て是れ亦償還を了したり。而して五分利付公債は整理償還の目的範圍に屬せざりしを以て、六分以上利付公債に於けるが如く償還の歩を進むること能はざりしも、明治二十九年に至り國債證券買入銷却法の公布あるや、爾來同法に依りて銷却を爲したること十四回の多きに及び、抽籤償還と相俟ちて大に償還の進捗を來し、遂に同三十九年四月に至り豫定の如く償還を完了したり。斯の如く金祿公債元金の償還は、抽籤償還・全部償還・證券買入銷却及證券交換銷却の方法に依りたるものにして、茲に其の債額を表出すれば左の如し。

償還方法	五分利付	六分利付	七分利付	一割利付	計
抽籤償還	九、九九八、三九五円	一六、三〇二、二一〇円	九九、五六九、四二五円	八、八一七、七〇〇円	一三四、六八七、六二五円
全部償還	一六、六三一、六四〇	八、三六六、三〇五	六、五七九、〇三〇	四二六、三〇五	三一、九六三、二八〇
證券買入銷却	四、七六二、四七〇	三七五、一九五	二、〇九四、三二〇	一、二四四、〇〇五	四、七六二、四七〇
證券交換銷却	四、七六二、四七〇	三、四四九、三五五	一〇八、二四二、九六五	九、二四四、〇〇五	一七五、九〇二、九〇〇
合計	三二、四二二、四〇〇	三五、〇〇三、七〇五	一〇九、二四二、九六五	一七五、九〇二、九〇〇	三、四二二、四〇〇

（備考）抽籤償還の內には當籤元金の代りとして整理公債を交付したる額を、全部償還の內には卽時償還卽ち追加償分と同時に償還したる額を包含す。

右償還額中明治十九年以降整理公債條例第三十條の規定に依り、債主の望に應じ抽籤償還又は全部償還の元金代りとして、整理公債證書を交付したるもの頗る多く、其の高總計八千五百八十五萬九千三百七十五圓にして、全償還額の凡そ五割に達したり。故に歲計上豫算償還の計畫に屬する償還額にして、此の證券交換の爲に現金の支出を減じたるもの亦尠しとせず。

金祿公債證書發行條例第六條に依れば、本公債は二十五箇年間に每年抽籤の方法を以て償還を爲すべきものと定められしが、實際に於ては明治二十八年、三十三年、三十四年、三十七年及三十八年の五箇年に於ては之が償還を行はざりき。蓋し明治二十八年は日清戰役の爲に其の機會を得ざりしに由るものなるが、而も會計年度に就て之を見れば、同二十七年度首と同二十八年度末とに於て償還を爲したるを以て、必ずしも每年償還なる規定に違ふものと云ふべからず。又同三十三年及三十四年は抽籤償還に代へて證券買入銷却を行ふ計畫なりしも、遂に適當の機會を得ずして止みたるものにして、同三十七年及三十八年は未曾有の大戰役に會し、之が償還を行ふの遑なかりしに由れり。從て嚴密の意味に於ては條例の規定に背反するものに似たりと雖も、是れ畢竟或は歲計の都合に依り、或は市場の狀況に制せられ、眞に已むを得ざるに出でしものと云ふべく、而も本公債償還の首尾に亙り

通觀するに、他の各年に於ては年々若干の償還を遂行し、六分以上利付のものは何れも滿期前十年乃至二十年に早くも全部の償還を了へ、五分利付の分にありても亦期限を愆ることなくして其の償還を完結せり。而して其の償還滿期年たる明治三十九年度首には、五分利付公債千六百六十三萬千六百四十圓を剩し、從來の國債元利金定額二千萬圓以内に於て之を一時に償還せんことは計算上不可能のことに屬せしを以て、明治三十八年戰役に關し起債せし國債に對する借換資金、卽ち第二回四分利付英貨公債募集金中より、千二百十七萬千八百三十五圓五十錢を流用して本公債償還資金を補充し、後の數年度に於て漸次一般會計より繰入れ、以て臨時事件關係の國債元利支拂資金に償戻することゝ爲せり。

尙ほ本公債元利金支拂の終結に就て一言すれば、五分利付の分は明治四十年、六分利付の分は同三十一年、七分利付の分は同四十年、六分利付の分は同四十一年、一割利付の分は同二十五年を以て元金の仕拂を完了し、又五分利付の分は同二十九年、七分利付の分は同四十一年、一割利付の分は同二十三年を以て其の利子の支拂を完了したるものとす。

左に初期償還より最終支拂迄の償還額・支拂額及期滿失效額を表出すべし。

年度	償還額	支拂額	買入價格差減 *期滿失效額	支拂未濟額	年度	償還額	支拂額	買入價格差減 *期滿失效額	支拂未濟額
	円	円	円	円			円	円	円
明治一五	一、〇〇〇、一八〇	一、〇〇〇、〇一〇・〇〇〇	—	一九〇	明治一九	一一、〇八六、八二五	九、三一七、一四八〇・〇〇〇	—	一、七七六、九五五
一六	一、〇〇〇、一九〇	九九五、八四五・〇〇〇	—	一四、五一五	二〇	一四、七八一、六四五	六、五三九、五三五・〇〇〇	—	三九、〇八五
一七	三、〇〇四、七八〇	三、〇〇三、一五六・〇〇〇	—	六、一四〇	二一	六、八三一、五四〇	五、五五五、六八五・〇〇〇	—	一、三〇四、九二〇
一八	三、九七三、八五〇	三、九七一、三八〇・〇〇〇	—	七、六一〇	二二	四、八三九、七四〇	二、六八六、一九五・〇〇〇	—	三、四五八、一四六
二三	二、四九二、九六五	五、九三〇、八〇〇・〇〇〇	—	三〇、六三〇	二二	六、八、二七〇	五、七九八、一四五三・四一二	三九、八一六・五八八	五、〇〇〇
二四	六、四八五、六六〇	六、四九〇、六〇五・〇〇〇	—	二三、六八五	三五	五、七九八、一七五	五、七九三、一七五・〇〇〇	—	二〇〇
二五	一、〇一三、三〇〇	一、〇一三、九一〇・〇〇〇	*	一二、二〇〇	三六	二、九九八、八三五	三、〇〇三、六三五・〇〇〇	—	—
二六	八、三三六、三〇五	八、三四五、四〇五・〇〇〇	*	一四五・〇〇〇	三七	—	二〇〇・〇〇〇	—	—
二七	三三三、九〇〇	三三〇、〇四〇・〇〇〇	*	二九〇・〇〇〇	三九	一六、六三一、六四〇	一六、六三一、三四〇・〇〇〇	—	—
二八	一八六、〇〇〇	一九〇、四七五・〇〇〇	*	九五・〇〇〇	四〇	—	三〇〇・〇〇〇	—	三〇〇
二九	三八七、八〇〇	三八五、六七二・〇〇〇	*	五一五・〇〇〇	四一	—	三〇〇・〇〇〇	×	—
三〇	三六九、五〇〇	三四九、九九二・〇〇〇	*	一九、五八八・〇〇〇	計	八五、三七四、〇〇〇	八五、一九九、〇九五・八一二	* 三七五、一七〇・〇〇〇 三〇六、一八八	—
三一	三、四〇六、九〇〇	三、〇九五、四九六・四〇〇	*	三二一、四〇三・八〇〇					

（備考）一、償還額には證券交換の分を包含せず。
二、明治二十二年度償還額中五分利付公債一〇、〇〇〇圓、六分利付公債二、二五〇圓の抽籤執行は前年度なれども、歲計の都合に依り二十二年度豫算より支出したるものなり。
三、×印を附したるは期滿失效額中有效と認め支拂を爲したるものなり。
四、明治二十七年度以降の償還は全部五分利付の分なり。

金祿公債の利子は一箇年分を二期に分ち、上半期分は其の年十一月に、下半期分は翌年五月に支拂ふものとし、初期利子は明治十年一月一日より起算し、終期利子は元金償還の月迄を計算するものとす。而して此の如く本公債の利子に限り殆んど半箇年を遲延して拂渡の期と定めたるは、畢竟從來の金祿渡方に於て一年分を其の年の十二月より翌年五月迄に割合支給するの例規（明治八年第百九十三號達金祿支給假規則第二項）を沿襲したるものにして、蓋し舊有祿者の家計に變動を及ぼさざらんことを所期したるものなり。茲に各年度の利子支拂額を表示すれば左の如し。

年度	利子支拂額	年度	利子支拂額	年度	利子支拂額	年度	利子支拂額
明治一〇	二、五三〇、二八・六五〇円	明治一九	二、二四六、〇八九・七〇二円	明治二八	一、五二七、〇九八・〇一八円	明治三七	八五二、三四八・三五〇円
一一	二、五二七、六九二・九五〇	二〇	九、六七一、三二〇・二〇九	二九	一、五〇六、二二八・七五〇	三八	八五三、一五七・〇〇〇
一二	二、五六〇、三九九・四〇〇	二一	七、九三二、〇三八・九四〇	三〇	一、四八三、三一四・三七五	三九	六九三、九七一・八三三
一三	二、六二五、七〇四・六〇〇	二二	六、〇二五、六九六・七五八	三一	一、四六二、六九一・六二五	四〇	一二、五〇〇
一四	二、五三七、一七四・九二五	二三	四、六五五、四八八・八八六	三二	一、二七一、四四五・〇〇〇	四一	一六一・〇〇〇
一五	二、五三八、八四七・二八〇	二四	四、三三二、四六三・五〇五	三三	一、二七一、三三二・五〇〇	合計	一六三、四三二、〇八六・六〇三
一六	二、五〇七、九七八・四〇四	二五	三、五四九、〇九八・五四五	三四	一、二七一、三八一・八七五		
一七	二、四二一、八〇三・八一〇	二六	一、九七六、八九八・六二四	三五	一、四三四、五〇四・三三七		
一八	五、七三八、五三六・七九一	二七	一、五三三、五六五・九四七	三六	一、〇五六、三六九・六二五		

（備考）利子支拂額中、三十二年度以降は四十一年度の七分利付分なるの外、全部五分利付の分とす。

第五款　舊神官配當祿公債

第一項　起債

舊神官配當祿公債は維新後神職を離れ無祿となりたる舊神官に、產業の資本を與へんが爲め起したるものにして、之れ亦制度變革の爲に生じたる國債の一種なりとす。抑々維新前に在りては神官は、神社領又は朱黑印地、除地等の收入の中より、其の祿米の配當を受けしものなり。然るに維新以後各藩皆其の版籍を奉還するに及びて、社寺にのみ依然土地を領有せしむるは理の許さざる所なるを以て、政府は明治四年正月の布告を以て社寺領は現在の境內地の外之を返上せしめ、之に代へて社寺に對する相當の祿制を定め、稟米を以て下付することゝなしたり。一方從來神社に奉仕したる神官は、多くは一時補任たるべき社職を世襲と爲し、其の社入を以て家祿と爲せるものにして、維新に於ける祭政一致の主義に背戻するものなるを以て、伊勢兩宮の神官を始め、天下大小の神官社家に至る迄精選補任すべき旨、同年五月十四日を以て命せられ、之に基き同日更に官社以下の定數竝に神官職員規則の發布を見たり。玆に於て從來の神官は總て其の職を失ひ、而も新に補任せられし者は百中の一二に過ぎず、此等非職無給となりたる舊神官は忽ち自活の途を失ふこととなれり。之に反して僧侶の如きは依然寺院の住職として其の寺祿を食むを得しを以て、彼此甚だ均衡を得ざるの觀を呈したり。是を以て政府は此等失職の舊神官の窮狀を救ひ、且其の就產の途を講ずるの必要を認め、明治十年三月十三日第三十二號布告を以て舊神官配當祿處分方を公布し、更に之に伴ひ同月十九日大藏省乙第十二號達を以て舊神官配當祿調査規則を定めたり。今此等の法令に依れば、從前舊神官が社領、朱黑印地等の收入より配當を受け居りし祿高を、新に定むる所の祿制に引當て減額の上、此の祿制現米高の五箇年分を五分利付公債證書を以て一時に下付せんとするものにして、卽ち從來の配當祿千石以上は祿制現米三百石、配當祿五石以下は從前の通とし、其の間を十九等に區分して各祿制現米の高を定めたり。而して舊神官の配當祿高は明治元年より三年迄三箇年の平均に依り、其の祿制現米額は金祿改正相場を以て金に換算し、其の五箇年分を合算して配當祿公債證書を下付し、二十五圓以下の端數は現金を以て交付するものとしたるが、右配當祿公債證書の發行に關しては別に條例を設くることなく、明治八年第百三十號布告卽ち秩祿公債證書に關する規定の例に依ることゝせり。

斯くして明治十年四月三十日迄に公債證書の下付を申請したる舊神官は頗る多數に上りしが、之

が調査は事實錯綜せる爲め甚だ手數を要し、明治十二年五月に至りて始めて公債證書の交付を開始することを得たり。而して最初本公債の證券は、實際の交付年を以て發行年と爲すの方針なりしが發令以來殆んど三年の長時日を經過せし交付の年を以て發行年とするは、時日遷延の嫌あるのみならず、受給者の利益に關しても酌量すべき點あるが故に、明治十二年七月十一日の大藏省議を以て、實際交付の年に拘はらず總べて明治十一年發行とし、利子は同年分より之を附することと爲したり。斯くて調査の進捗に從ひ明治十二年以後順次之を交付し、遂に明治十五年に至り全く其の終結を告げたり。然るに明治十四年度以降訂正處分の結果追給したるもの、又は處分取消に因り還納せしめたるものあり、同十八年に至り始めて給與の總額は三十八萬四百十一圓八十二錢、內證券三十三萬四千五十圓、現金四萬六千三百六十一圓八十二錢、交付人員四千八十一人を以て確定したり。

第二項　償還及支拂

舊神官配當祿公債の元金は、起債の年卽ち明治十一年より二箇年據置、三箇年目より向七箇年間卽ち明治十九年迄に、政府の都合に由り抽籤の方法を以て償還すべきものとす。故に明治十四年以後毎年若干額の償還を行ひて、規定の如く明治十九年六月に至り全く償還を了せり。左に毎年度の償還額及支拂額を表示すべし。

年度	償還額	支拂額	期滿失效額	支拂未濟額
明治一三	三三、一〇〇円	三三、〇〇〇円	—	一〇〇円
一四	四七、三〇〇	四七、三〇〇	—	一〇〇
一五	八五、八二五円	八五、三〇〇円	—	六二五円
一六	一九、九五〇	二〇、四五〇	—	二五
一七	三三、六五〇	三三、七五〇	—	二一
一八	二〇、四〇〇	二〇、二七五	—	二五
一九	九四、八二五	九四、八〇〇	—	一七五
合計	三三四、〇五〇	三三四、〇二五	一五〇	二五

本公債の利率は年八分にして、其の支拂期は毎年十一月一日より十五日迄の一回とす。而して發行初年の利子は其の年一月より之を附し、證券交付の際現金を以て之を支拂ひ、元金償還のときは其の月迄の利子を支拂ふものとす。左に毎年度の利子支拂額を揭ぐべし。

年度	利子支拂額	年度	利子支拂額	年度	利子支拂額
明治一一	三三、八六六円・〇〇〇	明治一四	二五、一一七円・四五五	明治一七	二二、五八三円・九一七
一二	三三、八六六・〇〇〇	一五	三三、三八四・八八七	一八	九、五六七・六一七
一三	二七、五三三・〇八五	一六	一三、八五九・二七七	一九	三、八二一・六六七
明治二〇	二円・〇〇〇	合計	一八二、六五六・九〇五		
二一	六六・〇〇〇				

第六款　起業公債

第一項　起債

起業公債は運輸交通の便を開き、殖產興業の途を圖る爲め起したる經濟的公債にして、前述の新舊公債・秩祿公債・金祿公債・舊神官配當祿公債等の如く、維新に伴ふ制度の變革を起因とせるものと、其の起債目的を異にするのみならず、本公債は政府が內國市場に於て直接公募したる最初の公債にして起債の方法に就ても亦從來の諸公債と著しく其の趣を異にせるものなり。抑々維新以後政府は努めて意を富國强兵・殖產興業に用ゐ、常に之に關する經營施設を怠らざりしが、明治十一年に至り大藏

卿は、更に大に交通運輸の便を開き、鑛山を開發し、農工商業を保護奬勵し、併せて士族に就産の途を與へ、以て一般産業の改良發達を圖らんとするの計畫を立てたり。然れども此等の事業たるや、固より巨額の資金を要し、國費多端の際到底經常歳入を以て支辨すべからざるが故に、新に內國債を募集して之が經營に充つる外なしと爲し、同年三月其の詳細を太政官に具陳して起債の承認を得たり。茲に於て同年四月三十日太政官布告第七號を以て、『今般全國中公益ノ事業ヲ興シ物産繁殖ノ道ヲ開キ內外ノ商賣ヲ盛ンニスル爲メ新タニ一千二百五十萬圓ノ內國債ヲ起』すべき旨を布告し、之に基き同年五月一日大藏省甲第十三號布達を以て、起業公債證書發行條例を公布したり。卽ち之に依れば本公債證書は之を五百圓・百圓・五十圓の三種とし、何れも無記名式にして、之に年六分の利息を附し、元金は二箇年据置、三箇年目より向二十三箇年間に、毎年大藏省の都合に依り抽籤の方法を以て償還するものとす。而して本公債の募集並に元利金支拂等の手續は、總て之を第一國立銀行及三井銀行に委任して、取扱はしむるものと定めたり。

斯くて右條例に基き、明治十年五月二日大藏卿は募集事務の取扱を前記二銀行に命任し、募集價格を券面百圓に付八十圓、應募保證金を額面金額百圓に付八圓、其の殘金は之を三回に分ちて拂込ましむることとし、且つ應募申込期日を同年八月三十一日限りと定め、右兩銀行をして募集の廣告を爲さしめたり。前述の如く本公債は內國に於ける公債募集の嚆矢なるのみならず、其の募集額の如きも當時の我國經濟狀態に取りては、空前の巨額に屬せしを以て、大藏卿は之が募集上に特別の注意を拂ひ、各府縣知事縣令に內諭を發して募集上の斡旋を求むる所あり、又其の取扱銀行たる前記兩銀行も大に募集に力を盡したり。斯くて實際募集を開始するや、意外の好況を呈し、公衆相爭うて之に應じ申込期限の最終日迄に、申込の總口數三萬四千七百二十五口、其の金額總計二千四百七十七萬五千二百五十圓に達し、實に千二百二十七萬五千二百五十圓の募入外れ額を生ずるの盛況を見たり。

右の募集金は、明治十一年度以降國庫中に起業基金部なる一部を設け、常用部と區別して之が收支を爲し、其の收入金は當初の豫定に從ひ、港灣修築・新道開鑿・水路開鑿・鹽田修築・疏水工事・鑛山開坑・炭山興業・鐵道敷設・士族授産金貸付等の諸事業に支出し、明治二十一年度に至りて右收支會計を終結したり。

第二項　償還及支拂

起業公債の元金は、募集の年卽ち明治十一年より二箇年据置、三箇年目より向二十三箇年卽ち明治三十五年迄に、毎年政府の都合に由り抽籤の方法を以て償還すべきものとす。故に規定の如く十三年十月第一回の抽籤を執行し、爾來二十五年五月迄に十四回に亙り、百八十二萬餘圓の償還を爲したるが、之より先き明治十九年整理公債條例の施行せらるるに及びて、本公債も他の高利公債に相踵ぎて整理償還せらるることとなり、二十五年九月より之が償還に著手し、同年十月を以て全部を完了し豫定年數より凡そ十箇年を短縮するを得たり。而して此の整理公債條例に依りて償還したるものの中には、償還元金の代りとして整理公債證書を交付したるもの頗る多く、總計六百三十一萬四千六百圓に達したり。今左に各年度に於ける現金償還額及支拂額を表示すべし。

年度	償還額	支拂額	期滿失效額	支拂未濟額
明治一三	二六五、九五〇円	二六五、九五〇円	—円	—円
明治一四	二八四、四〇〇円	二八五、四五〇円	—円	九五〇円

明治一五	三〇〇、六〇〇円	二九一、〇〇〇円	一〇〇	一〇、五六〇円	明治二五	四〇、三七九、八〇〇円	四〇、三三一、〇四〇円	一円	四〇九、一四〇円
一六	三一七、一〇〇	三一四、八〇〇	—	一二、八四〇	二六	—	三五、六四〇	—	一三、三五〇
一七	三三五、七〇〇	三四二、四五〇	—	六、一〇〇	二七	—	三、三〇〇	四〇〇	九、六〇〇
一八	二三五、九〇〇	二三九、八〇〇	—	二、二〇〇	二八	—	一、四五〇	一〇〇	八、〇四〇
一九	二〇〇、〇〇〇	二〇、八〇〇	—	一、四〇〇	二九	—	五〇〇	—	六、二五〇
二〇	九、〇〇〇	九、八〇〇	—	六〇〇	三〇	—	一、九五〇	一〇〇	三、八〇〇
二一	七、四〇〇	七、四五〇	—	五五〇	三一	三、一〇〇	五〇〇	—	一、三五〇
二二	六、四〇〇	六、三五〇	—	六〇〇	？	—	—	七〇〇	—
二三	八、三〇〇	八、三〇〇	—	六〇〇	合計	六、一八四、七五〇	六、一八一、五〇〇	三、三五〇	七〇〇
二四	一四、三〇〇	一三、三〇〇	一〇〇	一、四〇〇					

（備考）一、明治二十二年度の償還額に對する抽籤は前年度内に在りと雖も、歳計の都合に依り之が支出は同二十二年度に編入せり。

二、支拂殘額七〇〇圓は遂に債主の請求なく、時效に係りたるものなるも其の年度明かならず。

本公債の利率は年六分にして、初期利子は募集金の拂込が月の十五日前なるときは其の月の半箇月分、十五日後なるときは翌月分より之を附し、終期利子は其の抽籤執行が月の十五日前なるときは前月迄、月の十五日後なるときは上半月分を附するものとす。今各年度に於ける利子支拂額を表示すれば左の如し。

年度	利子支拂額	年度	利子支拂額	年度	利子支拂額	年度	利子支拂額
明治一一	五八三、九九〇・二二円	明治一三	七三八、六七〇・二五円	明治一五	六九八、六〇七・〇〇〇円	明治一七	六四七、二七九・五〇〇円
一二	七四九、八六一・七五〇	一四	七一四、六六七・三七五	一六	六八五、二六八・八七五	一八	三四三、九一四・二五〇
一九	六四二、一五七・五〇〇	二三	六四三、一二五・〇〇〇	二七	三九五・八七五	三一	七二・三七五
二〇	六四四、〇一三・五〇〇	二四	六四二、一五三八・〇〇〇	二八	一四五・七五〇	合計	九、四九三、一五二・七四六
二一	六四八、九〇七・二五〇	二五	四六八、四五七・〇〇〇	二九	二四六・〇〇〇		
二二	六四三、六五五・二五〇	二六	二、七六五・五〇〇	三〇	六三・七五〇		

第七款　中山道鐵道公債

第一項　起　債

中山道鐵道公債は、中山道鐵道敷設に要する經費支辨の爲に起したるものにして、亦殖産興業を目的とする經濟的公債の一種なり。明治十六年八月政府は群馬縣高崎より岐阜縣大垣に至る中山道鐵道を敷設し、之を滋賀縣長濱より大垣に至るの線路に接續し、以て東西兩京を鐵道に依て連絡し、大に殖産興業の實を擧げんことを圖りしが、之に要する經費の支辨に就ては、當時財政の困難なる他に財源の求むべきものなかりしを以て、新に鐵道公債を公募して之に充つることに決し、明治十六年十二月二十八日太政官第四十七號布告を以て、中山道鐵道公債證書條例を發布したり。

右條例に依れば、本公債證書は無記名利札付にして千圓・五百圓・百圓の三種とし、公債利子は年七分元金は發行の年より五箇年据置、六箇年目より向二十五箇年を限り、毎年抽籤に依り償還するものとす。而して其發行總額は二千萬圓とし、大藏卿は工事の都合を計り漸次之を發行するものと定めたるを以て、明治十七・十八の兩年に於て前後三回に亙り、合計二千萬圓（即ち第一回五百萬圓、第二回千萬圓、第三回五百萬圓）を募集せり。募集の方法は第一回及第二回に於ては、發行價格を額面百圓に付九十圓、第三

回に於ては之を九十五圓と定め、所謂呼價募集の方法を採り、應募價格の高きものより順次募入するの新例を開きたり。而して應募高は毎回遙に募集額を超過して、第一回に在りては三百三十七萬六千四百圓、第二回に在りては五百二十八萬四千七百圓、第三回に在りては九百七十六萬八千六百圓の募入外れ額を生じたり。又實收額も高價申込ありし結果、第一回に三百九十六圓餘、第二回に六千百八十四圓餘、第三回に三萬四千六十八圓餘、合計四萬六百四十九圓餘の增加を見たり。

本公債募集金は、當初豫定の如く中山道鐵道敷設の費用に充て、同鐵道は明治十八年十月其の一部の開通を見しが、該工事の前途は豫想外に困難なるものありて、豫定以上の經費と時日とを要することを明かとなりしを以て、明治十九年七月に至り遂に之を打切り、新に東海道鐵道の敷設を計畫し、本公債金の現在殘額は、之を同鐵道工事費に使用することとなりたり。

第二項　償還及支拂

本公債の元金は證券發行の年より五箇年据置、其の翌年より向二十五箇年間に、毎年抽籤の方法を以て償還すべきものなり。而して其の發行年は明治十七年及十八年なりしを以て、之が償還は明治二十二年に始まり、同四十七年に至り終了すべきものとす。故に政府は同二十二年三月以來毎年其の償還を怠らず、殊に明治十九年整理公債條例の發布以來、借換の事業著々進捗し、同二十五年の如きは上半期に於て四回の償還を重ね、次で同年八月に至り全部償還を斷行し、起債以來僅に九箇年を以て償還の完了を見たり。而して右整理公債條例に依りて償還せられしものの中には、現金の代りに整理公債を交付したるもの千七百七十七萬八千圓の多きに達せしを以て、現金支出に依る償還額は僅に二百三十二萬二千圓に止まりたり。今毎年度の現金償還額及支拂額を表示すれば左の如し。

年度	償還額	支拂額	支拂未濟額	年度	償還額	支拂額	支拂未濟額
	円	円	円		円	円	円
明治二三	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	—	明治三〇	—	二、三三二、〇〇〇	五、三〇〇
二四	一、五九七、七五〇	一、四四三、九〇〇	一五三、八五〇	三三	—		五、〇〇〇
二五	六、四〇二、二五〇	七、五七七、〇〇〇	二、一〇〇	三六	—		三〇〇
二六	—	二、二〇〇	八、九〇〇	三七	—		一〇〇
二七	—	一、〇〇〇	七、九〇〇	合計		二、三三二、〇〇〇	—
二九	—	四〇〇	七、五〇〇				

本公債の利率は年七分にして、毎年六月及十二月の兩期に之を支拂ふものなり。初期利子及最終利子の計算は前記諸公債の例に同じ。左に各年度の利子支拂額を表示すべし。

年度	利子支拂額	年度	利子支拂額	年度	利子支拂額	年度	利子支拂額
	円		円		円		円
明治一六	八四、七〇八、三三三	明治二一	一、四〇三、七三三、〇〇〇	明治二六	一、七五五、六四四	明治三三	六四、一六四
一七	一、〇一三、六五八、四七四	二二	一、三九一、七一九、〇〇〇	二七	一、四七〇、〇〇〇	三六	四七、八三四
一八	六六〇、五五八、〇五六	二三	一、四〇六、五八九、三三三	二八	五三、五〇〇	三七	一八、六六七
一九	一、三九七、三九九、五〇〇	二四	一、四一〇、四六一、三七一	二九	四六、六六八	合計	一〇、六二〇、〇九五、七三〇
二〇	一、三九七、四一七、〇〇〇	二五	四五四、二一六、〇一二	三〇	九五、三三四		

第八款　金札引換無記名公債

第一項　起　債

金札引換無記名公債は、政府發行の紙幣を引換回收し、其の價格を恢復するの目的を以て起債したるものなり。是より先同一の目的を以て改定金札引換公債條例の公布ありて、既に紙幣の回收に努めたることは前に述べたり。然るに該條例の規定に依れば、無記名證券を發行せず、又外國人に證券の所有を許さざる等の不便ありて、廣く世上の需要を促すに足らざりしが、爾來社會經濟の發達に伴ひ、公衆漸く無記名證券の便を覺りしの狀ありしに由り、茲に記名式證券の發行を止め、之に代へて無記名式證券を發行し、且つ廣く外國人に對しても其の所有を許すことと爲し、明治十六年十二月二十八日第四十八號布告を以て、金札引換無記名公債證書條例を公布したり。右條例に依れば、本公債證書は無記名利札付にして、千圓・五百圓・百圓の三種とし、利息は年六分、發行價格は額面百圓に付紙幣百圓とし、希望者の申込に應じて大藏卿は隨時に之を發行するものとす。但し以前の規定の如く、請求次第無制限に證券を發行し、且つ據置期限後僅に十二箇年を以て元金償還を約するは、財政上の支障尠しとせざりしが故に、本條例に於ては財政上の都合に由りては、證券の發行を停止することあるべきものと爲し、且つ其の償還期限を延長して据置期限後三十箇年と定めたり。

右條例に據りて本公債證券の交付申込を爲したるものは甚だ多からずして、明治十七年より同十九年迄に僅に三十六口に過ぎざりしが、其の金額は總額七百九十二萬九千九百圓に達したり。然るに爾來紙幣整理の事業益々進捗し、明治十八年六月紙幣兌換の制を設け、翌十九年一月より實施したる結果、銀貨と紙幣との間に全く價格の差異を見ざるに至り、復た本公債を發行するの要なきに至れり。加之紙幣の銷却に依りて市場の金利大に低落し、六分利付證券の發行は實地に適せざるものありしを以て、大藏大臣は條例第二條但書の規定に基き、明治十九年一月二十六日を以て、今後の發行を停止したり。

第二項　償還及支拂

本公債元金は條例第七條の規定に從ひ、發行の年より五箇年据置、其の翌年より向三十箇年を限り毎年抽籤の方法を以て償還すべきものにして、證券發行の初年は明治十七年なりしが故に、同二十二年より其の償還を始め、毎年抽籤を執行したり。此の時に當り整理公債の發行ありて、高利の諸公債皆借換整理せらるるに至りたれば、本公債も亦明治二十六年四月を以て殘額全部を償還し、償還開始以來僅々四箇年を以て之を完了するを得たり。而して右整理公債に依る償還額中、現金の代りとして整理公債證書を交付したるもの五百九十六萬四千百圓に達せしを以て、現金に依る償還は百九十六萬五千八百圓に止まれり。今年々の現金償還額及支拂額を示せば左の如し。

年度	償還額	支拂額
明治二三	五、〇〇〇円	五、〇〇〇円
二四	五、〇〇〇	五、〇〇〇
明治二六	一、九五五、八〇〇円	一、九五五、八〇〇円
合計	一、九六五、八〇〇	一、九六五、八〇〇

本公債の利率は年六分にして、其の支拂期は毎年五月及十一月の兩度とす。初期及終期の利子額計算に就ては他の諸公債に同じ。毎年度の利子支拂額は左表の如し。

年度	利子支拂額	年度	利子支拂額	年度	利子支拂額	年度	利子支拂額
明治一六	一四〇、〇〇一円・〇〇〇	明治一七	八一、六九四円・七五〇	明治一八	一九二、三五四円・五〇〇	明治一九	三三七、八一六円・〇〇〇

明治二〇	二一	四、七三五、〇〇〇円	四、七五、八六三、〇〇〇	明治二二	二三	四、七五、三四四、〇〇〇円	四、七四四、七九四、〇〇〇	明治二四	二五	四、七四、二四四、〇〇〇円	五、六一、九五五、五〇〇

合計	三、五九二、八〇七、七五〇	三九、一二六、〇〇〇円

第九款　海軍公債

第一項　起債

海軍公債は海軍擴張費支辨の爲め起債したるものにして、卽ち軍事的公債の一に屬す。維新以來政府は我國の地理的位置に鑑み、夙に海軍軍備の忽にすべからざるを察し、著々之が設備の擴張に努めしと雖も、其の爲には巨額の經費と幾多の年月とを要するは論を俟たざる所なり。茲に於て政府は明治十六年度以降二十三年度に至る八箇年度を期し、造艦費として二千六百六十四萬圓を支出することに決し、爾來其の計畫に基きて明治十八年度迄に九百九十萬三千四百九十一圓を支出したるが、同十九年度以降に支出を要するもの尙ほ千六百七十三萬六千五百八圓餘を存したり。然るに當時國費は年々增加の傾向を呈し、殊に十九年度に於ては海軍省を始め其の他官廳の通常經費にして增加したるもの少なからざりしが、一方歲入は近き將來に於て增加の見込を存せざりしを以て、當初の計畫に係る海軍造艦費の如きは、全く之が財源を失ふに至れり。茲に於て政府は明治十九年度より二十一年度迄、三箇年間に總額千七百萬圓の公債を募集し、之に依て造艦其の他海軍擴張に關する諸般の設備を整へ、以て當初の目的を貫徹することと爲し、明治十九年六月十五日勅令第四十七號を以て、海軍公債證書條例を公布したり。本條例は爾後明治二十年三月勅令第一號、及同二十三年八月勅令第百七十六號を以て、其の一部を改正削除せられたるが、今右の改正を經たる本條例の全文を揭ぐれば左の如し。

海軍公債證書條例（明治十九年六月十五日勅令第四十七號）

第一條　海軍公債證書ハ海軍軍備ノ費途ニ充ツル爲メ壹千七百萬圓ヲ限リ三箇年間ニ漸次之ヲ發行スルモノトス

第二條　此公債ノ利子ハ一箇年百分ノ五トス

第三條　此公債ノ元金ハ證書發行ノ年ヨリ五箇年據置其翌年ヨリ向三十箇年間ニ抽籤ヲ以テ之ヲ償還ス

第四條　此公債證書發行ノ價格ハ大藏大臣之ヲ定ム

第五條　此公債證書ハ無記名利札附ニシテ千圓五百圓百圓ノ三種トシ其樣式ハ大藏大臣之ヲ定ム但應募者又ハ所有者ノ望ニ由リ記名トスルコトヲ得

第六條　此公債證書引受申込高每期需用ノ高ニ超過スルトキハ其申込價格ノ高キモノヨリ順次證書ヲ交付シ需用額ニ滿ツルニ至テ之ヲ止ム

第七條　此公債ノ利子ハ每年五月十一月ニ拂渡スモノトス

第八條　此公債證書抽籤ノ時ハ大藏省官吏三名以上會計檢査院官吏二名以上及ヒ日本銀行役員二名以上立會ノ上之ヲ執行ス但此公債證書額面拾萬圓以上ヲ有スルモノハ抽籤ノ席ニ臨ムコトヲ得

第九條　此條例外ノ事項ハ總テ明治十九年十月勅令第六十六號整理公債條例ニ據ル

斯くて海軍公債は明治十九年より同二十二年迄に、總額千七百萬圓を前後四回に分ち（明治十九年六月五百萬圓、同二十年三月六百萬圓、同二十一年二月二百萬圓、同二十二年三月四百萬圓）、何れも額面百圓の平價を以て呼價募集したるに、毎回非常の好況を呈し、應募總額は三千三百九十六萬八千八百圓に上り、殆んど募集額の二倍に達したり。仍て最高價格百十圓のものより最低價格百圓に至る迄順次募入し、千七百二十四萬四千百五十三圓十七錢六厘を國庫に實收したり。

第二項　償還及支拂

本公債の元金は證券發行の年より五箇年据置、其の翌年より向三十箇年間に抽籤の方法を以て償還すべきものにして、其の發行年は明治十九年より同二十二年なるを以て、之が償還は同二十四年乃至五十六年の豫定なりき。即ち政府は同二十四年四月第一回償還を行ひし以來、同三十六年二月迄に、抽籤償還を行ふこと六回、其の額五十四萬九千三百圓に及び、又明治二十九年三月國債證券買入銷却法の施行せらるるや、同四十一年三月迄に同法に依り買入銷却を爲したること前後九回、買入額面高八百十五萬四千圓に達し、茲に起債額の約半額を償還するを得たり。降りて同四十三年に至り高利國債借換整理の事あるや、同年三月中募集したる第一回四分利公債の應募金に本公債の代用拂込を許し、爲に回收したる證券額面高百九萬七千四百圓あり、之れ亦同法に依り買入銷却として之を整理せしが故に、茲に本公債の未償還額は七百十九萬九千三百圓となれり。仍て大藏大臣は國債整理の計畫を進め、同年四月三十日を以て之が全部償還を行ひたり。左に元金償還並に支拂額を年度別に表示すべし。

年度	償還額	支拂額	買入價格差增減（△）（＊は期滿失效額）	支拂未濟額
	円	円	円	円
明治二四	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—
二五	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—
二六	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—
二七	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—
二八	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—
二九	一、九四四、〇〇〇	一、九四一、九一六、〇〇〇	二、〇八四、〇〇〇	—
三〇	五、七一七、四四〇	五、七一一、六八二、六〇〇	五、七一七、四〇〇	—
三一	六六、〇〇〇	五九、三三五、〇〇〇	六、七六五、〇〇〇	—
三二	四三六、〇〇〇	四〇八、二七八、四〇〇	一七、七二一、六〇〇	—
三五	四九九、三〇〇	四七六、九〇〇、〇〇〇	—	三、四〇〇、〇〇〇
三六	—	三、〇〇〇、〇〇〇	—	四〇〇、〇〇〇
三七	—	二〇〇、〇〇〇	—	二〇〇、〇〇〇
明治四〇	六〇〇	六四八、三二〇	五一、六八〇	一〇〇、〇〇〇
四二	一、〇九七、四〇〇	一、一二九、三四八、〇〇〇	△二一、九四八、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
四三	七、一九九、三〇〇	七、一八八、二七〇、〇〇〇	—	二一、一三〇、〇〇〇
四四	—	六、二六五、〇〇〇	—	四、八六五、〇〇〇
大正元	—	三、〇八七、五〇〇	—	一、八二七、五〇〇
二	—	三〇〇、〇〇〇	—	一、五二七、五〇〇
三	—	二〇〇、〇〇〇	—	一、三二七、五〇〇
四	—	二〇〇、〇〇〇	—	一、一二七、五〇〇
六	—	—	＊三五、〇〇〇	一、〇九二、五〇〇
一三	—	—	＊一、〇九二、五〇〇	—
合計	一七、〇〇〇、〇〇〇	一六、九八八、四八〇、八二〇	二一、五一九、一八〇	

（備考）明治四十二年度償還額の全部、及同四十三年度償還額中五、七四三、一二六圓四一〇は、四分利付内外國債を以てせる整理償還額なり。

本公債の利子は年五分にして、其の支拂期は毎年五月及十一月の兩度とし、五月には其の年上半期分を、十一月には同下半期分を支拂ひ、又起債の始期に在りては元金の拂込に隨ひ、月の十五日以前なれば下半月より、十六日以後なれば其の翌月より利子を計算し、元金償還のときは償還の月迄の利子を月割として支拂ふものなり。今毎年度の利子支拂額を表示すれば次の如し。

年度	利子支拂額	年度	利子支拂額	年度	利子支拂額
明治一九	五五、五四五・〇一三円	明治二七	八四七、七二一・六七〇円	明治三五	四四五、三八六・二五〇円
二〇	四四四、〇三五・三五八	二八	八四八、八八〇・〇〇〇	三六	四一五、〇六七・五〇〇
二一	六一四、七七〇・八三五	二九	八四七、四三七・五〇〇	三七	四一四、六七三・五〇〇
二二	七八二、九〇三・七六四	三〇	四六四、一七〇・〇〇〇	三八	四一四、九七〇・〇〇〇
二三	八四九、八九五・〇〇〇	三一	四六〇、七一七・五〇〇	三九	四〇一、一八五・〇〇〇
二四	八四九、八五九・一六五	三二	四三九、八九五・〇〇〇	四〇	四二六、一七三・七五〇
二五	八四九、三三〇・〇〇〇	三三	四三九、七三〇・〇〇〇	四一	四一六、四六三・五〇〇
二六	八四八、六三〇・〇〇〇	三四	四三九、三〇五・〇〇〇	四二	四一三、〇〇七・五〇〇
				明治四三	一三四、〇三七・八八五円
				四四	二八三、三四五
				大正元	六五、〇〇三
				二	一七、五〇一
				三	三、三三四
				合計	一三、五五三、九四七・八七三

（備考）本公債の利子支拂は大正三年度を以て完結したり。

第十款　整理公債

第一項　起債

整理公債は從前起債の六分以上利付の內國債を整理償還せんが爲め、新に五分利付の證券を發行したるものにして、卽ち財政整理の爲に起したる所の公債なり。而も其の起債總額は一億七千五百萬圓の巨額に達し、明治三十七八年戰役前に於ける我國公債中の巨擘たるのみならず、本公債起債の目的は、高利の國債を低利に借換へて國庫の負擔を輕減すると共に、從前錯綜せる各種國債の統一整理を圖らんとするに在りしが故に、其の條例は我國債法規の基幹と爲り、遂に能く國債整理の目的を達するを得しめたるものにして、我國債史上最も重要なるものの一に屬す。

抑々從來の國債たるや、旣述の如く種々異れる目的を以て起債せられ、且つ其の發行條件も當時に於ける各種の狀況に制約せられて、其の名稱を始め、利子步合・償還年限・其の他證券の取扱方法等に至るまで各々其の軌を異にし、取扱上の不便尠からざるものありて、早晩之が整理統一を行ふの必要を存したり。加之明治十八年決定の國債償還方案に依れば、當時內外國債の未償還額は二億四千四百二萬餘圓にして、之に對する償還終了迄の利子積算額は二億千五百十七萬餘圓を要するの計算なりしが右未償還額の中一億七千五百二十萬餘圓は六分以上利付の內國債に屬するものなるが故に、若し之を五分利付のものに借換ふるときは、年々巨額の利子支出を減少することを得べし。時恰も明治十九年一月を以て紙幣の兌換實施せられ、其の結果紙幣の價格平價に復し、且つ金融機關も亦漸く發達するに及びて金利頻に低落し、諸銀行預金利子の如きも概ね年利三四分の間に降り、六分以上利付の諸公債證書は其の價格何れも額面を超過するの狀況にして、當に高利國債借換の好機に際會せり。茲に於てか政府は新に整理公債を發行して、高利公債の借換を行ふと共に、各種國債の統一を行ひ、以て財政の整理を圖ることと爲し、明治十九年十月十六日勅令第六十六號を以て整理公債條例を公布したり。之れ實に本邦に於て特別の一條例を制定して國債の借換整理を行ひたる嚆矢なり。

本條例は其の後明治二十一年六月勅令第四十六號を以て第六條に第二項を、第七條に但書を追加し、又同三十七年二月勅令第四十三號を以て、第四條中『無記名利札附ニシテ五千圓千圓五百圓百圓五拾圓ノ五種トス』を『無記名利札附トス』に、第五條中『樣式』を『種類及樣式』に改めたるが、今此等の改正を經たる本條例の全文を示せば左の如し。

整理公債條例（明治十九年十月十六日勅令第六十六號）

第一條　整理公債ハ從前發行ノ六分以上利附ノ內國債ヲ償還整理スルカ爲メニ募集スルモノトス

第二條　整理公債ハ壹億七千五百萬圓ヲ限リ大藏大臣財政ノ便宜ヲ計リ漸次之ヲ募集スルモノトス

第三條　整理公債利子ノ割合ハ一箇年百分ノ五トス

第四條　整理公債ニ對シ發行スル證書ハ無記名利札附トス但應募者又ハ所有者ノ望ニ由リ記名トスルコトヲ得

第五條　整理公債證書ノ種類及樣式ハ大藏大臣之ヲ定メ豫メ告示スヘシ

第六條　整理公債ヲ募集スルトキハ其總額價格應募申込日限應募金拂込度數等ハ大藏大臣之ヲ定メ豫メ告示スヘシ

大藏大臣ハ前項ノ手續ニ依ラス市場ノ時價ニ準シ整理公債證書ノ價格ヲ定メ臨時之ヲ發行シテ日本銀行ニ交付スルコトヲ得但發行シタル證書ノ金額及價格ハ大藏大臣其發行ノ翌日之ヲ告示スヘシ

第七條　整理公債應募高每期需要ノ額ニ超過スルトキハ大藏大臣ハ應募價格ノ高キモノヨリ順次證書ヲ交付シ需要額ニ滿ルニ至テ止ム其價格同シキモノハ申込ノ高ヲ割合減少スルモノトス但時宜ニ由リ貳百圓以下ノ應募者ニハ之ヲ減少セサルコトアルヘシ

第八條　整理公債應募金ノ拂込ヲ數回ニ分ツ場合ニ於テ拂込期ノ末日マテニ拂込未濟ノモノアルトキハ其翌日ヨリ現拂込ノ日マテ一箇年百分ノ七ノ割合ヲ以テ利子ヲ徵收スヘシ

前項拂込期日後三箇月ヲ過キ猶ホ拂込ヲ爲ササルトキハ公債證書ヲ交付セス且既ニ拂込ノ金額ハ還付セサルモノトス

第九條　整理公債元金ハ募集ノ年ヨリ五箇年据置其翌年ヨリ向五十箇年間ニ抽籤法ヲ以テ償還スルモノトス但償還金額ハ其時々大藏大臣之ヲ定メ豫メ告示スヘシ

第十條　整理公債元金償還ノ爲メ抽籤ヲ爲ストキハ日本銀行本店ニ於テ大藏省官吏三名以上會計檢査院官吏二名以上日本銀行役員二名以上立會ノ上之ヲ執行ス但整理公債證書額面三十萬圓以上ヲ有スルモノハ抽籤ニ臨席スルコトヲ得

抽籤ノ後ハ日本銀行ヲシテ當籤證書ノ記號番號種類及金額等ヲ廣告セシムルモノトス

第十一條　整理公債ノ利子ハ每年六月十二月ニ於テ支拂フモノトス

第十二條　整理公債ノ利子ハ其元金拂込ノ時月ノ十五日以前ニ在ルモノハ下半月分ヨリ支拂ヒ月ノ十六日以後ニ在ルモノハ翌月分ヨリ支拂ヒ元金償還ノ年ニ於テハ其償還ノ月マテ月割ヲ以テ支拂フモノトス

第十三條　整理公債證書ノ利札ハ利子請取ノ時其所有者各自之ヲ截斷シテ日本銀行本支店又ハ代理店ニ持參スヘシ

第十四條　整理公債元利ノ支拂ヲ請求セサルモノアルトキハ元金ハ償還ノ月ヨリ滿十五箇年利子ハ支拂ノ期月後滿五箇年ヲ過クレハ之ヲ支拂ハサルヘシ但證書ノ紛失汚染及毀損等ニ由リ元利ノ支拂ヲ見合セ及ヒ訴訟事件ニ由リ請求ヲ爲シ難キ場合アルトキハ其間ノ日數ヲ算セス

第十五條　無記名證書ヲ記名ニ變換セントスルモノハ其請求書ニ戸長ノ奥書ヲ受ケ證書ヲ添ヘ日本銀行本支店又ハ代理店ヲ經由シテ大藏省ニ申出ヘシ

第十六條　記名證書ノ賣買讓渡ヲ爲シタルモノハ雙方連署ノ請求書ヲ添ヘ日本銀行ノ本支店又ハ代理店ニ差出シ名前書換ヲ請フヘシ

第十七條　記名證書ノ所有者死去シタルトキ其相續人ハ請求書ニ正當ノ相續人タルコトヲ證スル戸長ノ奥書ヲ受ケ前條名前書換ノ手續ヲ爲スヘシ

第十八條　記名證書ノ所有者ノ遺旨ニ依リ相續人ニ非スシテ證書ヲ讓リ受クルモノアルトキハ右相續人ヲ以テ保證人トナシ前條名前書換ノ手續ヲ爲スヘシ但相續人ナキ場合ニ於テハ前所有者ノ親戚二名以上ヲ以テ保證人ト爲スヘシ

第十九條　記名證書ノ所有者身代限ノ處分ヲ受ケ證書ノ所有權他ヘ移轉シタルトキ其引受人ハ裁判所ノ證明書ヲ承ケ之ヲ證書ニ添ヘ前條名前書換ノ手續ヲ爲スヘシ

第二十條　整理公債證書若クハ其利札水火災等ニ由リ消滅シタルトキハ二名以上ノ保證人ヲ立テ日本銀行本支店又ハ代理店ヲ經由シテ大藏省ニ届出代證書若クハ代利札ノ交付又ハ利子ノ支拂ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テ大藏省ハ其消滅ノ證跡明確ナリト認ムルトキハ直ニ代證書若クハ代利札ヲ交付シ又ハ利子ヲ支拂フヘシ

第二十一條　整理公債證書又ハ利札ヲ紛失シタルモノハ日本銀行本支店又ハ代理店ニ届出ヘシ其發見ノ時亦同シ

前項ノ届出アルトキハ銀行ハ直ニ其次第ヲ廣告スヘシ但廣告料ハ届出人ヨリ納メシムルモノトス

第二十二條　公債證書又ハ利札紛失ノ届出アルトキハ日本銀行本支店又ハ代理店ハ之カ支拂ヲ見合スヘシ

第二十三條　紛失届出ノ證書又ハ利札ヲ日本銀行本支店又ハ代理店ニ持參スルモノアルトキハ銀行ハ之ヲ預リ置キ其旨ヲ届出人ニ報知シ持參人ト届出人ト相當ノ手續ヲ經テ所有權ヲ證明スルヲ待テ其取扱ヲ爲スヘシ

第二十四條　記名證書紛失届出後一回ノ利拂了リタル上ハ二名以上ノ保證人ヲ立テ日本銀行本支店又ハ代理店ヲ經由シテ大藏省ニ申出代證書ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

第二十五條　紛失無記名證書其届出ヨリ滿六箇年ヲ過キ紛失利札其支拂期限ヨリ滿四箇年ヲ過キ猶ホ發見セサルトキハ届出人ニ代證書ヲ交付シ又ハ利子ヲ支拂フヘシ但本文期限ヲ過キテ紛失證書又ハ利札ヲ持參スルモノアルモ届出人ニ對シテノミ起訴ノ權アルモノトス

第二十六條　紛失證書ノ當籤ハ無效ノモノトス

第二十七條　整理公債證書ヲ汚染又ハ毀損シタルトキハ日本銀行本支店又ハ代理店ヲ經由シテ其證書ヲ大藏省ニ差出シ代證書ノ交付ヲ請求スルコトヲ得大藏省ニ於テ其眞正ヲ鑑別シ得ヘキモノニハ代證書ヲ交付シ鑑別シ難キモノニハ其取扱總テ紛失證書ノ例ニ準セシム

第二十八條　第十五條ノ證書交換ヲ受クルトキ第十六條第十七條第十八條第十九條ノ名前書換ノトキ第二十條第二十四條第二十五條第二十七條ノ代證書ヲ受クルトキ及ヒ記名證書ノ取扱店ヲ變更スルトキハ日本銀行本支店又ハ代理店ハ相當ノ手數料ヲ本人ヨリ納メシムル

コトヲ得

第二十九條　第二十條第二十四條ノ保證人ハ日本銀行本支店又ハ代理店ニ於テ滿足スルモノニ限ルヘシ

第三十條　從前發行ノ六分以上利附ノ公債證書ヲ所有スルモノハ元金償還ノ時本人ノ請求ニ由リ大藏省ノ都合ヲ以テ整理公債證書ヲ交付スルコトアルヘシ

第三十一條　整理公債證書ノ製造費發行費及ヒ募集初年ノ利子ハ募集金ヲ以テ支出スルコトヲ得

第三十二條　整理公債ノ募集償還利子ノ拂渡證書ノ書換等ニ關スル取扱手續ハ大藏大臣之ヲ定メ日本銀行ヲシテ其事務ヲ取扱ハシム

然るに明治三十九年四月法律第三十四號を以て「國債ニ關スル法律」の制定せらるるや、整理公債條例中大に改刪を加ふるの必要を生じたるを以て、同年六月六日勅令第百三十六號を以て、本條例の第十條及第十五條以下の全文を削除し、同年七月一日より之を實施したり。

整理公債の起債は明治二十年に始まり、同三十年に至りて條例所定の總額一億七千五百萬圓に滿ち、茲に全部の起債を終了せり。而して起債の方法は直接募集特別發行及び證券交換發行の三種あり、其の直接募集に係る起債は前後五回、額面高三千二十萬四千圓にして、起債總額の一割七分强に當り、特別發行は前後八回、其の額面高千九百八萬九千百五十圓卽ち一割一分弱を占め、又證券の交換に依るものは其の額面高一億二千五百七十萬六千八百五十圓の多額を算し、起債總額の七割二分弱に相當せり。今前述三種の發行高を各年に區分すれば左表の如し。

年次	直接募集	特別發行	證券交換發行	計	年次	直接募集	特別發行	證券交換發行	計
明治二〇	一〇、一七九、六五〇円	—円	二六、五八四、八〇〇円	三六、五六四、四五〇円	明治二六	—円	二、〇七一、六〇〇円	一五、九一六、三〇〇円	一七、九八七、九〇〇円
二一	—	七、五〇〇、〇〇〇	一六、四五三、九〇〇	二三、九五三、九〇〇	二八	—	二、〇〇〇、〇〇〇	—	二、〇〇〇、〇〇〇
二二	五、〇〇〇、〇〇〇	—	一九、三一六、九五〇	二四、三一六、九五〇	二九	—	四、〇一五、〇〇〇	—	四、〇一五、〇〇〇
二三	—	—	三、三四七、四五〇	三、三四七、四五〇	三〇	—	五〇二、五五〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇二、五五〇
二四	五、〇一四、三五〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一一、四三八、一〇〇	一九、四五二、四五〇	合計	一九、〇八九、二五〇	一二、五〇六、八五〇	一七、五六、八五〇	一七五、〇〇〇、〇〇〇
二五	一〇、〇〇〇、〇〇〇	—	三〇、八五〇、三五〇	四〇、八五〇、三五〇					

斯くて本公債の發行に依りて、明治十九年度より同三十一年度迄の間に於て、金祿公債（六分及七分利付）・金札引換公債（六分利付）・起業公債（六分利付）・金札引換無記名公債（六分利付）・中山道鐵道公債（七分利付）・征討費借入金（七分五厘利付）の諸國債を漸次償還するを得たり。

第二項　償還及支拂

整理公債の元金は、條例第九條に依り募集の年より五箇年据置、其の翌年より向五十箇年間に抽籤の方法を以て償還すべきものとす。而して政府は國債の償還に關しては從來常に意を用ゐ、假令條例上隨時の償還を許すものと雖も、戰亂其の他重大なる事故なき限りは、常に年々多少の償還を行ふの方針を採り來れり。從て整理公債に就ても据置期間滿了後直に其の償還を開始し、爾後年々多少の償還を爲すは起債當初よりの計畫にして、明治十九年九月大藏大臣が閣議に提出したる本公債條例制定の請議に見るも、本公債の發行に依る高利公債の借換は、明治十九年度より同二十四年度迄の六箇年間に完了したる上、同年度より本公債の償還に着手し、爾後年々償還支消して同三十八年度に

至り全部の終了を告ぐべき計畫なりしなり。然るに借換事業の進否は金融の繁閑に關すること多く、爲に當初の豫定期間内に借換整理の完結を見る事を得ず、二十六年四月に至り漸く整理の事業一段落を告げたる狀況なりしを以て、此間本公債の起債に急にして、未だ其の償還に着手するの遑を得ざりしが、尋いで明治二十七八年戰役の勃發あり、爲に償還の着手をして益〻遷延せしめたり。斯くて明治二十九年三月卽ち二十八年度末に至りて、始めて一萬圓の抽籤償還を實行し、同三十五年五月第二回の抽籤を執行して九十九萬七千百圓を償還したり。爾後此の抽籤の方法に依り明治四十三年五月迄に隨時償還したる額は、二千五百十萬二千九百圓に達し、前記第一回及第二回の分と合して、抽籤償還の總額は二千六百十一萬圓に上れり。之より先き明治二十九年二月國債證券買入銷却法の公布あり、同年九月以降此の法律の規定に依り、每年度國債費豫算定額内に於て屢〻證券の買入銷却を行ひ、明治四十三年の國債借換整理の時に至る迄、前後十九回に亙りて合計千百四十四萬八百五十圓を銷却せしが、更に同年借換整理の便法として四分利公債應募拂込金に本公債の代用を許すことと爲し、之に依りて買入銷却したる額四千七百四十三萬五千三百圓に達したり。斯くして明治四十三年五月末日の現計に於ては、未償還額九千一萬三千八百五十圓を剩すこととなりしが、大藏大臣は借換整理の方針に從ひ、同日を以て之が全部償還を爲し、玆に明治二十年以來國債界に一大勢力を有せし整理公債は全く其の終焉を告げたり。今左に本公債の元金償還並に支拂の狀況を表示すべし。

年度	償還額	支拂額	買入價格差增減（△印は期滿失效額）	支拂未濟額
明治二八	円 10,000	円 10,000,000	円 —	円 —
二九	四三五、七五〇	四三五、三五九・〇五〇	四四〇・九五〇	—
三〇	七〇七、〇〇〇	六六四、五八〇・〇〇〇	四三二、四三〇・〇〇〇	—
三一	四、五六四、二〇〇	四、三二六、六四三・九二〇	三三七、五五七・〇八〇	—
三二	五九九、四五〇	五七四、八七三・五五〇	二四四、五七七・四五〇	—
三五	一、五六五、二五〇	一、五〇九、九六二・三六六	五〇、〇八七・六六四四	—
三六	—	三、六〇〇・〇〇〇	—	一、六〇〇・〇〇〇
三七	—	一、三〇〇・〇〇〇	—	三〇〇・〇〇〇
三八	—	二〇〇・〇〇〇	—	一〇〇・〇〇〇
四〇	四、五六七、二五〇	四、四一三、三一一・五六〇	一五四、〇一三・四四〇	二五・〇〇〇
四二	一二、〇九二、一〇〇	一二、三一三、五三四・八〇〇	△ 三三一、四三四・九〇〇	二五・〇〇〇
四三	一五一、四六九、〇〇〇	一五一、一一〇、三一七・〇〇〇	△ 一、〇四三、七一八・二五〇	四二一、五六六・二五〇
四四	—	三五三、四四五・二五〇	—	一五九、三八七・五〇〇
大正元	—	七一、五四〇・〇〇〇	—	八七、八五七・五〇〇
二	—	一六、四三〇・〇〇〇	—	七一、四〇七・五〇〇
三	—	九、五二六・〇〇〇	—	六八、一八一・二五〇
四	—	六、四三三、七五〇	—	五五、四〇七・五〇〇
五	—	一、三七五・〇〇〇	—	五四、〇三三・五〇〇
六	—	一、五二二・五〇〇	* 二五・〇〇〇	五二、四九五・〇〇〇
七	—	四〇〇・〇〇〇	—	五二、〇九五・〇〇〇
八	—	三五〇・〇〇〇	—	五一、七四五・〇〇〇
九	—	二五〇・〇〇〇	—	五一、四九五・〇〇〇
一〇	—	五〇・〇〇〇	—	五一、四四五・〇〇〇
一一	—	一、八〇〇・〇〇〇	—	四九、六四五・〇〇〇
一二	—	一五〇・〇〇〇	—	四九、四九五・〇〇〇
一三	—	一三二・五〇〇	* 四、八九六・二五〇	四四、四六六・二五〇
一四	—	—	* 四四、四六六・二五〇	—
合計	一七五、〇〇〇、〇〇〇	一七五、六一六、九八一・三四六	六一六、九八一・三四六	

（備考）明治四十三年度と四十四年度と計數符合せざるは後年訂正せしに由る。從つて買入價格差增減及期滿失效合計額も異動すべきも、姑く額面總額と支拂總額との差增額を揭げたり（本表の計數に依る合計額は六一五、七二九圓〇九六となる）。

本公債の利率は年五分にして、每年六月及十二月の兩度に各半箇年分を支拂ふものとす。其の初期利子は、募集金の拂込が、月の十五日以前なる時は其の月の半箇月分、十五日以後なるときは翌月分より之を附し、終期利子は其の抽籤執行が月の十五日以前なるときは前月迄、月の十五日以後なるときは上半箇月分を附するものなり。今各年度別利子支拂額を表示すれば左の如し。

年度	利子支拂額	年度	利子支拂額	年度	利子支拂額	年度	利子支拂額
明治一九	二、七一〇・一六九円	明治二八	八、三三六、九六一・八七六円	明治三七	八、三四五、四一九・三一三円	大正二	九一八・七三四円
二〇	一、一六二、七三五・八三五	二九	八、四七六、七四二・〇五一	三八	八、三五七、一二一・六六六	三	四八三・九四一
二一	二、三一〇、六二四・三六七	三〇	八、六七二、五四七・六八三	三九	八、二九八、七六八・七三〇	四	一二六・五九〇
二二	三、七七四、七一八・九三一	三一	八、五一五、四五六・九三五	四〇	八、三六一、八三四・五八三	五	七・五〇〇
二三	四、三七五、九八二・七八二	三二	八、四四二、三九四・三四五	四一	八、一一五、九二八・七三〇	九	三・七五〇
二四	四、七四一、五四七・三八三	三三	八、四三〇、三五九・四三六	四二	八、一五一、九六八・七三〇	合計	一六七、一一〇、七六七・九一六
二五	六、二四五、〇九九・七九七	三四	八、四三一、八〇三・四六一	四三	二、三九四、八八五・〇〇八		
二六	八、〇八六、八〇四・九〇二	三五	八、三八八、四四〇・四七五	四四	一〇、〇五六・六八七		
二七	八、三一〇、三一五・三三三	三六	八、三五五、二三五・五七五	大正元	三、九三二・二六八		

（備考）大正十、十一兩年度は資料燒失のため不明、十二年度以降は支拂なし。

第十一款　鐵道費補充公債

第一項　起債

鐵道費補充公債は中山道鐵道公債に附隨する一種の經濟的國債にして、明治十七年以來中山道鐵道公債募集金を以て經理したる鐵道建設費の不足を補充する爲め、起債したるものなり。曩に中山道鐵道線路敷設の計畫を變更して之を東海道に移すや、之に伴ひて政府は急速に神奈川縣下戸塚横須賀間の支線、及滋賀縣下大津長濱間の線路敷設工事の竣工を圖ることと爲せしが、右に要する經費は一時鐵道基金部より支出し、之が爲め他日東海道鐵道建設費に不足を生じたるときは、改めて補足の方法を講ずることとしたり。然るに其の後工事は著々進捗し、東海道線は勿論戸塚横須賀間の支線は明治二十一年度中に略ぼ成功を告げ、大津長濱間の線路も將に一兩年中に完成せんとし、經費の支出は益々急を告ぐるに至り、當に鐵道建設費補充の策を講せざるべからざるの必要に迫られたり。茲に於て政府は此の際右經費支辨の爲には新に公債を募集するの他なきを認め、明治二十二年一月勅令第六號を以て左の如く鐵道費補充公債條例を公布し、之に基き同月三十一日大藏省告示第十四號を以て、本公債二百萬圓を募集したり。

鐵道費補充公債條例（明治二十二年一月二十八日勅令第六號）

第一條　鐵道費補充公債ハ神奈川縣下戸塚横須賀間滋賀縣下大津長濱間ノ鐵道布設資金ヲ補充スルカ爲メニ證書額面貳百萬圓ヲ限リ募集スルモノトス

第二條　此公債募集ノ方法、元金ノ償還年限、利子歩合、利子支拂期月及ヒ其他ノ事項ハ總テ明治十九年勅令第六十六號整理公債條例ニ依ル

本公債の募集に當りては其の最低價格を額面平價と定めたるが、應募は頗る盛況にして、其の額五百四十四萬二千三百五十圓に達し、高價申込のみを以て需要額を滿し得たるを以て、其の實收額は二百萬七千七十四圓四十一錢三厘となり、之を證券發行額に割當つるときは、券面金額百圓に付き平均百圓三十五錢四厘弱に相當せり。

第二項　償還及支拂

本公債の元金は整理公債條例に則り、募集の年卽ち明治二十二年より五箇年据置、其の翌年より向

五十箇年間に抽籤の方法を以て償還すべきものなり。然るに既述の如く六分以上利付公債は明治二十六年度迄に悉皆償還を了したるを以て、政府は翌二十七年度より五分以下利付の公債を償還せんと欲し、茲に先づ債額最も寡少なる本公債を擇びたり。斯くて本公債は起債後僅に五年にして、明治二十七年四月を以て一時に償還せられ、從つて抽籤の執行も實際其の必要を見ずして止みたり。今左に償還並に支拂額を表示すべし。

年度	債還額	支拂額	支拂未濟額
明治二七	二、〇〇〇、〇〇〇円	一、九九七、九五〇円	二、〇五〇円
二八	—	一、四〇〇	六五〇
二九	—	五〇〇	一五〇
合計	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	—

本公債の利率は年五分にして、毎年六月及十二月の兩度に支拂ふものとし、初期及終期の利子計算方法は他の諸公債に同じ。左に毎年度の利子支拂額を表示すべし。

年度	利子支拂額	年度	利子支拂額	年度	利子支拂額
明治二二	四九、一六七・五〇〇円	明治二五	九九、九五五・〇〇〇円	明治二八	八八・三三八円
二三	一〇〇、八三三・五〇〇	二六	九九、九五一・二五〇	二九	四五・八三五
二四	九九、九五七・五〇〇	二七	三三、三二四・九四七	三〇	六・六六七
				合計	四八三、三九九・五三七円

第十二款　軍事公債

第一項　起債

軍事公債は明治二十七八年清國及朝鮮との交渉事件に關する軍費支辨の爲め發行したる國債にして、明治三十七八年戰役以前に於ける軍事的國債中其の債額最も巨大なるものとす。初め明治二十七年朝鮮事件の起るや、政府は同年度第二豫備金を以て臨時の費途に供給したりしが、費額鉅萬に上り到底第二豫備金の能く支辨し得べき所にあらざりしを以て、重ねて國庫剩餘金を以て焦眉の急に應じたり。既にして事件は延いて清國との交渉に移り、忽ち之と戰端を開くに及び、軍費の需要は益々其の急を告ぐるに至れり。茲に於てか同年八月十四日勅令第百四十三號を公布し、軍費支辨の爲め財政上緊急處分として、特別會計に屬する資金を繰替使用し、借入金を爲し及公債を募集し得ることを規定し、之に基き同月十六日勅令第百四十四號を以て左の如く軍事公債條例を發布し、金額五千萬圓を限り漸次公債を募集すべきことを定めたり。之れ卽ち第一回軍事公債の起因とす。

軍事公債條例（明治二十七年八月十六日勅令第百四十四號）

第一條　軍事公債ハ勅令第百四十三號ニ依リ金額五千萬圓ヲ限リ漸次募集スルモノトス

第二條　此ノ公債ノ利子ハ一箇年百分ノ六以下トシ元金償還ニ至ルマテ毎年六月及十二月ノ兩度ニ之ヲ支拂フ

第三條　此ノ公債ノ元金ハ證書發行ノ年ヨリ五箇年据置其ノ翌年ヨリ向五十箇年以內ニ償還スヘシ

第四條　此ノ公債ヲ募集スルニ付キ其ノ總額、價格、利子歩合、應募申込日限、應募金拂込度數其ノ他必要ナル事項ハ大藏大臣之ヲ定ム

第五條　此ノ公債證書ノ交付元利仕拂ニ關スル時效證書ノ取扱其ノ他此ノ條例ヲ以テ規定セ

サル事項ハ總テ明治十九年勅令第六十六號整理公債條例ニ據ル

右條例に基き同年八月十七日大藏省告示第三十二號を以て、本公債第一回募集の事を發表し、募集總額三千萬圓、利率年五分、發行價格は額面百圓に付最低百圓と定めたり。而して之に對する應募の總額は、七千七百萬二千六百五十圓にして、豫定額を超過すること四千七百萬餘圓に達せしを以て、應募額の中高價申込額千百六十二萬七千八百五十圓、最低價格申込額千八百三十七萬二千百五十圓を募入とし、以て豫定額三千萬圓に滿たしめたり。

尋いで同年十月臨時帝國議會を廣島に召集せらるるや、政府は臨時軍事費として一億五千萬圓の豫算を要求すると共に、軍費支辨の爲め更に一億圓の公債募集法律案を提出せしに、同法案は全會一致を以て兩院を通過し、同月二十四日法律第二十五號を以て左の如く公布せられたり。

法律第二十五號（明治二十七年十月二十四日）

清國及朝鮮國トノ交渉事件ニ關スル軍費支辨ノ爲メ壹億圓ヲ限リ一箇年六朱以下ノ利子ヲ以テ漸次公債ヲ募集シ若クハ借入金ヲ爲スコトヲ得

但募集借入ノ方法規約償還年限其他必要ナル事項ハ大藏大臣之ヲ定ム

即ち右法律に基き同年十一月軍事公債の第二回募集を行ふことと爲し、十一月二十二日大藏省令第十九號を以て左の如く募集條項を公布し、同月大藏省告示第四十號を以て應募の諸條件を發表したり。之れ即ち第二回の募集なりとす。

大藏省令第十九號（明治二十七年十一月二十二日）

明治二十七年法律第二十五號ニ據リ軍事公債五千萬圓ヲ募集ス

此公債利子ハ一箇年百分ノ五トス

此公債償還利子仕拂其他ノ取扱ハ明治十九年勅令第六十六號整理公債條例ノ規定ニ準據スヘシ

本回の募集は第一回募集の發表後僅に三箇月を隔つるに過ぎざるのみならず、當時尙ほ第一回の應募金の拂込中に係り、金融日に切迫せんとするの際なりしを以て、前回に比し其の募集價格を低下して最低九十五圓と定め、以て應募者の吸收に努むることと爲し、他方に於て大藏大臣は前回と同じく地方長官に內訓し、且銀行家に諭示し、以て應募の勸誘に努めしめたり。又本回の募集に當りては整理公債條例第七條但書の規定を適用して、一口二百圓以下の申込に對しては割當無減少の取扱を爲し、以て廣く民衆の愛國的應募を尊重することとしたり。而して募集の結果は應募額九千三十萬千三百圓に上り、豫定額を超過すること四千三十萬餘圓の多きに達したり。仍て高價申込額二千二百十一萬九千八百五十圓、最低價格申込額中二百圓以下の少額申込の分七百九十二萬四千圓と、其の他の割當減少に係る分千九百九十五萬六千百五十圓とを募入とし、合計五千萬圓に滿たしめたり。

明治二十八年四月講和條約成立し、戰役玆に終局を告げ、尋いで軍事關係者に對して論功行賞の事行はれしが、此の中一時賜金は受給者の便宜を圖りて軍事公債證書を以て交付することと爲し、明治二十八年十月勅令第百三十七號を以て之を公布したり。玆に於て同月大藏省令第三號を以て、左の如く軍事公債一千萬圓發行のことを發表したり。之れ即ち軍事公債の第三回發行なりとす。

大藏省令第三號（明治二十八年十月四日）

明治二十七年法律第二十五號ニ據リ明治十九年勅令第六十六號整理公債條例第六條第二項ノ

方法ヲ以テ證書額面壹千萬圓ヲ限リ漸次軍事公債證書ヲ發行ス

此公債利子ハ一箇年百分ノ五トス

此公債償還利子仕拂其他ノ取扱ハ明治十九年勅令第六十六號整理公債條例ノ規定ニ準據スヘシ

此の證券は一時賜金の代用として發行するものなるが故に、陸海軍兩省に於て實際の需要ある毎に漸次發行して、受給者に交付せしものにして、其の發行回數は三十三回に及び、明治三十三年十月十五日を以て發行の終結を告げたり。而して實際の發行總額は九百九十二萬四千二百五十圓にして七萬五千七百五十圓は未發行のままに終れり。

然るに之より先き明治二十八年二月第八回帝國議會に於て、政府は更に一億圓の臨時軍事費追加豫算案、及同額の公債募集法律案を提出したり。蓋し前年十月召集の臨時帝國議會に於て可決せられし臨時軍事費豫算一億五千萬圓は、僅に二十八年六月までの軍費を支へ得るに過ぎざりしが、當時戰局の前途は尚ほ容易に豫測すべからざるものあり、若し交戰の繼續久しきに亙るに於ては、軍費の缺乏を告ぐることなきを保し難かりしを以て、政府は七月以後十二月までに要する軍費を概略一億圓と豫定して、之を議會に要求せしものなり。右兩案は議會の協贊を經、公債募集法律は同年三月法律第八號を以て左の如く公布せられたり。

法律第八號（明治二十八年三月四日）

清國トノ交渉事件ニ關スル軍費支辨ノ爲更ニ壹億圓ヲ限リ一箇年六朱以下ノ利子ヲ以テ漸次公債ヲ募集シ若ハ借入金ヲ爲スコトヲ得

但シ募集ノ價格及募集借入ノ方法規約償還年限其ノ他必要ナル事項ハ大藏大臣之ヲ定ム

斯くて明治二十九年三月に至りて、本公債の第四回發行のこと公布せられたり。而して本回の發行總額は三千五百萬圓にして、此の中一千萬圓は普通の方法に依りて之を公募し、二千五百萬圓は整理公債條例第六條第二項の方法を以て特別發行を爲すこととし、之に關する省令を左の如く公布したり。

大藏省令第二號（明治二十九年三月四日）

明治二十七年法律第二十五號及同二十八年法律第八號ニ據リ軍事公債證書額面壹千萬圓ヲ募集ス

此公債利子ハ一箇年百分ノ五トス

此公債償還利子仕拂其他ノ取扱ハ明治十九年勅令第六十六號整理公債條例ノ規定ニ準據ス

大藏省令第三號（明治二十九年三月四日）

明治二十七年法律第二十五號及同二十八年法律第八號ニ據リ明治十九年勅令第六十六號整理公債條例第六條第二項ノ方法ヲ以テ公債額面貳千五百萬圓ヲ限リ軍事公債證書ヲ發行ス

此公債利子ハ一箇年百分ノ五トス

此公債償還利子仕拂其他ノ取扱ハ明治十九年勅令第六十六號整理公債條例ニ準據ス

而して其の發行價格は募集に依るものは、額面百圓に付最低百圓とし、特別發行に依るものは額面平價と定めたり。然るに本回募集の成績は甚だ良好ならずして、豫定額一千萬圓に對し應募額は高

價申込額百二萬六千八百五十圓、最低價格申込額五十五萬千二百圓、合計僅に百五十七萬八千五十圓に止まりたり。仍て其の不足額八百四十二萬千九百五十圓は、國庫預金部及日本銀行に於て之を引受け、以て漸く豫定額一千萬圓に滿たすことを得たり。又特別發行に係るものは全部國庫預金部の現在金を運用して、之に應せしめしものとす。

以上述べたる如く、明治二十七八年戰役に際して、政府が軍費支辨の爲に公債發行の法令を制定せしは前後三回に及び、其の豫定總額二億五千萬圓に達したり。但し明治二十七年十月臨時議會に於て、第二回の起債の協贊を得るに方り、政府は曩に勅令第百四十四號に依りて募集せし殘額二千萬圓は、之を募集せざることに決せしを以て、結局政府が軍費支辨の爲め公債を募集し、若くは借入金を爲し得べき總額は二億三千萬圓となれり。而して此の豫定額の範圍内に於て、政府は前述の如く前後四回に渉りて起債を實行せしが、其の總額一億二千五百萬圓にして、豫定總額の約半額に過ぎず、而も實際證券の發行額は、更に減じて一億二千四百九十二萬七百五十圓に止まりしものとす。

第二項　償還及支拂

軍事公債の償還に關しては、整理公債條例第九條の規定を適用すべきものなるに由り、發行の年より五箇年据置、六箇年目より向五十箇年間に抽籤の方法を以て償還すべきものとす。而して本公債第一回の募集着手は明治二十七年に在りしと雖も、募集を完結して證券を發行したるは翌二十八年なりしが故に、此の最先の證券に對する元金は、此の時より起算して五箇年間即ち明治三十二年迄は据置期間に屬したり。又本公債の特別發行は明治二十八年以降六箇年に亙りたるを以て、同三十三年より同八十七年に至る五十五箇年（内五箇年据置）間に償還を終了すべきものなり。而して政府は國債證券買入銷却法に依り明治三十二年七月國庫預金部の所有に係る本公債證書額面八百三十三萬九千三百圓を買入銷却したるが、之れ本公債元金償還の第一着手なりき。

翌明治三十三年度中に編成せられたる國債償還方案に依れば、本公債に就ては、明治三十四年度以降二十五箇年賦元利混合濟崩法を以て支消するの計畫にして、初年度に於て二百四十四萬三千六百圓を償還すべき豫定なりしが、財政上の都合に依り遂に其の計畫を實行するに至らず、翌三十五年五月中第一回の抽籤を行ひ、五十九萬七千六百圓を償還したる外、國債證券買入銷却法に依り同年八月中十七萬五千八百圓、同三十六年三月中十六萬六千九百圓を銷却したるに過ぎざりき。偶々明治三十七八年戰役の起るに際し、一時償還の進捗に頓挫を來したるが、戰後即ち同三十九年度に於て國債整理基金特別會計法の施行あり、之に伴ひて再び其の償還計畫に變更を見るに至れり。斯くて同四十一年三月中該基金の償還豫算に依り、二百二十三萬五千二百圓の買入銷却を爲し、越えて同四十二年度　於て同年度末に募集したる第一回四分利公債の應募金代用として拂込を受けたる四百八十八萬二千三百圓を銷却し、尙ほ法令の規定に依り公賣に付すべき擔保充用の證券、竝に政府の所有に歸したる同上證券七千圓に對しても買入銷却を行ひ、尋で翌四十三年には前年度より繼續せる國債借換計畫の遂行に由り、第一・第二回四分利公債及第三回四分利付英貨公債の應募金代用拂込を以て買入銷却を爲したるもの二千九百五十萬八千六百圓、擔保充用の證券を買入銷却したるもの七百圓合計銷却額二千九百五十萬九千三百圓に達し、玆に本公債の未償還額は七千九百萬七千三百五十圓となれり。仍て政府は更に借換整理の歩を進め、裏書附（明治三十年五月國庫預金部所有軍事公債四千三百萬

圓を裏書附にて倫敦市場に賣却す）のものを除外したる殘高五千七百八十五萬千三百五十圓は、明治四十三年六月三十日を以て、又裏書附の分現在高二千百十五萬六千圓は、同年七月一日を以て全部償還を爲し、玆に本公債の償還を結了せり。左に毎年度の元金償還額竝に支拂高を表示すべし。

年度	償還額	支拂額	期末滿失減價格（○印は增減額）買入價格差額（＊印は增減額）	支拂未濟額
明治三二	円	円	円	円
	八、三五六、三五〇	八、〇〇一、三五八、三五〇	三三七、七四一、〇五〇	一
三五	九四〇、〇五〇	八、〇五〇、三五〇、三四四	六、〇四四、六六六	六、七四〇、〇〇〇
三六	—	一、七四四、〇〇〇	—	九、三五〇、〇〇〇
三七	—	四、一〇〇、〇〇〇	—	五、三五〇、〇〇〇
三八	—	一、三〇〇、〇〇〇	—	三、七五〇、〇〇〇
三九	—	七、七〇〇、〇〇〇	—	五、〇三〇、〇〇〇
四〇	二、三五二、一〇〇	二、一三二、一〇〇、四四〇	八四〇、〇三〇、三一〇	三、一六二、七五〇
四一	—	二、六六〇、三五〇	—	一、八六〇、〇〇〇
四二	四、八八八、八〇〇	四、九八八、八四三、一五〇	△九七、四四五、六〇〇	一、〇六六、三五〇
四三	一〇八、五六六、六五〇	一〇七、八六六、七四〇、〇五〇	△二三二、二三五、〇〇〇	一、〇八四、九七七、五〇〇
四四	—	九九五、八三一、〇〇〇	—	二八、三九九、五五〇
大正元	—	一四八、七八六、〇五〇	—	一四八、七八六、〇五〇
二	—	六二、七四五、三五〇	—	八二、四四〇、〇五〇
三	—	二、六三、〇〇〇	—	五六、〇三〇、〇五〇

年度	償還額	支拂額	期末滿失減價格（○印は增減額）買入價格差額（＊印は增減額）	支拂未濟額
大正四	円	円	円	円
	—	九、八六、七五〇	—	四五〇、八六、二四〇
五	—	六、八四五、〇〇〇	—	四四、〇五七、五〇〇
六	—	七、八〇八、七五〇	＊八一七、五〇〇	三四、九一一、二五〇
七	—	二、九五〇、〇〇〇	—	三二、二一一、二五〇
八	—	二、〇八九、〇〇〇	—	三〇、〇〇六、〇五〇
九	—	一、五九五、七五〇	—	二六、四四一、四五〇
一〇	—	一、〇六三、五〇〇	—	二二、六〇〇、〇〇〇
一一	—	八三一、五〇〇	—	二六、八四四、五〇〇
一二	—	二、一〇〇、〇〇〇	—	二四、四七七、五〇〇
一三	—	九〇〇、〇〇〇	—	二三、五七〇、〇〇〇
一四	—	六七七、五〇〇	＊二三、八六二、〇〇〇	—
昭和元	—	—	—	一〇〇、〇〇〇
合計	一三四、九三〇、七五〇	一三四、七七、八九三、〇四四	一五三、九八六、九六六	

（備考）明治四十三年度と四十四年度、大正十二年度と十三年度、十四年度と昭和元年度との計數合致せざるは、何れも後年度に於て訂正せしに由る。　從て本表買入價格・差額增減額、及期滿失效額の合計は多少異動あるべきも、結く發行總額より支拂總額及支拂未濟額の合計を控除したる額を掲げたり（本表の計數に依り算出すれば、一五三、三二〇圓四二六となる）。

本公債の利率は年五分にして、毎年六月及十二月の兩度に各前半箇年分を支拂ふものとす。始終期の利子計算に付ては他の諸公債と異る所なし。左に毎年度の利子支拂額を表示すべし。

年度	利子支拂額	年度	利子支拂額	年度	利子支拂額	年度	利子支拂額
明治二七	円	明治三五	円	明治四三	円	大正七	円
	六、三三八、九六六		五、六六、四五六、六六		二、七三二、四八二、三二七		三三一、二五〇
二八	二、九五七、〇五五、四七	三六	五、七七、三四四、三三七	四四	三五、〇五七、〇五五	八	四四七、五〇〇
二九	五、四三二、八二四、六六一	三七	五、七四四、六八、九四四	大正元	七、三三五、七四五	九	六六、五一〇
三〇	六、〇八二、六四五、〇五六	三八	五、七三二、二七一、二四四	二	四、八九六、六六〇	二	五、七七七
三一	六、〇二〇、〇六六、〇七七	三九	五、七〇一、〇四六、六七一	三	一、三一七、〇四四		
三二	六、〇〇九、二八八、四六六	四〇	五、七六八、七三五、三六六	四	三六六、七五〇	合計	八、一〇六、二四八、四六六
三三	五、八九九、〇四九、三九九	四一	五、六六四、九三五、七五〇	五	三九九、四七		
三四	五、八三五、二二九、四六五	四二	五、六七七、八三五、〇五七	六	一八二、三五〇		

（備考）大正十、十一兩年度は資料紛失の爲め不明、十三年度以降利子支拂なし。

第十二款　臺灣事業公債

第一項　起債

臺灣事業公債は臺灣に於ける各種事業遂行の爲に起債したる公債なり。

抑々臺灣は明治二十七八年戰役の結果我國の版圖に歸したるものなるが、政府は新領土經營上最も緊急なる事業として、鐵道敷設・土地調査・築港及び廳舍建築を計畫したり。蓋し鐵道に關しては夙に臺灣鐵道株式會社の設

立ありて、政府亦之が幇助奬勵に努めたりと雖も、未だ著しき效果を收むるに至らざりしを以て、茲に之を國家の事業として斷行せんとしたるものなり。又臺灣の土地制度たるや、古來數度の沿革を經たるが、普通の制度と大に其の趣を異にし、土地の所有權は大租及小租に分れ、其の使役權者たる小租戶は政府に對して地租を納むると同時に、大租戶に對しても亦大租を納入し、其の大租戶なる者は却て政府に對し毫末の負擔も爲さざりしものにして、斯かる制度の存續を許す可からざるは復た言を須たざる所なり。其の他基隆築港の如き、監獄新營の如き、將た總督府廳舍及び各廳所屬官舍新築の如き、或は運輸交通上より、或は條約施行の點より、又新領土人民を威服せしむる點よりして、何れも速に之が施設を要するものなりとす。而して此等事業の遂行資金は之を國債に仰ぐの他なかりしを以て、政府は臺灣總督の發案に基き、臺灣事業公債なる一種の新債を起すの議を決し、第十三回帝國議會の協贊を經て、明治三十二年三月二十二日左の如く臺灣事業公債法を發布したり。

臺灣事業公債法（明治三十二年三月二十二日法律第七十五號）

第一條　臺灣ニ於テ左ノ事業ニ要スル經費ニ充ツル爲政府ハ三千五百萬圓ヲ限リ公債ヲ募集スルコトヲ得

一　鐵道敷設
二　土地調査
三　築港
四　廳舍建築

第二條　此ノ公債ノ利率ハ一箇年百分ノ五以下トス

第三條　此ノ公債ノ据置年限ハ十箇年以內トシ發行ノ年ヨリ四十五箇年以內ニ償還ス

第四條　政府ハ特約ニ依リ銀行若ハ債主組合ヲシテ此ノ公債ヲ引受ケシムルコトヲ得

第五條　政府ハ第一條ノ經費ヲ繰替支辨スル爲一箇年以內ノ期限ヲ以テ臺灣銀行ヨリ一時借入金ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於ケル利率ハ政府之ヲ定ム

前項借入金ハ此ノ公債募集金ヲ以テ之ヲ償還スルコトヲ得公債募集金ニ依ラスシテ之ヲ償還シタルトキハ其ノ金額ニ相當スル公債ヲ募集セス

第六條　此ノ公債及前條ノ借入金ハ舊壹圓銀貨幣ヲ以テ起債スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ公債證書ノ種類ハ政府之ヲ定ム

第七條　此ノ法律ニ規定スルモノノ外ハ明治十九年勅令第六十六號整理公債條例ニ依ル

本公債法は其の後數次の部分的改正を經たるが、就中明治三十六年六月法律第八號を以て、前揭の條件に依る公債證書の外に、据置年限五箇年、償還年限五十五箇年の公債（五分利公債證書）を發行するを得ることと改めしは、其の最も重要なるものなり。但し本公債法の沿革に就きては第一章第四節に於て、五分利公債に就きては本章第二節に於て記述する所あるを以て、茲には之を省略す。

本公債法に基きて臺灣事業公債證書を發行したるは、明治三十三年六月以降三十七年十二月迄の間に於て、合計二千百二十二萬五千三十五圓にして、何れも特別發行に依りたるものとす。左に每回發行の要領を表示すべし。

發行年月日	發行額	發行價格	實收額	引受先又は交付先
明治三三年六月三〇日	九〇〇、〇〇〇円	九三・〇〇〇円	八三七、〇〇〇・〇〇〇円	臺灣銀行引受

年度	償還額	支拂額	買入價格差額	支拂未濟額
明治四二	三五〇円	三五五・〇〇〇円	五・〇〇〇円	—
四三	九一、四六五	七一、三九九・一三〇	一〇・〇〇五	一九、三五五・八七五
四四	—	七、九三三・七五〇	—	一一、三五五・一二五
四五	—	五、〇七八・三五〇	—	八、三四四・八七五
大正元	—	二、〇一五・六三五	—	六、三四九・三五〇
二	—	一、六三四・七六五	—	四、五六四・四八五
三	—	九三九・七一〇	—	三、六四四・八七五
四	—	七〇六・八六〇	—	二、九四九・七六五
五	—	三三八・五六〇	—	一、六三〇・九五五
六	—	一、六三九・三五〇	—	三〇・〇〇〇
合計	九一、七三五	九〇、八六九・〇六〇	一五・〇〇五	一、六八〇・九五五

（備考）大正十三年度以降支拂なし。

本公債の利子支拂期は、整理公債條例に準據して毎年六月及十二月の兩度とし、又始終期利子の計算方法も同條例に則りたり。而して公債法第二條第四項に基く公債變換に當りては、半箇年に滿たざる利子は新公債の利子として、之に對して月割利札を交付したり。毎年度の利子支拂額を表示すれば左の如し。

年度	利子支拂額	年度	利子支拂額	年度	利子支拂額	年度	利子支拂額
明治三三	三九、三三四円五六	明治三八	二〇、六六七・八五五	明治四三	三〇、八一・三五〇	大正四	四〇、八一・〇六〇
三四	二六〇、八二三・三六三	三九	八、五四四・六五五	四四	四八、八・八五五	五	一、八六〇・〇
三五	三四七、八六三・〇四四	四四	八、五四四・三五五	大正元	三三七・三五五	八	二、三五〇・〇
三六	四四三、〇八・四五五	四五	八、四九〇・三五五	二	二六七・六五五	合計	二、四〇〇・〇六〇
三七	四〇、八六〇・三五〇	五	五八、六六七・七五〇	三	六六、六〇〇・〇五〇		

第二章　內國債　第一節　日露戰役以前の內國債

臺灣事業公債の元金は發行の年より四十五箇年以內に隨時償還せらるべきものにして、其の據當期限は之を五箇年と定めたり。然るに發行額の大部分は明治三十六年六月の本公債法改正以後、漸次現在高九萬二千七百三十五圓の內、第一回四分利公債應募金代用として拂込みたる額面五百九十五圓の夫五分利公債證書に變換せられ、尋で明治四十三年中五分利付國債借換整理の畢に、本公債は之を以て全部償還を爲したり。

明治四十二年度以降の元金支拂額を表示すれば左の如し。

年度	償還額	支拂額	買入價格差額	支拂未濟額
明治三三	三五〇円	三五五・〇〇〇円	五・〇〇〇円	—
三四	九一、四六五	七一、三九九・一三〇	一〇・〇〇五	一九、三五五・八七五
三五	—	七、九三三・七五〇	—	一一、三五五・一二五
三六	—	五、〇七八・三五〇	—	八、三四四・八七五
三七	—	二、〇一五・六三五	—	六、三四九・三五〇
三八	—	一、六三四・七六五	—	四、五六四・四八五
三九	—	九三九・七一〇	—	三、六四四・八七五
四〇	—	七〇六・八六〇	—	二、九四九・七六五
四一	—	三三八・五六〇	—	一、六三〇・九五五
四二	—	三〇・〇〇〇	—	三〇・〇〇〇
四三	—	三〇・〇〇〇	—	一、六八〇・九五五
四四	—	三〇・〇〇〇	—	一、六五〇・九五五
四五	—	三〇・〇〇〇	—	一、六二〇・九五五
大正元	—	三〇・〇〇〇	—	一、五九〇・九五五
二	—	三〇・〇〇〇	—	一、五六〇・九五五
三	—	三〇・〇〇〇	—	一、五三〇・九五五
四	—	三〇・〇〇〇	—	一、五〇〇・九五五
五	—	三〇・〇〇〇	—	一、四七〇・九五五
六	—	三〇・〇〇〇	—	一、四四〇・九五五
合計	九一、七三五	九〇、八六九・〇六〇	一五・〇〇五	一、四一〇・九五五

臺灣銀行引受
同　上
國庫預金部引受
同　上
同　上
同　上
夫組織者に交付

○三、○○○円は災害豫防基金部にて、一〇〇、○○○円は臺灣銀行災害豫備基金部にて、二〇〇、○○○円を償還す

（備　考）大正十、十一兩年度は資料燒失に付不明、十三年度以後は支拂なし。

第二節　五分利公債

第一款　緒　言

第一項　五分利公債の種別

五分利公債なる名稱は、明治三十九年四月法律第三十四號「國債ニ關スル法律」、及同年五月大藏省令第二十三號國債規則の發布に伴ひ、同年六月大藏省告示第七百二十八號を以て定められたる國債種別の一なりしが、其の後大正十一年四月「國債ニ關スル法律」及國債規則の改正實施せらるるに及び、右告示は廢止せられ、新に告示第六十一號を以て國債規則に於ける國債の名稱を定められ、其の名稱の一となれり。蓋し明治前半期の國債に於ては、新舊公債・金祿公債・起業公債・海軍公債・整理公債等の如く、國債の種別と證券の名稱とは相一致し、卽ち根據法の異る毎に固有の國債證券を發行するを常となしたりしが、此の方法は政府の取扱方及民間流通上不便少からざりしを以て、明治二十九年十月大藏大臣は、整理公債條例第五條規定の範圍內に於て證券名稱樣式の統一の議を決し、先づ鐵道事業及北海道鐵道の三公債に就て、利率年五分・據置期限五箇年・償還期限五十五箇年の大日本帝國政府五分利公債證書なる、一種共通の證券を發行することとなせり（鐵道公債中明治二十九年前の發行に係るものは爾後五分利公債證書と引換へられたり）。爾來新に起債せられたる五分利付長期內國債に於ては、總て此の證券を以て發行することと爲し、卽ち證券の發行年次に從ひ「いろは」記號を異にするの外、全然同一證券の下に統一せられたり。但し恩賜公債のみは無記號にして、證券面に「恩賜公債」の四字を標記し、又國庫債券整理公債には記號の外に「乙」字を附す。前記明治三十九年六月大藏省告示第七百二十八號は爾後公債の新發行每に改訂追加せられたるが、大正十一年四月同告示の廢止に至る迄の間に於て、國債種別に於ける五分利公債に屬したるものは、鐵道公債・事業公債・北海道鐵道公債・臺灣事業公債・祿高整理公債・舊鐵道會社債務整理公債・國庫債券整理公債・鐵道買收公債・沖繩縣諸祿公債・救恤公債・製鹽地整理公債・禁獵公債・一時賜金公債（借入）・鐵道及輕便鐵道買收公債・電話事業公債・朝鮮事業公債・樺太事業公債及軌道補償公債の十八種に達したるが、大正十一年四月の改正告示に於ける國債の名稱中の五分利公債には、前揭の內鐵道買收公債を甲號五分利公債として、五分利公債より削除し、恩賜公債を新に之に編入したり。而して其の後の發行に係るものにして五分利公債に屬するものは、退職賜金公債・震災善後公債・復興交付公債・對支借款三銀行債務整理公債・海軍軍備制限補償公債・臨時國庫證券整理公債の六公債なりとす。以上の外大日本帝國政府五分利公債證書を發行したるものに臨時事件公債ありと雖も、同公債は他の五分利公債と其の償還期限を異にするのみならず、證券及利札の表面に「特別」の二字を標記し、又債額頗る巨額なるを以て、特別五分利公債として五分利公債より區別せられたり。斯くて本節下に於て敍述すべき公債は、前後を通じて二十四種（恩賜公債を加へ、鐵道買收公債を除く）なりとす。今各公債別に證券記號及根據法令を揭出すれば次の如し。

公債種別	證券記號	根據法令
鐵道公債	いろは、ほへと、ちりぬ、るをわ、かよたれそ、つねな、らむう、ゐのおく、やまけふこえ、てあさき、ゆめみし、ゑひも	明治二十五年六月法律第四號鐵道敷設法、四十二年三月法律第六號帝國鐵道會計法
事業公債	ほ、ほ、ほ、

北海道鐵道公債	ほ	明治二十九年五月法律第九十三號北海道鐵道敷設法	
臺灣事業公債	為	明治三十二年三月法律第七十五號臺灣事業公債法、大正十一年三月法律第十三號同上	
祿高整理公債	や	明治三十二年三月法律第八十四號家祿賞典祿處分法施行法、大正八年四月法律第三十四、同第三十五號	
舊鐵道會社債務整理公債	ち	明治三十二年四月法律第二十一號、大正八年四月法律第三十四、同第三十五號	
國庫債券整理公債	り	明治三十九年三月法律第十七號鐵道國有法、法律第十八號京釜鐵道買收法	
沖繩縣諸祿公債	ぬ	明治三十七年三月法律第一號	
救恤公債	る	明治四十三年四月法律第五十九號沖繩縣諸祿處分法	
製鹽地整理公債	を	明治四十二年四月法律第三十八號、大正十一年四月法律第三十九號、十五年三月法律第四十八號	
恩賜公債	わ	明治四十三年四月法律第四十八號	
禁獵公債	か	明治四十三年八月勅令第三百二十七號	
一時賜金公債	よ	明治四十五年四月法律第二十二號	
（借入）鐵道及輕便鐵道買收公債	た	大正四年六月法律第十六號	
	れ	大正六年七月法律第二十五號、七年三月法律第十三號、八年三月法律第三十二號、九年八月法律第五十五號、十一年四月法律第三十號、十四年五月法律第五十號、十五年四月法律第五十九號	
電話事業公債	そ	大正六年七月法律第十一號電話事業公債法	
朝鮮事業公債	つ	明治四十四年三月法律第十八號朝鮮事業公債法	
樺太事業公債	な	大正七年三月法律第二十一號樺太事業公債法	
軌道補償公債	ら	大正十年四月法律第三十九號、十一年三月法律第五號、十二年三月法律第二十四號、十四年五月法律第四十九號	
退職賜金公債	む	大正十二年三月法律第十七號、十四年三月法律第二十四號	
震災善後公債	う	大正十二年十二月法律第五十六號震災善後公債法	
復興交付公債	ゐ	大正十二年十二月法律第五十五號	
對支借款銀行債務整理公債	の	大正十五年三月法律第四十一號	
海軍軍備制限補償公債	お	大正十五年四月法律第五十一號	
臨時國庫證券整理公債	や	明治三十九年三月法律第六號臨時國庫證券整理基金特別會計法	

（備考）一、記號は明治二十六年發行を「ふ號」とし、順次發行年に從ひ「こ號」「え號」「ぼ號」等と爲す（明治二十九、三十二の兩年は發行なし）。「ら號」（大正元年發行）以下は大正五年發行の「む號」を除く外、字體を平假名に改む。

二、大正五年乃至九年に於ては、交付公債と他の一般發行公債とを區別するため、同一年に兩種の記號を用ゐたり。

三、「ぬ號」「を號」「や號」「ち號」「り號」「ぬ號」「る號」「を號」「わ號」「か號」「よ號」「た號」「れ號」「そ號」「つ號」「な號」「ら號」「む號」「う號」「ゐ號」「の號」「お號」「や號」は特別五分利公債證書に用ひられ「と號」「し號」「ま號」は都合に由り發行せられざりき。

次に昭和元年度末現在の五分利公債の要目を掲ぐれば左の如し。

記號	起債法令	利子支拂期	發行年	据置期限	償還期限
う	鐵道國有法、京釜鐵道買收法（明治三十七年十二月省令第四十九號舊鐵道會社債務整理公債發行規程）	三、一 九、一	明治三九	明治四三	昭和三五
ふ	鐵道敷設法、事業公債條例、鐵道國有法、京釜鐵道買收法、北海道鐵道敷設法	〃 〃	四〇	四四	三六
ま	鐵道國有法、京釜鐵道買收法	〃 〃	四一	大正元	三七
け	同　上	〃 〃	四二	二	三八
は	沖繩縣諸祿處分法（明治四十三年五月省令第二十一號沖繩縣諸祿公債規程）、明治四十三年十月省令第五十號製鹽地整理公債規程）、明治四十三年四月法律第三十八號（明治四十三年十月省令第四十八號救恤公債規程）	〃 〃	四三	三	三九
ね	家祿賞典祿處分法施行法（明治四十五年五月省令第十六號）	〃 〃	四四	四	四〇
ら	明治四十五年四月法律第二十二號（大正元年十二月省令第八號禁獵公債規程）	〃 〃	大正元	五	四一
む	家祿賞典祿處分法施行法	三、一 九、一	〃	〃	〃
う	同　上	三、一 九、一	二	六	四二
ゐ	同　上	〃 〃	三	七	四三
の	大正四年六月法律第十六號（大正四年十一月省令第三十四號一時賜金公債規程）	三、一 九、一	〃	八	四四
お	家祿賞典祿處分法施行法	三、一 九、一	四	〃	〃
く	大正四年六月法律第十六號	三、一 九、一	五	九	四五
や	家祿賞典祿處分法施行法	三、一 九、一	六	一〇	四六

ま	大正四年六月法律第十六號、大正六年七月法律第二十五號（大正六年八月省令第二十五號債入鐵道及輕便鐵道買收公債規程）	三、一	九、一	大正六
け	家祿賞典祿處分法施行法	三、一	九、一	大正一〇
ふ	明治四十五年四月法律第二十二號、大正四年六月法律第十六號、大正七年三月法律第十三號（大正七年三月省令第二十六號債入鐵道買收公債規程）、電話事業公債法（大正七年三月告示第三十四號）	三、一	九、一	〃
こ	家祿賞典祿處分法施行法	三、一	九、一	八
え	臺灣事業公債法（大正三年三月告示第四十七號）、大正四年六月法律第十六號、大正八年三月法律第十六號、大正八年三月告示第四十七號）	三、一	九、一	〃
て	家祿賞典祿處分法施行法	三、一	九、一	九
あ	家祿賞典祿處分法施行法、大正四年六月法律第十六號、大正七年三月法律第十三號（大正九年三月省令第十號）、大正九年八月法律第五十五號（大正十年十一月告示第百六十三號）	三、一	九、一	〃
さ	家祿賞典祿處分法施行法、大正四年六月法律第十六號（大正十年十月省令第三十六號一時賜金公債規程）、大正十年四月法律第三十九號（大正十年七月告示第百六號）、朝鮮事業公債法	三、一一（九、一一）	九、一一（六、一一）	一〇
き	臺灣事業公債法、家祿賞典祿處分法施行法、大正四年六月法律第十六號、大正十一年四月法律第三十號（大正十一年九月告示第百三十號・大正十一年十月告示第百七十一號）、大正十一年四月法律第五號（大正十一年八月告示第百二十六號）	〃	〃	一一
ゆ	家祿賞典祿處分法施行法、大正十一年四月法律第三十九號（大正十一年十二月省令第十四號救恤公債發行及公債ノ發行交付ニ關スル規程）、大正四年六月法律第十六號、大正十年二月法律第十七號（大正十二年三月法律第十六號大正十二年二月省令第十四號救恤公債ノ發行交付ニ關スル規程）、大正十二年四月法律第十九號（大正十二年三月法律第十七

調達(二)代用交付(三)國債借換の三種と爲すことを得べく、鐵道・事業・北海道鐵道・電話・樺太・震災善後の六公債は(一)に屬し、祿高整理・沖繩縣諸祿・救恤・製鹽地整理・禁獵・一時賜金(借入)鐵道輕便鐵道買收・軌道補償・退職賜金・復興交付・對支借款三銀行債務整理・海軍軍備制限補償・恩賜の十三公債は(二)に屬し、舊鐵道會社債務整理・國庫債券整理・臨時國庫證券整理の三公債は(三)に屬し、臺灣事業・朝鮮事業の二公債は(一)及(二)に屬するものとす。今初發行以降昭和元年度迄の五分利公債總發行額を、右の三種に區別すれば左の如し。

(一) 事業資金調達	四〇五、六三二、八一五圓
(二) 代用交付	四二六、六〇八、四一〇圓
(三) 國債借換	一二〇、九八五、〇〇〇圓
合計	九五三、二二六、二二五圓

(備考) 一、別表に示す如く、右表の外若干の未交付額あれども、未詳に付姑く之を除く。
二、臺灣事業公債中、大租權整理の爲に交付したる五分利公債は三、五六三、三五〇圓にして、外に臺灣事業公債證書を以て交付したるもの五一七、一三五圓あり。假に之も總て五分利公債と引換へられたるものとして算せり(臺灣事業公債證書總發行額二一、二二五、〇三五圓中、引換へられざる額九二、七三五圓)。

五分利公債の償還期限は前記の如く五十五箇年の長期なるを以て、初發行のものと雖も、未だ曾て償還期限の到來したるものなし。然れども政府は曩に明治四十三年の交に於て、據置期限經過の五分利公債の大整理を圖りて、明治三十八年以前發行のものは悉く之を整理償還したるを始めとし、爾後時に應じて抽籤償還を實行し、及國債證券買入銷却法に依り買入を爲し、若くは擔保物處分の爲め銷却したるもの亦頗る巨額に達し、此等を合計するときは總額二億九千五百五十八萬千二百二十五圓に達したり。從て昭和元年度末迄の發行累計額九億五千三百二十四萬二千九百二十五圓より之を差引けば、同年度末未償還現在額は六億五千七百六十六萬千七百圓なりとす。

五分利公債は證券樣式統一の結果、其の證券又は登錄簿に就きて公債の種別を知ること頗る困難にして、殊に證券の分合を許し、及證券を發行せざる登錄の制度を設けたるため、其の脈絡愈々紛糾を極め、從て償還等に當りても其の所屬公債別に嚴別することは全く不可能に屬するを以て、斯くの如き場合は從來其の償還額を同一發行年若くは同一記號證券の當初發行額に按分して、之を各種公債に配當するを例となしたり。之れ蓋し所屬會計の財源負擔額を決定する上に於て必要とするが爲なり。右の如き事情なるを以て、本書に於ては各種公債別に償還高及未償還高を算出することは之を避くることと爲し、唯大正四年度末に於ける各種公債別起債額・償還額及未償還額に就きては、之が調査を存するを以て之を記載し(第一表)、大正五年度以降に於ては各種公債別發行額を掲出するに止めたり(第二表)。尙初發行以降の債額消長を通觀する爲め、各年度別起債額・償還額及未償還額を表示し(第三表)、且つ明治四十四年度乃至昭和元年度所屬會計累年別表(第四表)、及び昭和元年度末同上記號別表(第五表)を掲げて、以て其の財源負擔を知るに便すべし。

(一) 大正四年度末現在起債・償還・未償還額表

種別	起債額	償還額	未償還額
鐵道公債	五八、八六六、〇四〇円	五三、二七七、一五〇円	五、五八八、九〇〇円
事業公債	八八、八二七、八〇〇	六、〇三二、三五〇	一〇、七九五、四五〇
北海道鐵道公債	四、四〇三、六五〇	三、五九二、五〇〇	八一一、一五〇

種別	起債額	償還額	未償還額
臺灣事業公債	三四、四一五、八〇〇円 (二、三三二、三〇〇)	三四、四一五、八〇〇円	—円
祿高整理公債	一、四八五、八五〇	二八六、六〇〇	一、一九九、二五〇
舊鐵道會社債務整理公債	二七、六八三、八五〇	—	二七、六八三、八五〇

沖縄縣諸祿公債	一、六四二、一〇〇円	二五〇〇	一、六四一、六五〇円	一、六四一、六五〇円	一、六四一、六五〇円	整理公債	一、六四一、六五〇円	一、六四一、六五〇円	一、六四一、六五〇円	一、六四一、六五〇円	一、六四一、六五〇円	一、六四一、六五〇円	一、六四一、六五〇円
教恤公債	九六〇、〇〇〇	一五〇	九六〇、一五〇	九六〇、一五〇	九六〇、一五〇	整理地整理公債	三四五、五〇〇	二〇〇	三四五、五〇〇	三四五、五〇〇	三四五、五〇〇	禁還公債	九三七、九五〇	五〇〇	九三七、九五〇	九三七、九五〇	九三七、九五〇

（備考）一、滿鐵事業公債中の佛貨は、五分利公債證書を以て滿鐵事業公債證書と引換交付したる額なり。
二、右表の外に大正四年度末に於て

祿高整理公債	一四〇〇	圓
教恤公債	四〇〇	圓
禁還公債	一、六五〇	圓

の未交付額あり。此等の内には大正五年度以降に交付せられたるものあるべきも詳細不明。

（二）大正五年度以降昭和元年度迄に於ける公債別發行額表

種別	債額
鐵道公債	二一、〇〇〇、〇〇〇円
祿高整理公債	三、二二一、四五〇
一時賜金公債	九四、四〇五、六〇〇
（借入）鐵道輕便鐵道買收公債	二四、七五八、一〇〇
電話事業公債	三、〇〇〇、〇〇〇
樺太事業公債	三、二〇〇、〇〇〇
軌道補償公債	二、二〇八、六〇〇
釜山鎮事業公債	二、一七一、〇三〇
滿鐵事業公債	九、五五〇、〇〇〇
恩賜公債	九〇、〇〇〇、〇〇〇
教恤公債	三、九四〇、一七五
震災善後公債	一、七七〇、〇〇〇、〇〇〇
復興交付公債	四四、六〇七、五二五
對支借款三銀行債務整理公債	八二、九二一、五五〇
海軍軍備制限補償公債	二〇、〇〇〇、〇〇〇
臨時國庫證券整理公債	六二、二〇〇、〇〇〇
恩賜公債	三〇、〇〇〇、〇〇〇
	(二、九九、九〇〇、〇〇〇)
合計	六九三、八七〇、三三五

（備考）一、恩賜公債中の佛貨は編入當時の價額なり。
二、前掲數字の内六、九五〇圓の發行取消額あるも所屬未詳。

（三）明治二十六年度乃至昭和元年度各年度別起債額・償還額及未償還額表

年度	起債額	償還額	未償還額
明治二六	二、〇〇〇、〇〇〇円	一円	二、〇〇〇、〇〇〇円
二七	二、〇〇〇、〇〇〇	—	四、〇〇〇、〇〇〇
二八	二、〇〇〇、〇〇〇	—	六、〇〇〇、〇〇〇
二九	七、〇〇〇、〇〇〇	—	一三、〇〇〇、〇〇〇
三〇	四三、八〇七、三五〇	—	五六、八〇七、三五〇
三一	—	—	五六、八〇七、三五〇
三二	三、六四七、〇〇〇	一、四四二、〇〇〇	五六、五〇一、〇一〇、〇五〇
三三	一三、〇六〇、三五〇	九、五六二、三五〇	六〇、〇五〇、〇〇〇
三四	二二、〇七〇、〇五〇	一〇、〇二二、〇五〇	七〇、〇五〇、〇〇〇
三五	四〇、〇〇〇、〇〇〇	四、〇二一、〇〇〇	七六、〇二九、〇〇〇
三六	二二、六〇〇、〇〇〇	—	七六、〇二九、〇〇〇
三七	二〇、〇〇〇、〇〇〇	—	七六、〇二九、〇〇〇
三八	三、七五七、八〇〇 (五、五〇〇、〇〇〇)	二、六五〇、〇〇〇	七七、〇二九、八〇〇 (五、五〇〇、〇〇〇)
三九	三、三四〇、〇〇〇 (五、一〇〇、〇〇〇)	三、三三〇、〇〇〇	七七、〇二九、八〇〇 (五、五〇〇、〇〇〇)
四〇	三一、〇四〇、〇〇〇 (一、九四〇、〇〇〇)	四、七三一、一〇〇	七七、〇二九、八〇〇 (五、五〇〇、〇〇〇)
四一	三一、四四四、五四〇 (一、八〇〇、〇〇〇)	—	一〇五、七七一、八四〇
四二	九、三〇〇、〇〇〇 (一、八五〇、〇〇〇)	七、四七七、〇〇〇	一〇五、七七一、八四〇
明治四三	三、六六〇、〇〇〇円	一三、三四四、四五〇円	九、三六九、一五〇円
四四	一、三六七、八〇〇	一〇〇	七、五六九、五五〇
大正元	一、三六七、八〇〇	三〇〇	八、〇八三、三五〇
二	五六四、七五〇	二、九五一、一〇〇	五、一七九、九〇〇
三	一〇七、四三〇	五六八、八〇〇	五、一七七、五五〇
四	七〇三、一〇〇	六〇〇	五六、九九九、〇五〇
五	九、九一六、七〇〇	七五〇	六六、六四〇、〇〇〇
六	七、五六六、七五〇	三、〇五〇	六六、六八七、七〇〇
七	七、四三六、四五〇	八〇〇	八四、〇四〇、〇五〇
八	二、一〇七、六五〇	一、一〇〇、〇〇〇	八六、一一七、〇五〇
九	三、七四一、四五〇	一、一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇四〇、〇五〇
一〇	四、〇六〇、〇五〇	五、〇〇〇、〇〇〇	一〇四、〇四〇、〇五〇
一一	四、〇七〇、〇五〇 (四、四〇〇、〇〇〇)	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇三、〇四〇、〇五〇
一二	四、六一〇、八五〇	一、七一〇、八五〇	一〇五、〇四〇、〇五〇
一三	一五、〇六〇、六三五	一〇、八四〇、九三五 (一、三六〇、〇〇〇)	一〇五、〇四〇、〇五〇
一四	一五、七四一、八五〇	一二、六五一、四三五	一〇五、〇四〇、〇五〇
昭和元	一七、三六六、二三五	二七、六八六、八六〇 (一、〇〇〇、〇〇〇)	一〇〇、〇四〇、〇五〇
計	九三、二一九、八七五	二九、四一一、九六〇 (一、六九〇、〇〇〇)	一〇〇、〇四〇、〇五〇

（備考）一、明治三十六年度乃至四十二年度發行額中の飭賞は、五分利公債證書と引換へられたる臺灣形象公債證書額丈面なり。
二、恩賜公債の發行額は三〇、〇〇〇、〇〇〇圓なれども、茲には編入當時の現存額を示したり。
三、＊印は發行取消にして、其の內譯は左の如し。

記號	發行年	發行額	償還額	昭和元年度末償還額	昭和元年度末現在額
恩賜	明治四三	二六、一〇〇、〇〇〇円	四、六〇〇、七〇〇円		二一、五九、五〇〇円
〃	四四	三、六〇五、八〇〇			三、六〇五、八〇〇
〃	大正二	二、三、五〇〇			二、三、五〇〇
〃	明治三九	二、一八五、六五〇	四三五、九五〇		一、七四一、七〇〇
〃	四〇	三、九七七、七〇〇	二、六〇三、二五〇		一、三七四、四五〇
〃	四一	三、八〇一、一〇〇	四三八、一〇〇		三、四六三、〇〇〇
〃	四二	九、三六、五〇〇	八六〇、〇〇〇		八、七六、五〇〇

記號	發行年	發行額	償還額	昭和元年度末償還額	昭和元年度末現在額
は	明治四三	三、七一、八〇〇円	一、一九、〇〇〇円		二、五二、八〇〇円
林	四四	一、二七、四五〇	二六、三〇〇		一、二五一、五〇
れ	大正元	一、〇八三、五〇〇	六七、九五〇		一、〇一五、五五〇
ら	〃二	五四一、七〇〇	九三、八〇〇		四四九、一〇〇
む	四三	二八、一五〇	八、一〇〇		二〇、〇五〇
う		二六、四八、二〇〇	四、九三、八〇〇		二一、五四、四〇〇

記號	發行年	發行額	償還額	昭和元年度末償還額	昭和元年度末現在額
ゆ	明治四三	二、一〇〇、〇〇〇円	一、一九、〇〇〇円		一、〇八一、〇〇〇円
き	四四	一、一〇、〇〇〇	二六、〇〇〇		一、〇八四、〇〇〇
あ	大正二	二、三、五〇〇	六七、九五〇		一、〇一五、五五〇
て	〃九	一、七一、七〇〇	四三五、九五〇		一、三四一、七五〇
え	〃一〇	一、九七七、七〇〇	二、六〇三、二五〇		一、三七四、四五〇
こ	〃一一	一、一〇一、一〇〇	四三八、一〇〇		三、四六三、〇〇〇
ふ	〃一二	九、三六、五〇〇	八六〇、〇〇〇		八、七六、五〇〇
け	昭和二	二、一八、〇〇〇	一、七一、〇〇〇		四七、〇〇〇
ま	〃三	一、一〇、〇〇〇	一、〇〇〇		一、〇〇九、〇〇〇
す	〃四	一、一〇、〇〇〇			一、一〇、〇〇〇
く	〃五	一、一〇、〇〇〇			一、一〇、〇〇〇
に	〃六	一、一〇、〇〇〇			一、一〇、〇〇〇
の	〃七	一、一〇、〇〇〇			一、一〇、〇〇〇
み	〃八	一、一〇、〇〇〇			一、一〇、〇〇〇
ち	〃九	一、一〇、〇〇〇			一、一〇、〇〇〇
む	〃一〇	一、一〇、〇〇〇			一、一〇、〇〇〇
	合計	四七、一六六、〇〇〇円	一、一一、九七七、〇〇〇円		三六、一八八、〇〇〇円

第三項　償還及支拂

今昭和元年度末現在のものに限り、其の發行額・償還額及未償還額を記號別に表示すれば左の如し。

（二）元金

五分利公債の元金は、五箇年の据置期限經過後五十箇年以内に於て、政府の都合に依り隨時に、全部又は一部の償還を爲すものとす。從て其の最先發行のものと雖も、大正末年迄未だ償還期限の到來したるものなかりしが、既述の如く明治三十八年以前發行の公債（恩賜乃至は換）は明治四十三年七月を以て全部償還せられ、其の他の記號のものも此の間、年々國債證券買入銷却法又は擔保の處分に由り買入銷却せられ、昭和元年度迄の累計額は、抽籤償還七百八十三萬千二百圓、全部償還一億千三百五十三萬四百圓、買入銷却一億七千四百二十一萬九千六百二十五圓、合計二億九千五百五十八萬千二百二十五圓に達したり（前項所掲の第三表と計數に於て三萬圓の差脊あるは、恩賜公債の償還額三萬圓を含むに由る）。

年度	債額	支拂額	買入償還（消却）額	時效完成額	年度末支拂未濟額
明治三十二	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、〇〇〇、〇〇〇圓	二、〇〇〇、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓
三十三	九、〇〇〇、〇〇〇	八、〇〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	—	—
三十四	一〇、〇〇〇、〇〇〇	八、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	—	—
三十五	一、〇〇〇、〇〇〇圓	八、〇〇〇、〇〇〇圓	一、〇〇〇、〇〇〇圓	—	一、〇〇〇圓
三十六	—	三、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—

大に明治三十二年第一回債還以來の債還額及び支拂額を年度別に表示すれば左の如し。

三本表發行後明治元年度末迄に發行額中償還となりたる額は之を除きたり。

一國一年に二種の配當付證券を發行したる年に於ては、年別の發行額不明なるもの多ければ之を合算したる額を掲げたり。

二國一年に發行したる年に於ては、年別の發行額は相違するものあり。

（備考）一、證券の發行年と實際の發行年（若くは發行年度）とは相違

年度	債額（上）	國債	舊八國債
大正九	七、〇〇〇、〇〇〇圓	三、八〇〇、〇〇〇圓	三、二〇〇、〇〇〇圓
〃八	七、〇〇〇、〇〇〇	三、三〇〇、〇〇〇	三、七〇〇、〇〇〇
〃七	一、〇一〇、〇〇〇	一、〇一〇、〇〇〇	〇圓
〃六	七、〇〇〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃五	〇圓	〇圓	〇
〃四	〇	〇	〇
〃三	〇	〇	〇
〃二	〇	〇	〇
〃一	〇	〇	〇
〃元	〇	〇	〇
合計	一二、〇一一、〇〇〇圓	一〇、〇一〇、〇〇〇圓	七、〇〇〇、〇〇〇圓

年度	債額（下）	舊八國債	舊九國債
大正九	三、二〇〇、〇〇〇圓	三、二〇〇、〇〇〇圓	〇圓
〃一〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃一一	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃一二	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃一三	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃一四	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇
〃一五	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇
昭和二	一、〇〇〇、〇〇〇圓	一、〇〇〇、〇〇〇圓	〇圓
合計	一二、二〇〇、〇〇〇圓	一二、二〇〇、〇〇〇圓	〇圓

年度	債額	支拂額	買入償還（消却）額	時效完成額	年度末支拂未濟額
大正元	一、二二二、〇九八、七三二圓	一、〇〇〇、〇〇〇圓	二、〇〇〇、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	一、〇〇〇、〇〇〇圓
二	一、二二二、〇九八、七三二	一、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
三	一、二二二、〇九八、七三二	一、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
四	一、二二二、〇九八、七三二	一、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
五	一、二二二、〇九八、七三二	一、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
六	一、二二二、〇九八、七三二	一、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
七	一、二二二、〇九八、七三二	一、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
八	一、二二二、〇九八、七三二	一、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
九	一、二二二、〇九八、七三二	一、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
一〇	一、二二二、〇九八、七三二	一、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
一一	一、二二二、〇九八、七三二	一、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
一二	一、二二二、〇九八、七三二	一、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
一三	一、二二二、〇九八、七三二	一、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
一四	一、二二二、〇九八、七三二	一、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
一五	一、二二二、〇九八、七三二	一、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
昭和二	一、二二二、〇九八、七三二	一、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
合計	一、二二二、〇九八、七三二圓	一、〇〇〇、〇〇〇圓	二、〇〇〇、〇〇〇圓	一、〇〇〇圓	一、〇〇〇、〇〇〇圓

（備　考）一、明治四十一年度乃至大正十二年度は鐵道買收公債（甲號五分利公債）を含み、大正十年度以前は恩賜公債を除く。
二、本表計數の前後符合せざるは、後年度に訂正（括弧傍書）する所ありしに由る。
三、上記の理由に依り今合計額を揭げず。

（二）利　子

本公債の利率は年五分にして、其の支拂期は證券の種類に依りて小異あれども、大正九年以前發行のものは年二回（三月及九月）、其の以後發行のものは年四回（三月・六月・九月・十二月）とす。其の支拂日は特に定めざるものありと雖も、之を定めたるものは總て其の月一日なりとす。今明治二十六年度以降昭和元年度迄の年々の支拂額を示せば次の如し。

年度	利子支拂額	年度	利子支拂額	年度	利子支拂額	年度	利子支拂額
明治二六	二一、二五〇・五二〇円	明治三四	三、二五三、六八八・五九九円	明治四二		大正六	二五、六二四、四九三・七二〇円
二七	八七、七〇八・二〇〇	三五	四、〇七八、七九九・七四四	四三	二五、一九六、四一九・四九七円	七	二六、〇九九、八六六・八七〇
二八	二一六、六六六・八〇〇	三六	五、九三八、一五〇・五九六	四四	二九、三一七、五〇一・三五七	八	二八、六四一、三九三・九〇〇
二九	三七五、〇〇〇・〇〇〇	三七	六、五九四、八九九・三五七	大正元	二七、五九二、六四九・二三〇	九	二九、一四七、一二六・七七〇
三〇	一、二八七、九六八・七二六	三八	七、〇七六、五〇九・五八八	二	二五、八八一、九九一・五三九	一〇	二一、七九、七八〇・七八〇
三一	二、八四〇、三三七・五〇〇	三九	六、七〇八、八三五・二九七	三	二四、九一三、六五七・一一一	一一	一三、三八二、九二九・三八〇
三二	二、八四〇、二七五・〇〇〇	四〇	八、一一九、四七七・九八八	四	二五、六二一、九四三・九一〇	一二	二五、〇七一、八三五・七五〇
三三	三、〇三〇、八二五・八五〇	四一	二、七二六、八六一・〇四三	五	二五、九〇一、八二七・一四七	一三	三一、五〇八、二一七・五三〇
						一四	二五、〇七一、八三五・七五〇
						昭和元	三一、五〇八、二一七・五三〇

（備　考）一、明治四十年度乃至大正九年度は鐵道買收公債甲號五分利公債）を含み、大正九年度以前は恩賜公債を除く。
二、大正十・十一兩年度は資料遺失の爲め支拂額不詳。

第二款　鐵道公債

第一項　鐵道敷設法に據る鐵道公債

第一目　起　因

鐵道公債は鐵道線路敷設の經費に充つる爲め起したるものにして、經濟的國債の一なり。抑鐵道は一國の政治經濟殊に軍事上極めて重大なる關係を有するものなるを以て、維新以來政府は鋭意之が敷設を圖り、爲に起債の擧に出でたること少しとせず。即ち九分利付外國公債を始めとし、起業公債・中山道鐵道公債及鐵道費補充公債の如きは皆之れなり。然るに明治二十五年當時に於ける我國既成鐵道の狀況たるや、啻に未だ樞要の地に普及せざるのみならず、短距離の線路各所に孤立し、相互に連絡統一する所なく、到底鐵道本來の效果を擧ぐるを得ざるの狀態なりき。而して斯かる狀態の下に於て、全國樞要の地に鐵道を敷設し、各線の連絡を完くせんとするには、延長大約三千六百哩の線路を必要とせしが、此等の線路の大半は投下資本に對し直接の收益を得ること頗る僅少なるべきが故に、之を私設會社の敷設に放任するときは到底成功の期なかるべく、且又幾多の私設會社孤立して各短線の鐵道を經營するが如きは、其の資本に對する收益の割合は常に低率なるを免れ難し。之に反して長大なる線路を一手に管理して、其の營業を統一するときは經營有利にして、從て鐵道の普及を完成する上に效果尠からざるのみならず、元來鐵道は郵便・電信の二業と同じく公共的事業なれば其の敷設管理は擧げて之を國家に委任するを當然とす。然れども如上の目的を達せんが爲には巨

額の經費を要し、到底通常歳入の能く支辨し得る所にあらざるは言を俟たざるなり。是に於て政府は工程を數期に分ち、漸次進んで全國鐵道の完成を企圖すると共に、第一期線の財源に供するため三千六百萬圓を限り、九箇年を期して數次に公債を募集し、又更に之に伴ひて私設鐵道を買收して鐵道統一の實を擧げんとし、之が爲に別に五千萬圓の公債を起すこととし、鐵道公債法案及私設鐵道買收法案を、明治二十五年四月第三回帝國議會に提出したり。然るに衆議院は此の兩案を併合修正して鐵道敷設法なる一案として之を可決し、貴族院亦此の修正案を可決したり。斯くて鐵道敷設法は同年六月二十一日法律第四號を以て公布せられ、茲に第一期敷設豫定線の建設に充つる爲明治二十五年より十二箇年間に六千萬圓を限りて公債を募集することとなれり。之れ卽ち鐵道公債の起因なりとす。

鐵道敷設法（明治二十五年六月二十一日法律第四號）（抄錄）

第四條　鐵道事業ニ要スル費用ハ公債ヲ募集シテ之ニ充ツ

第五條　鐵道公債ノ利子ハ一箇年百分ノ五以下トス

第六條　鐵道公債ニ關シ本法ニ規定ナキモノハ總テ明治十九年勅令第六十六號整理公債條例ニ據ル

第九條　第一期鐵道敷設ノ費用ニ充ツル爲金六千萬圓ヲ限リ明治二十五年度ヨリ十二箇年間ニ漸次公債ヲ募集スヘシ

第十條　政府ハ第一期ニ敷設スヘキ鐵道線路ヲ實測シ每線路ノ工費豫算ヲ定メ帝國議會ノ協贊ヲ求ムヘシ

第十一條　既成私設鐵道ニシテ第二條ニ依リ敷設スヘキ線路ノ爲買收ノ必要アリト認ムルモノハ政府ハ其ノ會社ト協議ノ上價格ヲ豫定シ帝國議會ノ協贊ヲ求ムヘシ

第十二條　私設鐵道買收ノ費用ハ公債ヲ發行シ代價トシテ其ノ會社ニ交付スヘシ

右鐵道敷設法に依る公債募集開始の年度は、翌二十六年法律第十一號を以て之を二十六年度に延期せられたり。然るに公債の募集額は事業費支出の年割額に伴ふものにして、該年割額は豫算に於て別に之を定むるが故に、法律上特に年限を規定するの必要なきを以て、明治三十四年四月法律第十九號を以て、第九條中『明治二十六年度ヨリ十二箇年間ニ』の十五字を削除したり。又起債制限額は豫定線路の變更、追加及物價騰貴に伴ひ、左の如く數次に亙り之が增額を見たり。

公布年月日	法律番號	改定制限額
明治三十四年四月四日	法律第十九號	九千五百萬圓
同三十六年六月十七日	同　第六號	一億二百萬圓
同四十一年三月十四日	同　第十六號	一億千三百五十萬圓

又本法第四條に依れば、鐵道事業に要する費用の財源は公債募集金に限定せらるるが故に、假令歳計上餘裕を生じ通常歳入を以て支辨し得べき場合と雖も、之を充用すること能はざるの不便を存せしが、偶々明治三十四年中財政經濟上の必要に因り公債募集を打切り、從來公債金の支辨に屬したるものを通常歳入の支辨に移すの計畫ありしを機として、翌三十五年二月十五日左の如く本規定を改正したり。

法律第五號（明治三十五年二月十五日）

第四條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ財政ノ都合ニ依リ他ノ歳入ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

第九條中「公債ヲ募集スヘシ」ヲ「公債ヲ募集スルコトヲ得」ニ改ム

尋で明治四十二年三月に至り、法律第六號を以て帝國鐵道會計法の制定あり、爾後鐵道公債は同法に據りて募集することゝ爲し、且つ其の附則に於て鐵道敷設法中同法の規定に牴觸するものは、之を廢止すべき旨を定めしを以て、前記鐵道敷設法中公債に關する規定は、同年四月以降其の效力を失ふに至れり。

第二目　起　債

鐵道公債の起債法定額は最初六千萬圓なりしが、爾後數次の改正を經て一億千三百五十萬圓となりたること、及當初募集年度を十二箇年に限定したるも、後此の制限を撤廢したることは、既に述べたる所の如し。而して各年度の起債額は豫算を以て之を定むと雖も、事業費需要の緩急に應じ、又は金融市場の狀況に鑑み、或は募集を行ひ或は特別發行を爲すものなれば、實際各年度の起債額は必ずしも豫算額に一致するものにあらざるは、言を俟たざる所なり。

本公債の起債に就ては、明治二十六年以降直接募集を行ふこと二回、其の募集額二百萬圓、特別發行を行ふこと前後十四回、其の發行額五千六百八十六萬六千五十圓にして、兩者を合すれば總計五千八百八十六萬六千五十圓となれり。而して右の外尙ほ本公債の一部は明治三十二年中に於て、事業公債及北海道鐵道公債の一部と併せて外國市場に於て募集したり。之れ卽ち第一回四分利付英貨公

債なるが、其の一部分千七百五十七萬七千七百五十圓は本公債に屬するものなるが故に、之を上記內國發行の總額に合算するときは、本公債の起債總額は七千六百四十四萬三千八百圓にして、其の法定起債制限額に達せざること三千七百五萬六千二百圓なり。今起債法定額に對し、每回起債額と時々の發行餘力とを表示すれば左の如し。

年月日	法定額	起債額	起債額累計	發行餘力
明治二五年六月二〇日	六〇、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	一、〇〇〇、〇〇〇円	六〇、〇〇〇、〇〇〇円
二六、四、一	—	一、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	五九、〇〇〇、〇〇〇
二七、二、一	—	二、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	五八、〇〇〇、〇〇〇
二八、三、二八	—	一、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	五六、〇〇〇、〇〇〇
〃　五、一〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	五五、〇〇〇、〇〇〇
〃　一〇、一	—	四、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	五四、〇〇〇、〇〇〇
三〇、三、二九	—	五、〇〇〇、〇〇〇	一五、〇〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇、〇〇〇
〃　一〇、一一	—	二、八〇七、三五〇	一七、八〇七、三五〇	四二、一九二、六五〇
三一、一、二一	—	一〇〇、〇〇〇	一七、九〇七、三五〇	四二、〇九二、六五〇
〃　三、二九	—	一七、五七七、七五〇	三五、四八五、一〇〇	二四、五一四、九〇〇
三二、六、一	—	九、五五六、二五〇	四五、〇四一、三五〇	一四、九五八、六五〇
三四、三、二〇	—	—	四五、〇四一、三五〇	四九、九五八、六五〇
〃　四、二	（增加額九五、〇〇〇、〇〇〇）	七、三一三、五五〇	五二、三五四、九〇〇	四二、六四五、一〇〇
〃　一〇、二五	（增加額三五、〇〇〇、〇〇〇）	六、二〇四、六〇〇	五八、五五九、五〇〇	三六、四四〇、五〇〇
三五、三、二八	—	四、〇〇〇、〇〇〇	六二、五五九、五〇〇	三二、四四〇、五〇〇
〃　九、三〇	—			

明治三六、三、一九	一〇二、〇〇〇、〇〇〇	五、九九五、二〇〇	六八、五五四、七〇〇	二六、四四五、三〇〇
〃　六、一六	（增加額七、〇〇〇、〇〇〇）	—	六八、五五四、七〇〇	三三、四四五、三〇〇
三八、二、二〇	—	二、三〇〇、二〇〇	七〇、八五四、九〇〇	三一、一四五、一〇〇
四〇、一〇、一五	—	五、五八八、九〇〇	七六、四四三、八〇〇	二五、五五六、二〇〇
四一、三、一三	一一三、五〇〇、〇〇〇（增加額一一、五〇〇、〇〇〇）	—	七六、四四三、八〇〇	三七、〇五六、二〇〇

（備　考）直接募集及間接募集の分は募集發表の年月を掲ぐ。

右の如く明治四十年度末に於て、尙ほ三千七百五萬餘圓の發行餘力を存せしが、既に述べたるが如く明治四十二年四月帝國鐵道會計法の施行に依り、鐵道敷設法中の起債に關する事項は四十二年度以降廢止せられ、右の發行餘力は自然消滅に歸したり。今左に本公債の起債の狀況を詳說すべし。但し本公債の中前記外國募集に係るものは、別に次章外國債の部に於て述ぶべきを以て、玆には之を省略す。

第一　直接募集

內國に於て鐵道公債を募集したるは前後僅かに二回にして、其の第一回の募集は明治二十六年四月一日大藏省告示第十二號を以て之を發表し、募集額・利率・發行價格・應募申込期限・保證金の割合及拂込期日等を左の如く定めたり。

大藏省告示第十二號（明治二十六年四月一日）

一鐵道公債第一回募集ノ總額ハ壹百萬圓トシ證書ノ價格ハ額面百圓ニ付金百圓トス但應募高需要ノ額ニ超過スルトキハ應募價格ノ高キモノヨリ順次算入シ需要額ニ滿ルニ至テ止ム

一第一回鐵道公債ノ利子ハ一箇年百分ノ五トス

一應募者ハ來ル四月十六日ヨリ同月二十日マテニ應募金額價格及住所姓名ヲ詳記シ日本銀行本支店又ハ代理店ヘ申込ムヘシ

一應募額ニ對スル保證金ノ割合ハ證書額面百圓ニ付金拾圓トス

一大藏大臣ハ來ル五月五日マテニ日本銀行ヲシテ各應募者ニ應募確定額ヲ通知セシムルニ付其高ニ對スル金額ノ內保證金ヲ以テ第一期拂込金ニ振替タルモノヲ引去リタル跡金ノ拂込ハ額面百圓ニ付左ノ區別ニ依リ拂込ムヘシ

第二期	二十六年五月十六日ヨリ二十五日マテ	此拂込金拾圓
第三期	同　六月十六日ヨリ十五日マテ	此拂込金拾五圓
第四期	同　七月十六日ヨリ二十五日マテ	此拂込金貳拾五圓
第五期	同　八月十六日ヨリ二十五日マテ	此拂込金貳拾五圓
第六期	同　九月十六日ヨリ二十五日マテ	此拂込金拾五圓

本回募集の成績を見るに、應募總額七百五十五萬四千三百五十圓の多きに達し、豫定額を超過すること實に六百五十五萬四千三百五十圓なりき。而して此の中發行價格以上申込に係るもの七百五十二萬二千百圓にして、最低價格申込は僅かに三萬二千二百五十圓に過ぎず。仍て應募價格の最高百六圓五十一錢より順次百五圓七十錢に至る迄のもの三十八萬圓、及價格百五圓六十錢の申込高百五萬圓の內六十二萬圓を募入とし、結局百五萬六千五百三十八圓六十錢の現金を國庫に實收することを得たり。其の地方別統計は左表の如し。

地方	應募額	申込口數	募入額	募入外れ額 高價申込額	募入外れ額 最低價格申込額
北海道	五、〇〇〇円	二	—円	五、〇〇〇円	—円
東京	三、三四七、二〇〇	一七九	九二〇、二五〇	二、四二六、五五〇	四〇〇
京都	二、八、四五〇	九九	—	二、八、四五〇	—
大阪	四八四、八〇〇	一四三	—	四八一、八〇〇	三、〇〇〇
神奈川	一六六、七〇〇	一〇	—	一六六、七〇〇	—
兵庫	二八、四〇〇	一七	—	二八、四〇〇	—
長崎	一五三、八五〇	二一	—	一五三、七五〇	一、一〇〇
新潟	一二三、二五〇	三七	—	一二三、〇五〇	二〇〇
埼玉	五三、四〇〇	五	—	五三、四〇〇	—
群馬	一〇二、二〇〇	一四	—	一〇二、二〇〇	—
千葉	七六、〇〇〇	一一	—	七六、〇〇〇	—
栃木	三、三〇〇	二	—	三、三〇〇	—
奈良	一一九、四〇〇	五〇	—	一一九、三〇〇	一〇〇
三重	一五〇、二〇〇	八〇	—	一五〇、二〇〇	—
愛知	三七八、一五〇	一三〇	—	三七六、七五〇	一、四〇〇
静岡	五八、一五〇	二四	—	五七、八五〇	三〇〇
山梨	六、九〇〇	一〇	—	六、一〇〇	八〇〇
滋賀	八三、八五〇	四三	—	八三、三五〇	五〇〇
岐阜	二九〇、三五〇	六三	—	二九〇、三五〇	—
愛知	二、四〇〇	一	—	二、四〇〇	—
三重	一五、七〇〇	七	—	一五、七〇〇	—
和歌山	一、〇〇〇	一	—	一、〇〇〇	—
大阪	一、〇〇〇	一	—	一、〇〇〇	—
兵庫	一、〇〇〇	一	—	一、〇〇〇	—
鳥取	一、〇〇〇	一	—	一、〇〇〇	—
島根	一、〇〇〇	一	—	一、〇〇〇	—
岡山	一、〇〇〇	一	—	一、〇〇〇	—
広島	一、〇〇〇	一	—	一、〇〇〇	—
山口	一、〇〇〇	一	—	一、〇〇〇	—
徳島	一、〇〇〇	一	—	一、〇〇〇	—
香川	一、〇〇〇	一	—	一、〇〇〇	—
愛媛	一、〇〇〇	一	—	一、〇〇〇	—
高知	一、〇〇〇	一	—	一、〇〇〇	—
福岡	一、〇〇〇	一	—	一、〇〇〇	—
大分	一、〇〇〇	一	—	一、〇〇〇	—
佐賀	一、〇〇〇	一	—	一、〇〇〇	—
熊本	七七、六五〇	一六	—	七七、六五〇	五〇
宮崎	五、七〇〇	二	—	五、〇〇〇	七〇〇
鹿児島	三、四五〇	六	—	三、四五〇	—
合計	七、五五四、三五〇	一、五四六	一、〇〇〇、〇〇〇	六、五三一、一〇〇	三、三五〇
宮城	四五、〇〇〇	一三	—	四五、三〇〇	—

本公債の第二回募集は、明治二十七年二月十四日大藏省告示第三號を以て、左の如く其の要件を定めたり。

大藏省告示第三號（明治二十七年二月十四日）

一鐵道公債第二回募集ノ證書總額ハ百萬圓トシ價格ハ額面百圓ニ付其最低ヲ金百圓トス但應募高需要ノ總額ニ超過スルトキハ應募價格ノ高キモノヨリ順次ニ之ヲ取リ總額百萬圓ニ滿ルニ至テ止ム

一第二回鐵道公債ノ利子ハ一箇年百分ノ五トス

一應募ヲ望ム者ハ本月二十四日ヨリ來ル三月三日マテニ應募ノ金額價格及住所姓名ヲ詳記シ日本銀行本支店又ハ代理店ヘ申込ムヘシ

一應募額ニ對スル保證金ノ割合ハ證書額面百圓ニ付金拾圓トス

一大藏大臣ハ來ル三月十五日マテニ各應募者ニ交付スヘキ鐵道公債證書ノ高ヲ査定シ日本銀行ヲシテ之ヲ通知セシムヘシ

一前條ノ通知ヲ受タル應募者ハ應募高ニ對スル保證金額ヲ引去其殘額ヲ來ル三月二十四日マテニ拂込ムヘシ

第一回に於て拂込期を六回に分ちしに反し、本回に於ては僅かに之を二回に止めたる所以は、畢竟鐵道建設費に於ける需要の緩急を計り、之が供給の時期を算定したるものにして、本回は鐵道建設に

要する外國品の購入が會々年度末に輻輳し、從て其の支出急を要したる爲め、拂込回數を數次に分つの餘裕なかりしに由るものなり。

本回に於ても應募總額四百六十七萬九百五十圓に達し、豫定額を超過すること三百六十七萬九百五十圓なり。而して應募額は大部分高價申込のものにして、最低價格申込は僅々一萬二千七百圓に止まれり。仍て應募價格の最高百九圓五十錢より以下百七圓六十三錢迄のもの九十七萬三千二百圓、及價格百七圓六十二錢の申込高三十五萬圓の內二萬六千八百圓を募入額とし、結局國庫の實收額は百八萬百十圓三十五錢一厘に達したり。地方別統計を表出すれば左の如し。

地方	應募額	申込口數	募入額	募入外れ額 高價申込額	募入外れ額 最低價格申込額
	円		円	円	円
北海道	一六、五〇〇	五	—	一二、五〇〇	四、〇〇〇
東京	二、〇〇三、二〇〇	一七一	八五三、四〇〇	一、一八〇、八〇〇	—
京都	一二、七〇〇	六〇	六、八五〇	一〇四、八五〇	—
大阪	一〇四、五〇〇	五〇	二四、〇五〇	七九、七五〇	七〇〇
神奈川	一二、五〇〇	二	—	一二、五〇〇	—
兵庫	二、七五〇	二七	—	二、七五〇	—
長崎	八五、五五〇	一八	五〇〇	八五、〇五〇	—
新潟	六一、〇〇〇	二五	—	五八、〇〇〇	三、〇〇〇
埼玉	一三、二〇〇	八	—	一三、二〇〇	—
群馬	四二、〇〇〇	六	—	四二、〇〇〇	—
千葉	一八、五〇〇	六	—	一八、五〇〇	—
福島	一二、六〇〇	六	—	一二、六〇〇	—
岩手	六、〇〇〇	二	—	六、〇〇〇	—
山形	六三、八〇〇	二一	—	五八、八〇〇	五、〇〇〇
青森	八〇〇	三	—	八〇〇	—
秋田	一五、七〇〇	一〇	—	一五、七〇〇	—
福井	四八、五五〇	四一	二、七〇〇	四五、八五〇	—
石川	三三、六〇〇	二六	—	三三、六〇〇	—
富山	一〇〇、八〇〇	七	—	一〇〇、八〇〇	—
鳥取	一三、三〇〇	一四	二〇、〇〇〇	一〇三、三〇〇	—
島根	一八、六五〇	五七	—	一八、六五〇	—
岡山	八一、一〇〇	三三	一〇〇	八一、〇〇〇	—
廣島	二四、六〇〇	八	—	二四、六〇〇	—
山口	六二、〇〇〇	二七	一六、〇〇〇	四六、一〇〇	—
和歌山	一五五、四〇〇	三六	—	一五五、四〇〇	—
香川	二四、七五〇	七	一四、六〇〇	一〇、一五〇	—
愛媛	四、〇五〇	四	—	四、〇五〇	—
高知	一三、七〇〇	一〇	—	一三、七〇〇	—
福岡	四四、八〇〇	二五	一〇、六〇〇	三四、〇〇〇	—
大分	二〇、九〇〇	四	—	二〇、九〇〇	—
佐賀	二〇、〇〇〇	四	—	二〇、〇〇〇	—
熊本	二五、四〇〇	七	—	二五、四〇〇	—
合計	四、六四〇、九五〇	一、一五〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、六九八、三五〇	二二、七〇〇

地方	應募額	申込口數	募入額	募入外れ額 高價申込額	募入外れ額 最低價格申込額
	円		円	円	円
茨城	一、五〇〇	四	—	一、五〇〇	—
栃木	四〇、一〇〇	三	—	四〇、一〇〇	—
奈良	四七、四〇〇	三三	—	四七、四〇〇	—
三重	六九、〇〇〇	四〇	二〇〇	六八、八〇〇	—
愛知	二六六、〇〇〇	一一六	—	二六六、〇〇〇	—
靜岡	二八、〇〇〇	一六	—	二八、〇〇〇	—
山梨	四、〇〇〇	七	—	四、〇〇〇	—
滋賀	七五、三〇〇	三九	—	七五、三〇〇	—
岐阜	三三、三五〇	四六	—	三三、三五〇	—
長野	一二五、四〇〇	二四	五〇、〇〇〇	七五、四〇〇	—
宮城	六二、〇〇〇	六	二、〇〇〇	六〇、〇〇〇	—

第二　特別發行

鐵道公債の募集は、前述の如く明治二十六年度中二回之を行ひ、何れも好成績を收め、之に依りて券面金額二百萬圓の證券を發行することを得たり。然るに明治二十七年度以降は復た直接募集の擧に出づること能はず、總て國庫預金部若くは債金部の現在金を運用し、整理公債條例第六條第二項に定めたる特別發行の方法に依り、隨時に證券を發行したり。其の回數は前後十四回にして、券面金額の總計五千六百八十六萬六千五十圓なりとす。發行年月日・發行額・發行價格及實收額を表示すれば左の如し。

發行年月日	發行額	發行價格	實收額
明治二八年三月二八日	二、〇〇〇、〇〇〇円	九六・三六〇円	一、九二七、二〇〇、〇〇〇円
〃　五、一〇	一、〇〇〇、〇〇〇	九九・二五〇	九九二、五〇〇、〇〇〇
〃　一〇、一	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇・二〇〇	一、〇〇二、〇〇〇、〇〇〇
三〇、三、二九	四、〇〇〇、〇〇〇	九九・二〇〇	三、九六八、八〇〇、〇〇〇
〃　一〇、一一	五、〇〇〇、〇〇〇	九五・五〇〇	四、七七六、五〇〇、〇〇〇
三一、一、二一	二、八〇七、三五〇	九四・〇九〇	二、六四一、四三五、九二五
〃　三、二九	一〇〇、〇〇〇	九〇・二一〇	九〇、二一〇、〇〇〇
三四、三、二〇	九、五六六、二五六	八八・二六〇	八、四三四、三四六、二五〇
明治三四年一〇月二五日	三、五〇〇、〇〇〇円	八七・三三〇円	六、二六六、九二六、二二五円
〃　三五、三、二八	六、二〇四、八〇〇	八八・三六〇	五、四八二、三六四・五六〇
〃　九、三〇	四、〇〇〇、〇〇〇	九五・〇〇〇	三、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇
三六、三、一九	五、九九五、一〇〇	九二・五〇〇	五、五四五、五六〇・〇〇〇
三八、二、二〇	二、三〇〇、一〇〇	八五・〇〇〇	一、九五五、一七〇・〇〇〇
合計　四〇、一〇、一五	五、五八八、九〇〇	九〇・〇〇〇	五、〇四〇、〇一〇・〇〇〇
	五六、八六六、〇四〇		五二、〇四三、〇二九・六四〇

第三目　收　支

鐵道公債金の收支に就ては、明治二十六年法律第一號を以て鐵道公債會計法を制定し、一般會計と區分して特別會計を設置したりしが、尋で明治三十二年に至り、政府は本公債と事業公債及北海道鐵道公債とを合せて、一の特別會計を設置するの便宜を認め、同年二月八日法律第五十三號を以て事業公債及鐵道公債特別會計法を公布したり。同法は其の後臺灣事業公債の起債あるに及び、之をも包含することとし、同年三月法律第七十八號を以て其の第一條を改正し、又同三十四年四月法律第二十九條を以て第二條の但書を追加したり。今此等の改正を經たる同法の全文は左の如し。

事業公債及鐵道公債特別會計法（明治三十二年二月八日法律第十三號）

第一條　鐵道敷設法、事業公債條例、北海道鐵道敷設法及臺灣事業公債法ニ依ル公債金ノ會計ハ特別トシテ一般ノ歳入歳出ト區分スヘシ

第二條　公債募集金ヲ使用セントスルトキハ其ノ金額ヲ一般ノ歳入ニ組入レ一般ノ歳出トシテ之ヲ拂出スヘシ但シ償金特別會計資金ノ一時繰替金ヲ返償スル場合ニハ直ニ償金特別會計ノ資金ニ繰入シ又臺灣事業公債法第五條ニ依ル一時借入金ヲ償還スル場合ニハ直ニ臺灣銀行ニ仕拂フヘシ

第三條　公債募集金ノ每年度內ニ使用セサルモノハ翌年度ヘ繰越スヘシ

第四條　公債ヲ以テ支辨スル事業完了ノ上公債募集金ニ剩餘アルトキハ一般ノ歳入ニ繰入スヘシ

第五條　政府ハ每年公債特別會計ノ歳入歳出豫算ヲ調整シ歳入歳出ノ總豫算ト共ニ帝國議會ニ提出スヘシ

附　則

第六條　本法ハ明治三十二年度ヨリ施行ス

第七條　鐵道公債會計法ハ明治三十一年度限リ廢止ス

鐵道敷設法第三條に依れば、此の公債金の支辨に屬する每期の工事は之を繼續事業と爲すものなり。是を以て政府は帝國議會の協贊を經、之が繼續費の總額及明治二十六年度乃至三十七年度の年割額を定め、後同二十八年度特別會計追加豫算に於て其の總額及年割額を改定する所あり。爾來豫定線路の變更又は物價の騰貴に伴ひ、豫算の增額を爲したること一再に止まらず、從て每回年割額の改定を見たり。而して明治三十五年法律第五號を以て鐵道敷設法の一部を改正したる結果、從來公

債金の支辨のみに限られたる鐵道建設費は、財政上の都合に依り他の歳入を以て財源と爲すことを得るに至りしかば、大藏大臣は玆に方針を立て、明治三十五・三十六兩年度に於ける建設費豫算の全部を普通歳入の支辨に移したり。尋で翌三十七年度も同一の方針に依るべき計畫なりしが、急遽に工事の進捗を圖るの要ありし爲め、繰延の一部を解除して百九十五萬六千圓を公債財源と爲し、翌三十八年度は豫算の全部を普通歳入の支辨と爲したるも、同三十九年度は豫算の端金二千餘圓の外は、之を公債財源に依ることとせり。又同四十年度及四十一年度は、其の全部を公債財源に依るものと爲すの計畫なりしが、北海道炭礦鐵道株式會社より承繼したる現金ありしを以て、其の三百九萬圓を同四十年度の財源に繰入したり。然るに同年度に於ては募集を見合せ、翌四十一年度に於ても亦當分募債せざることに計畫を變更したり。之を要するに明治二十六年度以降同四十七年度（大正三年度）迄に、支出し又は支出すべき總費額の豫定は、一億九千四百六萬五千九百七十四圓（明治四十年度以降建設費の內北海道鐵道の分は之を除く）にして、內同四十一年度迄の豫算額は合して一億三千五百八十五萬六千百八十九圓（臨時支出額を除き、且つ不用額千百九十三圓七十四錢六厘を含む）なりき。而して之を財源に依り區別すれば、公債六千九百十七萬四千二十圓（臨時支出額及不用額同上、其の他の歳入六千六百六十八萬二千百六十九圓なりとす（明治四十年度及同四十一年度の豫算額は全部普通歳入に依るものとして計算す）。

公債財源に屬する豫算額中、明治四十一年度迄に起債せられたるものは、券面金額七千六百四十四萬三千八百圓（五分利付五千八百八十六萬六千五十圓、四分利付英貨公債千七百五十七萬七千七百五十圓）、其の實收額六千九百二十八萬五千七百二十一圓三十三錢九厘にして、之を前記公債財源を以て支辨すべき額六千九百十七萬四千二十圓に、臨時支出額十一萬二千八百七十九圓九十四錢八厘を加へ、豫算の內不用となりたる千百九十三圓七十四錢六厘を控除したる額、即ち支出濟額六千九百二十八萬五千七百六圓二十錢二厘（外に臨時支出額の不用となりたるもの二萬八千百九十一圓五十一錢七厘あり）に對比するときは、十五圓十三錢七厘の差あり。是れ明治三十九年度迄の事業費豫算に對する公債金の實收超過にして次年度に繰越し使用すべきものとす。然るに前述したるが如く、明治四十年度以降は財政計畫上本公債の起債を見合せ、鐵道建設費は之を普通歳入の支辨と爲し、次款以下に敍述する事業公債・北海道鐵道公債及臺灣事業公債も亦此の例に準じて起債を爲さず。殊に臺灣特別事業に關するものは、既に明治三十八年度より臺灣總督府特別會計の歳入を以て支辨し、又本公債其の他鐵道に關するものは、明治四十二年度以降獨立自營の主義を以て成れる帝國鐵道會計の負擔に歸し、其の他は一般會計の支辨となりたるを以て、事業公債及鐵道公債特別會計に屬する收支は、將來之を生ずることなきものと認められたり。而して明治四十一年度末に於て本會計に屬する公債金の內、使用未濟の現金は前記本公債金十五圓十三錢七厘の外、事業公債金百三十九圓九十七錢一厘、北海道鐵道公債金五十九圓六十一錢、臺灣事業公債金八圓七十七錢、合計二百二十三圓四十八錢九厘あり。此等は畢竟發行額面高と發行價格との關係、及事業費豫算額中不用額を生じたるものありたるに因り、事業費充用の爲にする繰入を減じたるの結果に外ならず。從て最早公債金支辨事業費の財源として存置するの必要なきものなるを以て、不用剩餘として之を明治四十一年度一般會計の歳入に繰入れたり。

今每回發行額及實收額を表示すれば左の如し。

收入年度	發行年	公債發行額	公債金實收額
明治二六	明治二六	1,000,000円	1,025,258.600円
明治二六	明治二七	1,000,000円	1,020,110.250円

明治二七	明治二八	二、〇〇〇、〇〇〇円	一、九二七、一〇〇・〇〇〇円	明治三三	明治三四	九、五五六、二五〇円	八、四三四、三四六・二五〇円
二八	二八	一、〇〇〇、〇〇〇	九九二、五〇〇・〇〇〇	三四	三四	七、三一三、五五〇	六、三八六、九三〇・二一五
二八	二八	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇二、〇〇〇・〇〇〇	三四	三五	六、二〇四、六〇〇	五、四八三、三八四・五六〇
二九	三〇	四、〇〇〇、〇〇〇	三、九八八、八〇〇・〇〇〇	三五	三五	四、〇〇〇、〇〇〇	三、八〇〇、〇〇〇・〇〇〇
三〇	三〇	五、〇〇〇、〇〇〇	四、七九七、五〇〇・〇〇〇	三五	三六	五、九九五、二〇〇	五、五四五、五六〇・〇〇〇
三〇	三一	二、八〇七、三五〇	二、六四一、四三五・六一五	三七	三八	二、三〇〇、二〇〇	一、九五五、一七〇・〇〇〇
三〇	三一	100、〇〇〇	九〇、二一〇・〇〇〇	四〇	四〇	五、五八八、九〇〇	五、〇三〇、〇一〇・〇〇〇
三二	三二	（四分利）一七、三五七、七五〇	一五、一一六、〇四三・七四八	合計		七、四四三、八〇〇	六九、二六五、七二一・三五九

第二項　帝國鐵道會計法に據る鐵道公債

以上述べたる所は、明治二十五年法律第四號鐵道敷設法に據りて發行せられたる鐵道公債なり。然るに明治四十二年三月法律第六號を以て帝國鐵道會計法制定せられ、帝國鐵道は帝國鐵道特別會計の下に獨立の經營を行はるることとなれり。從て帝國鐵道の經營の爲に必要とする公債は、將來は本特別會計の負擔に於て發行すると共に、從來の鐵道敷設法に據りて發行せられたる公債は、之を本特別會計の負擔に移すことと爲し、右帝國鐵道會計法中に此等に關する規定を設けたり。斯くて明治四十二年度以降に於ては、鐵道敷設法中の公債に關する規定は廢止せられ、鐵道公債は專ら右帝國鐵道會計法の規定に依りて發行せらるることとなれり。今同法中公債に關する規定を抄錄すれば左の如し。

帝國鐵道會計法（明治四十二年三月二十二日法律第六號）（抄錄）

第一條　帝國鐵道ノ事業ヲ經營スル爲從來ノ帝國鐵道資本及帝國鐵道用品資金竝將來投資スル金額ヲ以テ資本ト爲シ其ノ歲入ヲ以テ其ノ歲出ニ充テ特別會計ヲ設置ス

第二條　帝國鐵道ノ建設及改良ニ要スル經費ハ鐵道益金ヲ以テ之ニ充ツ但シ鐵道益金不足ノ場合ニ於テ政府ハ本會計ノ負擔ニ於テ公債ヲ發行シ又ハ他ノ特別會計其ノ他ヨリ借入金ヲ爲スコトヲ得

前項公債及借入金ノ總額ハ帝國鐵道建設及改良費豫算總額以內トス

第三條　本會計ノ負擔ニ屬スル公債又ハ借入金ノ整理又ハ償還ノ爲政府ハ本會計ノ負擔ニ於テ公債ヲ發行シ又ハ他ノ特別會計其ノ他ヨリ借入金ヲ爲スコトヲ得

第四條　帝國鐵道ノ事業ヲ經營スルニ必要ナル經費ヲ支辨スル爲從來發行シタル公債又ハ其ノ整理若ハ償還ノ爲發行シ若ハ發行スル公債、前二條ニ依ル公債又ハ借入金竝鐵道國有法ニ依リ發行シタル公債又ハ政府ノ負擔ニ歸シタル債務ニシテ其ノ償還ヲ終ラサルモノハ本會計ノ負擔トシ每年度其ノ償還及利子仕拂ニ必要ナル金額ヲ國債整理基金特別會計ニ繰入ルヘシ公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲ス場合ニ於ケル諸費ニ付テモ亦同シ

附　則

第十七條　本法ハ明治四十二年度ヨリ之ヲ施行ス

第十八條　鐵道敷設法北海道鐵道敷設法及事業公債條例ノ規定ニシテ本法ノ規定ニ抵觸スルモノハ之ヲ廢止ス

右の公債に關する規定は、後大正十年三月に至り法律第十三號を以て、左の如く改正せられたり。

第二條　帝國鐵道資本補足ニ必要ナル金額ハ鐵道益金ヲ以テ之ニ充ツ但シ鐵道益金不足ノ場合ニ於テハ公債ヲ發行シ又ハ借入ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル公債及借入金ノ總額ハ帝國鐵道ノ建設費、改良費及用品資金補足ノ豫算定額以內トス

第三條　左ニ揭クル國債ハ本會計ノ負擔トス

一　帝國鐵道ノ事業ヲ經營スルニ必要ナル經費ヲ支辨スル爲從來發行シタル公債

二　第二條第一項ノ規定ニ依ル公債又ハ借入金

三　鐵道又ハ軌道ノ買收又ハ補償ノ爲發行シタル公債又ハ政府ノ負擔ニ歸シタル債務

四　本會計ノ負擔ニ屬スル國債ノ整理又ハ償還ノ爲起債シタル國債

前項ニ揭クル國債ノ償還金、利子、割引料竝發行及償還ニ關スル經費ノ支出ニ必要ナル金額ハ毎年度之ヲ國債整理基金特別會計ニ繰入ルヘシ

鐵道公債は右の如くにして、明治四十二年度以降は帝國鐵道會計法に據りて發行せらるることとなりしが、爾來本法に依りて五分利公債の發行ありたるは、大正十三年三月以降昭和元年度末迄の間に於て、僅に左の三回合計二千百萬圓に止まれり。而も此等の起債は何れも預金部其の他の引受に依る特別發行にして、一般市場に公募せしものに非ざるなり。卽ち左の如し。

大藏省告示第六十五號（大正十三年三月三十一日）

一五分利公債（め號）額面三百五十萬圓

發行價格　額面百圓ニ付八十四圓

償還期限　發行ノ年ヨリ五年据置キ其ノ翌年ヨリ向五十年內

利率　年五分

初期利子（大正十三年六月一日渡）　額面百圓ニ付八十八錢

右帝國鐵道會計法第二條ニ依リ大正十三年三月二十九日之ヲ發行ス

大藏省告示第三十號（大正十四年二月十三日）

一五分利公債（み號）額面四百五十萬圓

發行價格　額面百圓ニ付八十三圓

償還期限　發行ノ年ヨリ五年据置キ其ノ翌年ヨリ向五十年內

利率　年五分

初期利子（大正十四年三月一日渡）　額面百圓ニ付二十三錢

右帝國鐵道會計法第二條ニ依リ本日之ヲ發行ス

大藏省告示第四十一號（昭和二年三月十九日）

一五分利公債（も號）額面千三百萬圓

發行價格　額面百圓ニ付八十六圓六十錢

償還期限　發行ノ年ヨリ五年据置キ其ノ翌年ヨリ向五十年內

利率　年五分

初期利子（昭和二年六月一日渡）　額面百圓ニ付一圓四錢

右帝國鐵道會計法第二條ニ依リ昭和二年三月十八日之ヲ發行セリ

今右三回の發行要領を表示すれば左の如し。

發行年度	發行年	記號	發行價格	發行額	引受先
大正一二	大正一三	め	八四・〇〇〇円	三、五〇〇、〇〇〇円	大藏省預金部
一三	〃一四	み	八三・〇〇〇	四、五〇〇、〇〇〇	鐵道共濟組合
昭和元	昭和二	も	八六・六〇〇	一三、〇〇〇、〇〇〇	大藏省預金部
合計				二一、〇〇〇、〇〇〇	

第三款　事業公債

第一項　起因

事業公債は明治二十七八年日清戰役に伴ふ戰後經營の必要事業に要する費用に充つるの目的を以て起したるものにして、明治二十九年度以降新に生じたる經濟的・財政的・兼軍事的の公債なり。當時日清戰役大勝の後を承けて、政府は戰後積極經營を行ふの方針を確立し、之が爲に必要とすべき各種事業の實行を計畫せしが、今此等諸事業の內容を列擧すれば左の如し。

一　官設既成鐵道の運輸事業逐年增進し、現在の線路及車輛にては到底將來の需要を充すこと能はざるに至りしを以て、東海道幹線の全部を複線とし、同線及直江津線に屬する停車場に必要なる改築增營を加へ、且つ車輛を增加せんとす。

二　北海道に鐵道を敷設するは同道拓殖上極めて緊要とする所なるを以て、北海道炭礦鐵道線空知太の終點より、雨龍を經て旭川に達する三十五哩餘の鐵道を敷設せんとす。

三　軍事上並に工業上製鋼事業を起すの必要あるは、夙に朝野の認めし所なるのみならず、戰勝の餘勢は陸海軍備の擴張を促すの時期に際會するに至りしを以て、新に製鐵所を創設せんとす。

四　電話事業の擴張は商工業の發達上最も急務とする所なるが故に、速に全國各地に電話線を架設せんとす。

五　戰後財政の膨脹に伴ひ、國庫の財源を豐富ならしむるの要あるが故に、新に葉煙草專賣の制度を設けんとす。

六　戰後に於て軍備の擴張を圖るは、國防上最も緊急とする事業なるが故に、此の爲には軍隊の增設及編成の改正は勿論、砲臺建築・兵器製造・艦船新造・船渠增築等の諸事業を興さんとす。

而して以上各般の事業遂行の爲には何れも巨額の資金を要し、到底經常歲入の能く支辨する所に非ざるや明なり。ただ軍備擴張費の如きは、清國より受領すべき賠償金を以て支給することを得べしと雖も、償金亦限りあれば單り之のみに依賴すべきに非ず。是を以て政府は起債の止むべからざるを察し、官設既成鐵道改良費二千六百五十五萬三千三百三十一圓、製鐵所創立費三百五十一萬六千三十一圓餘、電話交換擴張費千二百八十萬二千百六圓餘、葉煙草取扱所設置費及專賣資金千二百二十一萬三千五百五十圓、陸海軍擴張費七千七百四十五萬八千九百七圓、及公債初年利子百二十七萬八千八十圓の豫算を以て、證券額面金額一億三千五百萬圓を限り、一種の新公債を起すの議を決し、第九回帝國議會の協贊を經て、明治二十九年三月事業公債條例を制定公

布したり。玆に條例の全文を掲ぐれば左の如し。

事業公債條例（明治二十九年三月三十日法律第五十九號）

第一條　事業公債ハ既設官線鐵道改良、北海道鐵道建設、製鋼事業、電話擴張ノ費途、葉煙草專賣資金及國防事業ノ費用ニ充ツルカ爲證書額面壹億參千五百萬圓ヲ限リ漸次之ヲ募集ス

第二條　本公債ノ利子ハ一箇年百分ノ五以下トシ募集ノ都度大藏大臣之ヲ定ム

第三條　本公債ニ關シ本條例ニ規定セサルモノハ明治十九年勅令第六十六號整理公債條例ノ各條項ヲ適用ス

第一條に示す起債法定額は、後年に至り製鐵所創立費、電話交換擴張費及官設既成鐵道改良費の豫算增加に伴ひ屢改定を經、結局二億三百五十萬圓となれり。毎回の改正法定額を示せば左の如し。

公布年月日	法律番號	改正法定額
明治三十四年四月四日	法律第二十號	一億五千萬圓
同三十六年六月十七日	同　第七號	一億七千五百萬圓
同四十年三月十八日	同　第九號	一億八千五百萬圓
同四十一年三月十四日	同　第十三號	二億三百五十萬圓

然るに明治四十二年三月帝國鐵道會計法制定せられ、爾後鐵道の經營に關して必要なる公債は、同法に據りて起債せらるることとなり、且つ其の附則に於て、事業公債條例の規定にして同法の規定に抵觸するものは、之を廢止する旨を定められし結果、前記起債法定額中官設既成鐵道改良費、及北海道鐵道建設費に充つべき公債の未發行額は、同年四月一日以降自然消滅に歸したり。更に又大正六年七月二十一日に至り、法律第十一號を以て電話事業公債法の公布あり、電話交換擴張費支辨に充つべき公債は、同法に依り之を發行することと爲し、且つ其の附則に於て、事業公債條例中同法に抵觸するものは、之を廢止する旨を定めしを以て、前記起債法定額中電話交換擴張費に充つべき公債の未發行額は、大正六年七月二十一日以後自然消滅に歸するに至れり。

第二項　起　債

本公債の募集は明治二十九年度より始むべきものなりしも、當時市場の金融は引續き逼迫を極め五分利付國債證券の價格は常に額面金額以下に低落するの有樣にして、本公債の如く法律上其の利率を百分の五以下と定めたるものは、最も之が募集に便ならざりしを以て、未だ廣く直接募集を行ふこと能はずして、纔かに同年度末に至り特別發行の方法に依り、證券額面三百萬圓を發行したり。之を本公債起債の嚆矢とし、爾後同四十年度末迄に特別發行を爲すこと前後十四回、發行高八千八百八十二萬七千八百圓に達し、之に同三十二年中英國倫敦に於て間接募集の方法に依り起債したる額七千八百五萬二千二百五十圓（第一回四分利付英貨公債の一部）を併せて、總計一億六千六百八十八萬五十圓を算するに至れり。今本公債の毎回の發行年月日・發行額・發行價格及實收額を表出すれば左の如し。

發行年月日	發行額	發行價格	實收額
明治三〇年、三月二九日	三、〇〇〇、〇〇〇円	九九・三一〇円	二、九六、六〇〇・〇〇〇円
〃　一〇、一一	一〇、〇〇〇、〇〇〇	九五・五三〇	九、五三、〇〇〇・〇〇〇
〃　一一、二六	一〇、〇〇〇、〇〇〇	九四・七〇〇	九、四七〇、〇〇〇・〇〇〇
明治三〇年、一二月二四日	三、〇〇〇、〇〇〇円	九三・四一〇円	二、七七、三〇〇・〇〇〇円
〃　三一、一、二一	八、〇〇〇、〇〇〇	九四・〇九〇	七、五三二、八〇〇・〇〇〇
〃　三、二九	三、四〇〇、〇〇〇	九〇・三一〇	三、〇八八、二二〇・〇〇〇

明治三三年三月三〇日	三、三九、〇五〇円	九〇、〇〇〇円	二、九〇六、一四五、〇〇〇円	明治三六年一〇月二四日	五、〇〇〇、〇〇〇円	八八、〇四〇円	四、四〇二、〇〇〇、〇〇〇円
〃　一〇、一二	三、五〇〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇	三、一五〇、〇〇〇、〇〇〇	三八、二、二〇	一、〇四八、六五〇	八五、〇〇〇	八九、一三五、三五〇
三四、一〇、二五	八、七六九、八五〇	八七、三三〇	七、六五八、七一〇、〇〇〇	四〇、一〇、一五	一〇、八三一、四〇〇	九〇、〇〇〇	九、七四八、一六〇、〇〇〇
三五、九、三〇	一三、五三六、三〇〇	九五、〇〇〇	一二、八四九、九八五、〇〇〇				
三六、三、一九	五、〇三三、五五〇	九二、五〇〇	四、六四五、八五八、七五〇	合計	八八、八二七、八〇〇		八二、〇六九、六〇一、二五五

又本公債の起債法定額に對する計算を表示すれば左の如し。

年月日	法定額	起債額	起債額累計	發行餘力
明治二九年三月二九日	一三五、〇〇〇、〇〇〇円	三、〇〇〇、〇〇〇円	三、〇〇〇、〇〇〇円	一三五、〇〇〇、〇〇〇円
三〇、三、二九	—	三、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	一三二、〇〇〇、〇〇〇
〃　一〇、一一	—	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一六、〇〇〇、〇〇〇	一二二、〇〇〇、〇〇〇
〃　一一、二六	—	一〇、〇〇〇、〇〇〇	二六、〇〇〇、〇〇〇	一一二、〇〇〇、〇〇〇
〃　一二、二四	—	三、〇〇〇、〇〇〇	二九、〇〇〇、〇〇〇	一〇九、〇〇〇、〇〇〇
三一、一、二一	—	八、〇〇〇、〇〇〇	三四、〇〇〇、〇〇〇	一〇一、〇〇〇、〇〇〇
〃　三、二九	—	三、九〇〇、〇〇〇	三七、九〇〇、〇〇〇	九七、一〇〇、〇〇〇
三二、六、一	—	七八、〇五二、二五〇	一一五、九五二、二五〇	一九、〇四七、七五〇
三三、三、三〇	—	三、二二九、〇五〇	一一九、一八一、三〇〇	一五、八一八、七〇〇
〃　一〇、一二	—	三、五〇〇、〇〇〇	一二二、六八一、三〇〇	一二、三一八、七〇〇
三四、四、二	一五〇、〇〇〇、〇〇〇（增加額一五、〇〇〇、〇〇〇）	八、七六九、八五〇	一二二、六八一、三〇〇	二七、三一八、七〇〇
〃　一〇、二五	—	一三、五二六、三〇〇	一三一、四五一、一五〇	一八、五四八、八五〇
三五、九、三〇	—	五、〇二二、五五〇	一四四、九七七、四五〇	五、〇二二、五五〇
三六、三、一九	—	—	一五〇、〇〇〇、〇〇〇	—
〃　六、一六	一七五、〇〇〇、〇〇〇（增加額三五、〇〇〇、〇〇〇）		一五〇、〇〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇、〇〇〇
〃　一〇、二四	—	五、〇〇〇、〇〇〇	一五五、〇〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇
三八、二、二〇	—	一、〇四八、六五〇	一五六、〇四八、六五〇	一八、九五一、三五〇
四〇、三、一六	一八五、〇〇〇、〇〇〇（增加額一〇、〇〇〇、〇〇〇）	—	一五六、〇四八、六五〇	二八、九五一、三五〇
〃　一〇、五	—	一〇、八三一、四〇〇	一六六、八八〇、〇五〇	一八、一一九、九五〇
四一、三、一三	二〇三、五〇〇、〇〇〇（增加額一八、五〇〇、〇〇〇）		一六六、八八〇、〇五〇	三六、六一九、九五〇

（備考）本表には明治三十二年英貨公債に依る發行額をも含む。

本公債は明治四十一年度以降其の發行を打切りたるを以て、前表に示せる明治四十一年三月末の發行餘力額三千六百六十一萬九千九百五十圓は、遂に發行未濟に終りたり。

第三項　收支

事業公債募集金の收支に就ては、初め特別の會計を設けずして、其の發行代金を一般會計の歳入臨時部に收入し、以て各事業費支出の財源に供したりしが、後明治三十二年二月に至り法律第十三號を以て、事業公債及鐵道公債特別會計法を公布し、同三十二年度より之を施行することとなれり。抑事業公債金の如きは既に費途の確定せるものありて、毎年度事業費支出豫算の年割額に應じ之が募集を爲し、以て其の財源を充たすべきは勿論なりと雖も、凡そ公債を募集するには適應の時機に乘ずることを要し、而も其の時機は毎年常に到來するものにあらざるが故に、或は好機あるに臨み一時に數年間の需要額を募集し置くの必要あるべし。果して然りとせば、其の經營を一般會計に混同するは甚だしき支障を見るべきに由り、政府は玆に事業公債金も亦鐵道公債金等と合せて、特別の會計を設

置するの必要を認め、斯の如く特別會計を制定したるものなり。而して其の法文は既に前款に掲げたるを以て、茲には之を省略す。

事業公債募集金を以て支辨すべき費途は、大藏省所管の營繕費（葉煙草專賣所設置費・葉煙草專賣資金）陸軍省所管の砲臺建築費・營繕費及初度調辨費・兵器製造費・砲兵工廠擴張費・臨時陸軍建築部費、海軍省所管の海軍擴張費、農商務省所管の製鐵所創立費、遞信省所管の電話交換擴張費（明治三十九年度に在りては電信電話營繕費の科目に屬せり）・官設既成鐵道改良費（明治四十年度以降は帝國鐵道改良費）、內務省所管の北海道鐵道建設費（空知太・旭川間）にして、外に本公債の證券製造及發行費あり。此等の各事業費は、費目に由り一年若くは數年にして完結すべきもの、又はしたるもの、或は一年度限りの豫算に止まるものありて、固より一樣ならずと雖も、之を概括すれば明治二十九年度より同五十一年度迄（明治三十五年度乃至三十八年度を除く）に繼續支出すべきものとす。而して各費目の豫算額總計は、實に二億三千九百八十七萬七千二百九十圓六十一錢八厘（外に臨時支出額五十二萬六千五十一圓二十一錢九厘あり）の多額に上れり。但し此の內明治四十一年度迄の豫算不用額三百七十三萬六千二百二十圓三十九錢三厘（外に臨時支出額の不用額二萬四千八百十九圓四錢あり）ありしを以て、之を控除したる殘額二億三千六百十四萬千七十圓二十二錢五厘（外に臨時支出額の支拂濟額五十萬千二百三十二圓十七錢九厘あり）は卽ち實際所要の豫算額なりしなり。之を起債法定額二億三百五十萬圓に對比するときは、額面高と實收額との差額を計算外に置くも、尙ほ且つ三千二百六十四萬餘圓の超過を見るを以て、更に起債法定額の改正を必要とするが如しと雖も、將來に屬する公債の起債は財政上の都合に由りて決すべきものにして、實際必ずしも年割豫算額の如く起債すべきものに非ざるのみならず、明治四十年度以降は既述の如く非募債の計畫に決し、上述の公債支辨繼續費は之を普通歲入の支辨に移せしを以て、本公債に依る事業は事實上同三十九年度限り打切りたるものと見るを得べし。從て前記年割豫算總額二億三千九百八十七萬七千二百九十圓六十一錢八厘より、明治四十年度以降の年割豫算額合計八千六百五十六萬三千三十八圓（四十・四十一兩年度不用額二千五百五十圓六十二錢六厘を含む）を控除したる殘額、卽ち同三十九年度迄の豫算合計一億五千三百三十一萬四千二百五十二圓六十一錢八厘（外に臨時支出額五十二萬六千五十一圓二十一錢九厘あり）より、同年度以前の豫算不用額三百七十三萬三千六百六十九圓七十六錢七厘（外に臨時支出額の不用額二萬四千八百十九圓四錢あり）を控除したる額一億四千九百五十八萬五百八十二圓八十五錢一厘（外に臨時支出額の支拂濟額五十萬千二百三十二圓十七錢九厘あり）は、總額と稱するを得べし。而して其の事歷を通觀すれば、或は財政の都合に由り、或は事業の緩急及工事進捗の狀況に從ひて、當初の計畫を變更し、其の豫定年割の伸縮及支出財源の變更を爲せしこと、一再に止まらず。今逐一之が變遷の事項及計數を敍述するは、頗る繁瑣に亙るが故に之を省略す。

斯くの如く本公債募集の計畫は、明治三十九年度限り之を打切と爲せしに由り、結局同年度迄の公債財源支辨費途の支出額は、一億四千九百十九萬七百圓七十五錢一厘を以て確定したり。之を前述せる同年度迄の豫算確定總額一億四千九百五十八萬五百八十二圓八十五錢一厘より控除すれば、三十八萬九千八百八十二圓十錢を得。此の差額は卽ち同年度豫算殘額として翌年度に繰越したる金額八十九萬千百十四圓二十七錢九厘より、臨時支出額の支拂濟額五十萬千二百三十二圓十七錢九厘（此の金額は前記確定支出額一億四千九百十九萬餘圓の一部なり）を控除したるものに相當す。而して明治四十一年度迄に起債したる本公債の總額面金額は、第一回四分利付英貨公債七千八百五萬二千二百五十

圓と合せて、一億六千六百八十八萬五十圓、其の實收額合計一億四千九百十九萬八百四十圓七十二錢二厘なるを以て、之より前記の確定支出額を差引き、百三十九圓九十七錢一厘の剩餘を生せり。此の剩餘金は明治四十一年度一般會計の歳入に繰入れたること、既に前款に於て述べたる所の如し。

第四款　北海道鐵道公債

第一項　起　因

前款に述べたるが如く、事業公債の一部は北海道空知太旭川間の鐵道建設費充當の目的を以て發行せられしが、廣漠たる北海道の拓殖を遂げ、且つ北門の鎖鑰たる同道の防備を完うする爲に必要なる鐵道の敷設は、獨り此の一線路のみを以て足るべきにあらざるは、固より言を俟たざる所なり。是を以て政府は漸次財政の都合を圖り、之を完成せんことを計畫したりしが、偶〻第九回帝國議會の開會に方り、貴族院議員より北海道鐵道敷設法案提出せられ、同案は一二修正の上兩院を通過したるを以て、明治二十九年五月十四日法律第九十三號を以て左の如く公布せられたり。之れ本公債起債の由來なり。

北海道鐵道敷設法（明治二十九年五月十四日法律第九十三號）

第一條　政府ハ北海道ニ必要ナル鐵道ヲ完成スル爲漸次豫定ノ線路ヲ調査シ及敷設ス

第二條　北海道豫定鐵道線路ハ左ノ如シ

一　石狩國旭川ヨリ十勝國十勝太及釧路國厚岸ヲ經テ北見國網走ニ至ル鐵道

一　十勝國利別ヨリ北見國相ノ内ニ釧路國厚岸ヨリ根室國根室ニ至ル鐵道

一　石狩國旭川ヨリ北見國宗谷ニ至ル鐵道

一　石狩國雨龍原野ヨリ天鹽國增毛ニ至ル鐵道

一　天鹽國奈與呂ヨリ北見國網走ニ至ル鐵道

一　後志國小樽ヨリ渡島國函館ニ至ル鐵道

第三條　北海道鐵道工事ハ實地ノ緩急ニ應シ各線ヲ數區ニ分チ每區ノ工事ヲ繼續事業トス

第四條　北海道鐵道事業ニ要スル費用ハ公債ヲ募集シテ之ニ充ツ

第五條　北海道鐵道公債ノ利子ハ一箇年百分ノ五以下トス

第六條　北海道鐵道公債ニ關シ本法ニ規定ナキモノハ總テ明治十九年勅令第六十六號整理公債條例ニ據ル

第七條　北海道鐵道敷設ノ費用ニ充ツル爲金三千三百萬圓ヲ限リ明治三十年度ヨリ工事ノ緩急ト財政ノ都合ヲ圖リ漸次公債ヲ募集ス

第八條　政府ハ鐵道線路ヲ實測シ每區ノ工事豫算ヲ定メ帝國議會ノ協贊ヲ求ムヘシ

第九條　明治二十五年法律第四號鐵道敷設法第十四條、第十五條ハ本法ニ適用ス

本法第四條の規定に依れば、北海道鐵道事業に要する財源は公債募集金のみに限定せらるるが故に、假令歳計上餘裕を生ずるも之を代用すること能はずして、財政上の不便不利尠からざりしを以て明治三十五年二月法律第六號を以て、右第四條に『但シ財政ノ都合ニ依リ他ノ歳入ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得』との但書を追加し、且つ第七條中『公債ヲ募集ス』を『公債ヲ募集スルコトヲ得』と改めたり。

明治四十二年三月帝國鐵道會計法制定せられ、北海道鐵道敷設法中之に牴觸する規定は廢止せらるることとなりしを以て、本法中公債に關する規定は同年四月一日以降其の效力を失ふこととなれり。

第二項　起　債

本公債は明治三十年度より募集を開始すべきものなりしが、鐵道公債及事業公債に於けると同一の理由を以て遂に一回も公募の機を得ず、年々預金部其の他の引受に依りて特別發行をなすの外なかりき。即ち明治三十年度より同四十年度迄に特別發行の方法に依り起債したるは前後六回、額面總額四百四十萬三千六百五十圓にして、外に外國に於て募集したる第一回四分利付英貨公債の一部分二百萬圓を加算するも、尙ほ法定額三千三百萬圓に對し、二千六百五十九萬六千三百五十圓の不足額を生じたり。而して明治四十一年度以降は前記二公債と同じく其の發行を打切り、又同四十二年四月帝國鐵道會計法の實施に由りて、其の發行餘力は爾後自然消滅に歸したり。今每回の發行年月日・發行額・發行價格及實收額を表示すれば左の如し。

年月日	發行額	發行價格	實收額
明治三一年、三月二九日	一、〇〇〇、〇〇〇円	九〇・三一〇円	九〇三、一〇〇・〇〇〇円
三三、三、三〇	四二九、九五〇	九〇・〇〇〇	三七七、九五五・〇〇〇
三四、一〇、二五	四九二、〇五〇	八七・三五〇	四二九、七〇七・二六五
三五、九、三〇	一、〇〇〇、〇〇〇	九五・〇〇〇	九五〇、〇〇〇・〇〇〇
明治三六年、三月一九日	六八〇、三五〇円	九二・五〇〇円	六二九、四六二・五〇〇円
四〇、一〇、一五	八一一、一五〇	九〇・〇〇〇	七三〇、〇四五・〇〇〇
合計	四、四〇三、六五〇		四、〇一九、二五九・七六五

次に本公債の起債法定額に對する計算を表出すれば左の如し（英貨公債分を含む）。

年月日	法定額	起債額	起債額累計	發行餘力
明治二九年、五月一四日	三三、〇〇〇、〇〇〇円	—円	—円	三三、〇〇〇、〇〇〇円
三一、三、二九	—	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三二、〇〇〇、〇〇〇
三二、六、一	—	二、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇、〇〇〇
三三、三、三〇	—	四一九、九五〇	三、四一九、九五〇	二九、五八〇、〇五〇
三四、一〇、二五	—	四九二、〇五〇	三、九一二、〇〇〇	二九、〇八八、〇〇〇
三五、九、三〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	四、九一二、〇〇〇	二八、〇八八、〇〇〇
三六、三、一九	—	六八〇、五〇〇	五、五九二、五〇〇	二七、四〇七、五〇〇
四〇、一〇、一五	—	八一一、一五〇	六、四〇三、六五〇	二六、五九六、三五〇

第三項　收　支

北海道鐵道公債の收支に就ては、初め事業公債金と同じく特別會計を設けずして一般會計の歲入臨時部に收入し、以て各事業費支出の財源に供したりしが、既に述べたるが如く、明治三十二年度より事業公債及鐵道公債特別會計法を施行するに及び、本公債金も亦此の法律に基き特別會計に編入せられたり。

本公債の起債法定額は三千三百萬圓なるにも拘らず、其の公債金の支辨に屬する北海道鐵道敷設費は、當初千八百五十六萬二千五十圓の豫算にして、其の餘は支出豫算未定に係るものなりしが、爾後數回の豫算追加ありて、結局明治三十年度以降同四十七年度迄に繼續費として支出すべき豫算の年

割額は、總計三千三十一萬三千二百八十三圓となれり。然るに此の年割額中公債財源に依らざるもの、明治三十五年度乃至同三十八年度及同四十年度以降の全部二千四百五十八萬二千六圓と、同三十九年度に於ける鐵道線路測量費の千二百七十七圓とあり（明治四十年度以降は初め公債財源に依るの計畫なりしを、後に至り計畫を變更したるものなり）、又實際事業の狀況に因り豫算の不用に歸したる額三千七百三十八圓四錢四厘あり。此等の金額を控除し、更に臨時支出額一萬二千八百四十三圓五十錢四厘（不用額六百三十五圓九十五錢九厘を控除す）を加ふるときは、五百七十三萬九千百五圓四十六錢となる。是れ卽ち公債金支辨に屬する北海道鐵道敷設費として、明治三十九年度迄に支出せられたる總額とす。而して此の財源を得るが爲め起したる公債額は、第一回四分利付英貨公債の一部二百萬圓と合せて六百四十萬三千六百五十圓に達し、其の實收額は五百七十三萬九千百六十五圓七錢一厘となれり。之を前記支出總額に對比すれば、五十九圓六十一錢一厘の收入過剩を見たるが、此の過剩額は遞次繰越し、明治四十一年度に至り之を一般會計の歳入に繰入れ、以て本公債金の收支を完結せり。

第五款　臺灣事業公債

第一項　緒言

明治三十二年三月法律第七十五號を以て臺灣事業公債法制定せられ、臺灣に必要なる諸事業施設の經費に充つる爲め、政府は三千五百萬圓を限り五分以下利付の公債を募集することとなりしが、右公債は當初臺灣及南清地方に於て募集するの計畫なりしを以て、其の證券の樣式等も特殊のものを選び、又償還及利拂等も內地の諸公債と趣を異にすることと爲し、明治三十三年度より臺灣事業公債證書を發行したり。卽ち本公債證書は五分利付とし、據置年限は十箇年以內、發行の年より四十五箇年以內に償還するものにして、其の利子支拂期は六月及十二月の兩度となせり。然るに實際に於ては同地方の狀況は募債に適せず、從て臺灣銀行の引受を以て公債を發行するの狀勢にして、當初の豫期に反すること甚しかりしを以て、寧ろ內地流通上の利便に重きを置くの必要を認めらるるに至れり。仍て政府は本公債も亦鐵道公債及事業公債等と同じく、大日本帝國政府五分利公債證書を以て發行するを得ることとするとと共に、從來發行の臺灣事業公債證書に就ても債權者の請求に依り右の五分利公債證書と變換するを得ることと爲し、卽ち明治三十六年六月十七日法律第八號を以て臺灣事業公債法の一部を改正し、其の第三條『此ノ公債ノ據置年限ハ十箇年以內トシ發行ノ年ヨリ四十五箇年以內ニ償還ス』の後に、左記の三項を追加したり。

『政府ハ時宜ニ依リ前項ノ據置年限ヲ五箇年トシ其ノ翌年ヨリ五十箇年間ニ償還スルモノトシテ起債スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ起債シタルモノノ利子ハ毎年三月及九月ニ於テ之ヲ仕拂フ

第一項ノ規定ニ依ル公債ハ債權者ノ請求ニ依リ第二項ノ規定ニ依ル公債ニ變換スルコトヲ得』

右法律改正の結果、臺灣事業公債には法律第三條第一項に依り發行する從來の臺灣事業公債證書と、同第三條第二項に依り發行する大日本帝國政府五分利公債證書との二種を存することとなりしが、前者に就ては既に前節第十三款に敍述したるを以て、本款に於ては單に五分利公債證書を以て發行せられし臺灣事業公債のみに就き說明すべし。

臺灣事業公債は前記明治三十二年法律第七十五號臺灣事業公債法に依り、明治三十三年乃至同三十九年の間に發行せられ、爾後一時其の中絶を見たるが、大正八年に至り法律第三號を以て右臺灣事業公債法を改正し、同年以後再び公債の發行あるに至れり。故に本款に於ては便宜上明治三十二年法律第七十五號に依りて發行せられしものを第一次とし、大正八年以後の發行に係るものを第二次として、項を分ちて記述すべし。尙ほ臺灣事業公債法の法文並に之が改正の詳細に就ては、第一章第四節第一款第二項を參照すべし。

第二項　第一次臺灣事業公債

第一次の臺灣事業公債は明治三十三年始めて起債したる以降、其の起債總額は同法第三條第一項に依るもの（臺灣事業公債證書）と第二項に依るもの（大日本帝國政府五分利公債證書）とを併せ、三千四百五十萬八千五百三十五圓に達したり。今之を當初發行の證券に依り、發行年度に區分すれば左の如し。

年度	臺灣事業公債證書	大日本帝國政府五分利公債證書	合計
明治三三	二、三二一、四〇〇円	— 円	二、三二一、四〇〇円
三四	三、三三三、六〇〇	—	三、三三三、六〇〇
三五	二、三三二、六〇〇	—	二、三三二、六〇〇
三六	四、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇
合計	二、三三五、〇三五	一三、二八三、五〇〇	三四、五〇八、五三五
明治三七	三、七、一三五	六、八五八、〇五〇円	七、三五五、一八五円
三八	—	三、〇三九、八〇〇	三、〇三九、八〇〇
三九	—	三八五、六五〇	三八五、六五〇
合計	三、七、一三五	一三、二八三、五〇〇	三四、五〇八、五三五

當初發行の證券は前表の如くなるが、爾後同法第三條第四項の規定に據り漸次種類變換を行ひたる結果、證券の大部分は五分利公債證書に統一せられ、明治四十三年三月首に於ける臺灣事業公債證書の現在額は僅に九萬二千七百三十五圓となれり。茲に其の變換に係る債額を證券の發行年に區分表出すれば左の如し。

明治三十三年	同三十四年	同三十五年	同三十六年	同三十七年	合計
二、三〇五、〇〇〇円	一、七三三、六〇〇円	七、二六二、一五〇円	九、四六一、七五〇円	四六〇、八〇〇円	三二、三三三、三〇〇円

右變換の爲の發行額二千百十三萬二千三百圓と、前掲當初發行に係る分千三百二十八萬三千五百圓との合計三千四百四十一萬五千八百圓は、卽ち臺灣事業公債中の五分利公債證書の發行總額なりとす。

第三項　第二次臺灣事業公債

明治三十二年法律第七十五號臺灣事業公債法に依る起債は、法定額に對し尙ほ若干の餘力を存したれども、明治三十九年度を以て其の發行打切られたり。然るに大正八年に至り、政府は臺灣に於ける鐵道の改修を行はんとして、之が財源を公債に求むることと爲し、明治三十九年度以降殆んど其の活用を中止し居たりし臺灣事業公債法の改正法律案を第四十一回帝國議會に提出し、其の協贊を經て同年三月十八日法律第三號を以て之を公布したり。右改正法律は從來の起債制限額七千三百五十萬圓を九千二百五十萬圓に增額したる外、條文の全般に亙りて多大の改刪を加へたるを以て改正後の同法律は左の如くなれり。

臺灣事業公債法（明治三十二年三月二十二日法律第七十五號）

第一條　臺灣ニ於ケル事業費支辨ノ爲政府ハ從前募集シタルモノヲ通シテ九千二百五十萬圓ヲ限リ公債ヲ募集スルコトヲ得

第二條（削除）

第三條（削除）

第四條　政府ハ特約ニ依リ銀行若ハ債主組合ヲシテ此ノ公債ヲ引受ケシムルコトヲ得

第五條　政府ハ第一條ノ經費ヲ繰替支辨スル爲三箇年以內ノ期限ヲ以テ臺灣銀行ヨリ一時借入金ヲ爲スコトヲ得

前項借入金ハ此ノ公債募集金ヲ以テ之ヲ償還スルコトヲ得公債募集金ニ依ラスシテ之ヲ償還シタルトキハ其ノ金額ニ相當スル公債ヲ募集セス

第六條（削除）

第七條（削除）

（大正八年法律第三號附則）

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前募集シタル臺灣事業公債ノ元金ノ消滅時效ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

本公債法は其の後に於ても數次の改正を見たりしが、大正十一年に至り政府は起債制限額の增額並に同法條文を整理して、新に本公債法の改正法律案を議會に提出し、其の協贊を經て同年三月二十七日法律第十三號を以て之を公布したり。改正法律の全文左の如し。

臺灣事業公債法（大正十一年三月二十七日法律第十三號）

第一條　臺灣ニ於ケル事業費又ハ事業費補助ニ要スル經費ヲ支辨シ且酒專賣制度ノ實施又ハ私設鐵道買收ニ要スル交付金トシテ交付スル爲政府ハ從前募集シタルモノヲ通シテ一億二千六百三十萬圓ヲ限リ公債ヲ發行シ又ハ之カ繰替支辨ノ爲借入ヲ爲スコトヲ得

第二條　前條ノ規定ニ依ル公債ノ發行價格差減額ヲ補塡スル爲必要アル場合ニ於テハ前條ノ制限以外ニ公債ヲ發行シ又ハ借入ヲ爲スコトヲ得

附　則

本法ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正八年三月十九日前募集シタル臺灣事業公債ノ元金ノ消滅時效ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

第二次臺灣事業公債は大正八年及同十一年の改正法律に依りて發行せられたるものにして、五分利公債（え號）額面四百萬圓及同（き號）額面五百五十五萬圓之れなり。而して五分利公債（え號）額面四百萬圓は臺灣事業費充當の爲にするものにして、樺太事業公債百二十萬圓と併合發行せられたるものとす。其の要領左の如し。

大藏省告示第四十七號（大正八年三月二十日）

大正八年發行

一大日本帝國政府五分利公債證書（え號）額面五百二十萬圓

發行價格　額面百圓ニ付九十一圓

償還期限　發行ノ年ヨリ五年據置キ其ノ翌年ヨリ五十年內

利　率　年五分

利子仕拂期　三月一日、九月一日
利子起算日　發行ノ日

右ハ臺灣事業公債法及樺太事業公債法ニ依リ本日之ヲ發行セリ

五分利公債（き號）額面五百五十五萬圓は、大正十一年の改正法律に基き、臺東開拓株式會社所屬の鐵道買收に伴ふ交付金（公債交付額百十五萬圓）、及臺灣に於ける酒專賣制度實施に伴ふ交付金（公債交付額四百四十萬圓）として代償發行せられたるものにして、前者に關しては大正十一年六月五日大藏省告示第八十七號を以て左の如く公示し、後者に關しては隨時債主に交付したる爲め、特に發行を告示することなかりき。

大藏省告示第八十七號（大正十一年六月五日）

一五分利公債（き號）額面百十五萬圓

償還期限　發行ノ年ヨリ五年据置其ノ翌年ヨリ五十年內
利　率　年五分
利子支拂期　三月一日、六月一日、九月一日及十二月一日
利子起算日　大正十一年四月二十日

右臺灣事業公債法第一條ニ依リ之ヲ發行ス

第六款　祿高整理公債

第一項　起　因

祿高整理公債は秩祿公債及金祿公債に關聯する一種の公債にして、卽ち制度の變更に伴ひ起りし所のものなり。明治四年七月廢藩置縣の結果として、政府は舊藩士卒の祿高を整理することと爲し、同月二十四日布告を發して士族卒の祿高を調査し、爾後之に基きて金祿の制を布きたりしが、當時庶政更新百事草創に屬し、隨て調査上多少の錯誤あるを免れざりしを以て、舊藩士卒中之が訂正を請ふ者續出し、政府も亦之が調査を怠らずして往々採用したるものあり。然れども請願頗る多くして際限なかりしを以て、明治六年二月三日第三十五號を以て請願期限を同年三月三十一日と定め、該期日後は一切採用せざる旨を布告したり。但し請願の提出は仍ほ益々盛にして、此の布告は殆ど其の效を見ずして止みたり。斯くて同年十二月第四百二十五號布告、及同七年十一月第百十八號布告を以て秩祿奉還允許の事あり、降りて同九年八月新に金祿公債證書發行條例の發布ありて、祿制の處分茲に完結を告げたり。此の際に至り仍ほ祿高訂正の請願を容るるに於ては、財政整理の期は遂に得て望むべからざるを以て、同年九月二十七日第百二十三號布告を發し、祿高に關しては總て現時の處分を以て定度と爲し、今後如何なる事實を申立つるとも一切之を採用せざることとなしたり。此の布告は爾後嚴に勵行せられたりと雖も、唯鹿兒島及高知の舊藩士卒に對しては、特に一二の訂正を許したるものなきにあらず。但し是れ皆特殊の理由に基き、特別の處分に出でたるものにして、敢て前述布告の規定を變更し、又は之が例外法を設けたるものにはあらざるなり。

斯くの如く祿制の處分は一旦完結したれども、祿高に關する訂正の請願は依然其の跡を絕つに至らず、帝國議會開設の後に至りても、第三回以來每回之に關する請願を爲す者甚だ多く、議場に於ても或は質問書となり或は建議案となりて現はれ、院議の可決を見るに至れるものありたり。尋いで第

九回帝國議會に當り、衆議院議員によりて家祿賞典祿處分法案なるもの提出せられ、同院は之を可決せしが、貴族院の否決する所となりて廢案に歸せり。然るに翌明治三十年一月第十回帝國議會に至り、同法案は再び衆議院議員中より提出せられ、遂に兩議院を通過したり。是に於て政府は特に大藏省中に臨時秩祿處分調査委員會を設けて、之が執行に關する事項を調査せしめたる上、其の年十一月一日を以て左の如く該法律を公布し、以て舊藩士卒の祿高に對する既往處分の錯誤脫漏等を補修整理することゝ爲したり。

家祿賞典祿處分法（明治三十年十一月一日法律第五十號）

第一條　明治三年九月十日太政官布告藩制施行以後家祿賞典祿ヲ有シタル者及其ノ家名承繼人ニシテ明治九年八月太政官第百八號布告及同年十二月太政官第百五十二號布告施行ノ際其ノ祿高ニ對スル全部ノ給與ヲ受ケサル者若ハ相當額ノ給與ニ不足アル者明治四年七月二十四日祿高ニ關スル太政官布告ニ依リ調査シタル以後ノ祿高及其ノ調査以前ニ係ル藩制施行以後ノ祿高ニ錯誤アルトキハ本法施行ノ日ニ於テ其ノ本人又ハ其ノ家名承繼人ニ限リ其ノ給與未濟額ヲ明治九年八月太政官第百八號布告第一條及同年十二月太政官第百五十二號布告ノ率ニ據リ換算シ其ノ元金額ヲ祿高整理ノ爲發行スル公債證書ヲ以テ給與ス

但シ常事犯ノ爲沒祿若ハ減祿セラレタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第二條　明治六年十二月太政官第四百二十五號布告ニ據リ處分ヲ受ケタル者ニシテ其ノ祿高ニ對スル相當額ノ給與ニ不足アル者ハ其ノ本人及本法施行ノ日ニ於テ現ニ其ノ家名承繼人タル者ニ限リ其ノ給與未濟額ヲ明治六年十二月太政官第四百二十六號布告第一條ノ率ニ據リ換算シ其ノ元金額ヲ祿高整理ノ爲發行スル公債證書ヲ以テ給與ス

第三條　第一條及第二條ノ祿高ヲ金額ニ換算スルハ明治八年九月太政官第百三十八號布告ニ據リ取調ヘタル既定ノ石代相場ニ據ル

第四條　第一條及第二條ノ給與ヲ受ケムトスル者ハ其ノ理由及證據ヲ具シ地方廳ヲ經由シテ大藏大臣ニ願出ツヘシ

但シ本法施行ノ日ヨリ一箇年以內ニ願出サルトキハ本法ノ給與ヲ受クルコトヲ得ス

附　則

第五條　此ノ法律ニ抵觸スル法律命令ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ其ノ效力ヲ失フモノトス

然るに右法律發布後之が補正を必要とする事項を生せしのみならず、之が施行に伴ひ公債の發行を必要とするが故に、明治三十二年三月法律第八十四號を以て、左の如く同法の施行法を制定し、茲に祿高整理の爲にする公債發行のこと始めて確定したり。

家祿賞典祿處分法施行法（明治三十二年三月二十三日法律第八十四號）

第一條　家祿又ハ賞典祿ハ左ノ標準ニ據リ之ヲ調査ス

一政府ノ布告布達其ノ他ノ命令ニ依リ定マリタル制度

一明治四年七月十四日前各藩ニ於テ最後ニ定メタル制度（各藩ニ於テ最後ニ定メタル制度ニシテ廢藩以後各府縣ニ於テ施行シタルモノトモ）

但各藩ニ於テ定メタル制度中他日ノ改正ヲ期シタルモノハ之ヲ問ハス

第二條　明治九年八月太政官布告第百八號第一條ニ依リ給與未濟額ヲ換算スル場合ニ於テハ同布告第三條ヲモ適用ス

第三條　家祿賞典祿處分法第一條ニ依リ三箇年未滿ノ年限祿ニ對スル給與未濟額ヲ給與スル場合ニ於テハ明治九年八月太政官布告第百八號第一條二年ノ者ニ對スル換算率ヲ準用ス

家祿賞典祿處分法第二條ニ依リ年限祿ニ對スル給與未濟額ヲ給與スル場合ニ於テハ明治七年太政官布告第三十一號ヲ適用シ其ノ三箇年未滿ノ者ニ付テハ二年ノ者ニ對スル換算率ヲ準用ス

第四條　明治九年八月太政官布告第百八號及同年十二月太政官布告第百五十二號ノ率ニ依リ給與未濟額ヲ算出スル場合ニ於テハ祿高全部ニ付テ換算シタル額ヨリ既ニ給與シタル額ヲ控除ス

第五條　祿高整理ノ爲發行スル公債證書ハ一千萬圓以內トシ其ノ利率ハ一箇年百分ノ五トス」

前項公債ノ利子仕拂期ハ每年三月及九月トス

第六條　前條ノ公債證書ハ隨時之ヲ發行シ券面金額ノ計算ヲ以テ交付ス

前條ノ公債ニ關シ此ノ法律ニ規定セサル事項ニ付テハ明治十九年勅令第六十六號整理公債條例ヲ適用ス

第七條　公債證書券面金額ニ滿タサル端數ハ現金ヲ以テ之ヲ給與ス

祿高整理ニ關する處分は、上述の諸規定に依りて一段落を告げたれども、右家祿賞典祿處分法及同施行法に依りて決定したる大藏省の處分に對して、仍ほ不平を訴ふる者少からずして、帝國議會の開會每に之が請願書を提出する者亦甚だ多かりしと雖も大藏省に於ける處分は最後の決定にして、變更の餘地を存せざるのみならず、當初の祿制處分に對し其の誤謬脫漏を訂正補修するの目的を以て嚴密精確なる審査を遂げたるものなれば、更に之を反覆することとせんか、殆んど際限なきに至るを以て、政府は容易に此等不平の聲に耳を假さざりき。然るに、既に他の各種行政處分の不服に就きては訴訟提起の途を開きたる先例あるを以て、本件に關しても最後の決定として行政訴訟の途を開くは、處分の公平を保持し且つ權衡を得る所以なりとして、第十六回帝國議會開會以來屢々衆議院の議に上り、每回概ね可決せられたるも、常に貴族院を通過するに至らずして止みたり。降りて明治四十二年二月第二十五回帝國議會の開會せらるるに及び、衆議院請願委員長より之に關する法律案の提出あり、遂に兩院を通過したるを以て、政府は同年法律第二十一號を以て之を公布したり。卽ち左の如し。

法律第二十一號（明治四十二年四月一日）

第一條　明治三十年法律第五十號家祿賞典祿處分法ニ據リ給與ノ願出ニ對シ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第二條　前條ノ規定ニ依リ出訴セムトスル者ハ本法施行ノ日ヨリ六箇月以內ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

附　則

本法ハ明治四十二年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法第二條に於ける出訴期限は、原案に二箇年以內とありしを、貴族院に於て六箇月以內と修正議決し、衆議院亦之に應じ遂に成立したるものなり。斯くして曩に一旦終結を告げたる祿高整理の處分は、右法律制定の結果、更に不當處分の救濟として行政裁判を仰ぐことを得るに至り、玆に再び處分

未了の案件として、行政裁判所の判決に從ひ公債の發行を要することとなれり。

家祿賞典祿の處分に關する問題は、斯くして漸く最終の決定を見たる如くなりしが、事實は尙然らず、大正年間に入りても屢々議會の問題となり、特に家祿賞典祿處分法第四條の期限內に出願を遲滯したる者の救濟方に就きては、連年衆議院に法律案を提出する者ありて、第三十七回及第四十回帝國議會に於ては同院の通過を見たることあり。又明治二十七年法律第二十號に依りて實施せられたる沒祿者特別給與金處分は一般有祿者に對する處分とは其の精神を異にし、明治三十年法律第五十號、明治四十二年法律第二十一號共に適用せられず、假令不服ありとするも之が救濟の途なかりしを以て、此の間の不公平に就き議論を生じたるが、第四十一回帝國議會の開かるるに及び、衆議院議員より家祿賞典祿處分に關する法律案、及び沒祿處分を受けたる者の家祿賞典祿の處分に關する法律案を提出する者ありて、前者は原案の儘、後者は小修正を經て遂に兩院の可決する所となりたり。仍て政府は大正八年四月五日法律第三十四號、及同第三十五號を以て左の如く之を公布したり。

法律第三十四號（大正八年四月五日）

第一條　明治三十年法律第五十號家祿賞典祿處分法第四條ノ期限內ニ願出テサルモノニシテ同法第一條及第二條ノ給與ヲ受ケムトスル者ハ其ノ理由及證據ヲ具シ地方廳ヲ經由シテ大藏大臣ニ願出ツヘシ但シ大正八年十二月三十一日迄ニ願出テサルトキハ本法ノ給與ヲ受クルコトヲ得ス

第二條　前條ノ願出ニ對シ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ其ノ指令ヲ受取リタル日ヨリ六箇月以內ニ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第三條　明治三十年法律第五十號家祿賞典祿處分法ニ依リ願出ヲ爲シタル者ニシテ明治四十二年法律第二十一號第二條ノ期限內ニ出訴セサル者ハ本法施行ノ日ヨリ六箇月以內ニ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

法律第三十五號（大正八年四月五日）

第一條　明治三年九月十日太政官布告藩制施行ヨリ同九年八月太政官第百八號布告實施迄ノ間ニ於テ國事ニ關スル犯罪ノ爲家祿賞典祿ヲ沒收セラレタル者及其ノ家名承繼人ニシテ明治二十七年法律第二十號施行ノ際其ノ沒收セラレタル當時ノ祿高ニ對スル全部ノ給與ヲ受ケサル者若ハ相當額ノ給與ニ不足アル者ハ明治三十年法律第五十號家祿賞典祿處分法竝明治三十二年法律第八十四號家祿賞典祿處分法施行法ヲ準用シ祿高整理ノ爲發行スル公債證書ヲ以テ之ヲ給與ス

第二條　前條ノ給與ヲ受ケムトスル者ハ本法施行ノ日ヨリ六箇月以內ニ其ノ理由及證據ヲ具シ地方廳ヲ經由シテ大藏大臣ニ願出ツヘシ

第三條　前條ノ願出ニ對シ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ其ノ指令ヲ受取リタル日ヨリ六箇月以內ニ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

以上述べたる如くにして、祿高整理公債には、明治三十二年家祿賞典祿處分法施行法に依りて發行するもの、同四十二年法律第二十一號に依りて發行するもの、大正八年法律第三十四號に依りて發行するもの、及同年法律第三十五號に依りて發行するものの四種を存することとなれり。

尙ほ家祿賞典祿處分法施行法第六條第二項の規定に依れば、祿高整理の爲に發行する公債は、其の償還及利拂期限並に時效等に就ては、整理公債條例の規定を適用するものなるが、右整理公債條例は明治十九年の制定に係り、時勢に適せざるものあるが故に、此の條例の適用を廢して一般の國債に關する規定を適用することと爲し、大正九年八月法律第四十一號を以て、右家祿賞典祿處分法施行法の一部を左の如く改正したり。

法律第四十一號（大正九年八月五日）

家祿賞典祿處分法施行法中左ノ通改正ス

第五條第二項ヲ左ノ如ク改ム

前項ノ公債ハ發行ノ年ヨリ五年据置キ其ノ翌年ヨリ五十年內ニ之ヲ償還ス

第六條第二項ヲ削ル

附　則

本法施行前祿高整理ノ爲發行シタル公債ノ元金ノ消滅時效ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

第二項　交　付

明治三十二年家祿賞典祿處分法施行法の制定せらるるや、政府は同三十三年中更に臨時秩祿處分調査局を大藏省中に設置して、秩祿處分に關する事務を管掌せしめ、鋭意請願書の審査に從事せしめたり。然れども請願の件數頗る多數にして十一萬餘件に上り、其の人員殆ど三十萬人に垂んとするの狀況にして、中には家祿賞典祿處分法の制定を奇貨とし、萬一の僥倖を期して試に請願したるもの無きに非ざりしのみならず、或は法律を誤解して範圍外の請願を爲す者あり、加之證憑書の不明瞭なるもの、複雜せるもの等ありて、其の關係頗る紛糾を極め、容易に之が採否を決すること能はず、遷延又遷延して遂に數年の久しきに渉り、之がため帝國議會に於ても屢々其の處分の速ならんことを建議するに至れり。斯くて明治三十八年に至り審査漸く進捗し、略〻其の結了を告げたるを以て、大藏大臣は大藏省令第四十八號を以て本公債の證券額面金額種類及取扱方を定め、尋いで同省令第五十二號を以て左の如く公債の發行及端數現金請求に關する手續を公布したり。

大藏省令第五十二號（明治三十八年十一月二十二日）

第一條　家祿賞典祿處分法施行法ニ依リ祿高整理ノ爲發行スル公債證書ハ大日本帝國政府五分利公債證書トス

前項ノ公債證書ニハ明治三十九年三月渡以降ノ利札ヲ附スルモノトス

第二條　公債證書及端數現金ノ給付ヲ受ケントスル者ハ第一號書式ノ請求書ニ市町村長ノ證明ヲ經タル印鑑ヲ添ヘ之ヲ當省ニ差出スベシ

第三條　家祿賞典祿ノ處分出願ニ對スル指令書ニ於テ指名セラレタル受給者ノ承繼人カ前條ノ請求ヲ爲サントスルトキハ戸籍又ハ身分登記簿ノ謄本若ハ抄本ヲ請求書ニ添附スヘシ

受給者ノ代理人カ前條ノ請求ヲ爲サントスルトキハ前項ノ規定ニ準シ其ノ權限ヲ證明スルコトヲ要ス

第四條　公債證書ヲ請求者ニ給付スルトキハ第二號書式ノ給付通知書ヲ發スルモノトス

受取人ハ前項ノ通知書領收證欄內ニ式ノ如ク署名捺印シ指定ノ取扱店（日本銀行本支店又ハ代理店）ニ差出シ之ト引換ニ證書ヲ受取ルヘシ

（書式省略）

本公債は家祿賞典祿處分法施行法に依り發行し、之を舊藩士卒の祿高整理に關し交付する所の現金に代用したるものなれば、其の起債方法の種別は所謂代償發行に屬す。而して本公債の成立時期が何れの日に在りやは一個の問題に屬し、從て起債初期の利子計算方に關し疑義ありしに由り、大藏大臣は臨時秩祿處分調査局の發議に基き、結局各受給者に對して發したる願意採用の指令の日を以て起債の時とし、其の指令日附は便宜上總て明治三十八年九月下旬に於てし、利子は其の翌月卽ち十月より之を附することに決定せり。故に實際證券の交付は、同年十二月以降數年に亙りたれども、證券は總て明治三十八年發行とし、之に同三十九年三月渡以降の利札を附したり。

前述したるが如く、祿高整理に關する請願は非常の多數に達したれども、審査の結果、給與を受くる者は請願件數の約千分の一、其の人員の七十分の一に足らず、其の他は或は却下或は不許可に決し、公債交付決定額の如きも僅に二十八萬六千六百圓に止まり、起債豫定額千萬圓に對し、其の二分九厘に當るに過ぎざるものとなれり。茲に其の請願及之に對する許否の件數、並に合格金額を表示すれば左の如し。

請願件數	請願人員	却下件數	取下件數	不合格件數	合格件數	合格人員	合格金額 公債	合格金額 現金	合格金額 合計
二二七、六八二	二九七、四四六	八一五	一〇五	二二六、六五五	一〇八	三、九〇六	二八六、六〇〇円	八七、六九一・二五五円	三七四、二九一・二五五円

本公債の證券及端數現金は、各自の請求に從ひ前掲大藏省令第五十二號の手續に依り、明治三十八年十二月以降順次交付したるものにして、其の各年度に於ける交付額の合計は公債二十八萬六千三百五十圓、端數現金八萬七千四百三十六圓二十二錢五厘にして、此の外に公債二百五十圓、端數現金二百五十四圓九十五錢二厘（外に一錢未滿の端數切捨額七錢八厘あり）の未交付額を存したり。其の各年度交付額及未交付額は左表の如し。

年度	交付額 公債	交付額 現金	未交付額 公債	未交付額 現金
明治三八	二〇二、四五〇円	五一、七五六・五三四円	八四、一五〇円	三五、九三四・七二一円
三九	八〇、〇五〇	三五、〇八〇・九〇一	四、一〇〇	八五三・八二〇
四〇	三、六五〇	四五九・七七〇	四五〇	三九四・〇〇四
四一	—	三五・九五〇	四五〇	三五八・〇五八
四二	一五〇	五四・九七〇	三〇〇	三〇三・〇七九
四三	五〇	四八・一〇〇	二五〇	二五四・九五二
合計	二八六、三五〇	八七、四三六・二二五		

（備考）一、明治三十九年度現金交付決算額は三五、一〇一圓三一二なるも、過渡金二〇圓四一一を年度後に至り追徵したるものあるに由り、本表には之を控除したる員額を掲ぐ。

二、明治四十年度以降現金未交付額が、前年度の未交付額より其の年度の交付額を差引きたる額に該當せざるは、交付額に於て一錢未滿の端數を切捨てたるものあるに由る。

又公債及端數現金の交付額並に未交付額を、藩藩毎に區分表出すれば左の如し。

舊藩別	公債 給與總額	公債 人員	公債 交付額	公債 未交付額	現金 給與總額	現金 人員	現金 交付額	現金 未交付額
	円		円	円	円		円	円
秋田藩	四〇	二	四〇		一・四〇	一	一・四〇	—
福山藩	五、七〇〇	一九	五、七〇〇	—	八四・六八	二	八四・六八	—
高知藩	二五〇	一	二五〇	—	七五・〇一七	一九	七五・〇一七	—
桑名藩	一五〇	一	一五〇	—	四五・〇〇〇	一	四五・〇〇〇	—
知山藩	二五〇	一	二五〇	—	二九・九〇二	一	二九・九〇二	—
津藩	四〇	一	四〇	—	二〇・〇〇〇	一	二〇・〇〇〇	—
米沢藩	一五〇	一	一五〇	—	一八・七五〇	一	一八・七五〇	—
田藩	二五〇	一	二五〇	—	九・八六六	一	九・八六六	—
上総藩	八七、五〇〇	九一	八七、五〇〇	—	四、五九八・八二二	九一	四、五九八・八二二	—
笠間藩	四二、七〇〇	二六	四二、七〇〇	—	五、三二・一六七	二六	五、三二・一六七	—
苗代藩	二七、六〇〇	二六	二七、五〇〇	一〇〇	一〇、八八・一七〇	四九六	一〇、八九八・七九	六・四五一
上総藩	—	—	—	—	六、七五八・〇五五	五〇〇	六、六五五・八六二	八四・一五六
岡藩	二四、五〇〇	二二	二四、五〇〇	—	一、六八九・三〇二	四四	一、六八九・三〇二	—
江藩	三〇〇	一	三〇〇	—	二四・八七〇	一	二四・八七〇	—
鯖江藩	五、七五〇	二〇	五、七五〇	—	六六〇・二三五	二五	六六〇・二三五	—
和歌山藩	二一、二〇〇	二二	二一、二〇〇	—	八、九四四・一〇四	二二	八、九四四・一〇四	—
棚倉藩	五、二〇〇	九六	五、二〇〇	—	五、三六五・〇六六	一〇〇	五、三六五・〇六六	—
和田藩								
合計	六六、六〇〇	二、二四六	六六、五〇〇	二五〇	八七、九七七・五二一	三、九〇六	八七、四四六・三二五	二三・五九三

（備考）一、現金給與總額より同交付額を差引き未交付額に符合せざるものあるは、明治四十年度以降の支拂に屆位切捨額あるを以てなり。

二、本表に掲ぐる人員は給與總額に對するものなり。而して受給者總人員三、九〇六人の內、一七六〇人は給與額五〇圓未滿なるを以て、公債交付額に對する人員は二、一四六人に止まれり。

右公債の交付額及之に對する人員を、請求者の地方別に區分表出すれば左の如し。

地方	人員	交付額
北海道	九	八〇〇円
東京都	九四	三一、六〇〇
大阪府	一一八	四、〇五〇
京都府	二二三	一六、六〇〇
神奈川	一〇	六五〇
兵庫	七	一、〇五〇
長崎	—	五〇
埼玉	—	一〇〇
群馬	—	二〇〇
千葉	一	五〇
三重	一	二、七〇〇
愛知	三	二一、七〇〇
岐阜	四五	二〇、五〇〇
滋賀	五三	一三〇〇
福井	一	三〇〇
石川	—	五〇〇
富山	—	一〇〇
新潟	—	二〇〇
長野	—	五〇
山梨	—	二、七〇〇
形山	—	一六、六〇〇
秋田	—	六五〇
山形	—	一、〇五〇
森岡	—	四、〇五〇
島根	—	三一、六〇〇
鳥取	二〇九	八〇〇
野長	三	八五〇円
和歌山	九五二	二〇、六〇〇
愛媛	四八、〇〇〇	五〇〇
香川	二五〇	五〇〇
山口	二五〇	七〇〇
福岡	五四	七、三五〇
佐賀	一〇〇	六〇〇
熊本	二〇〇	五〇
大分	一六、六〇〇	六五〇
宮崎	四、〇五〇	七五〇
鹿兒島	三一、六〇〇	五四五〇
沖縄	二〇、六〇〇	二五〇
合計	三、九〇六	八七、九七七・五二一

高知	一・三一	二五〇円	臺灣	一
大分		六〇〇	合計	一、八八四
熊本		五〇		二八六、三五〇

（備考）受給者中其の請求を爲さざる者あり、又同一人にして數人より受領の權利を讓受けたる者あり、從て本表の人員は前表と一致せず。

以上の如くにして秩祿の處分は一應其の終局を告げしが、明治四十二年に至り更に法律第二十一號の公布あり、之に依りて行政裁判所に出訴せし者尠からず、而して同四十五年五月二十七日同裁判所に於て該出訴事件中の一二に對し、原告勝訴の判決を下したり。茲に於て被告たる大藏大臣は、同年六月二十二日省令第十六號を以て、行政裁判所の判決に基き發行する祿高整理公債及端數現金の給付に關する規定を左の如く定めたり。

大藏省令第十六號（明治四十五年六月二十二日）

第一條　行政裁判所ノ判決ノ結果家祿賞典祿處分法施行法ニ依リ祿高整理ノ爲發行スル公債證書ハ大日本帝國政府五分利公債證書トス

前項公債ノ利子ハ給與額告知ノ日付カ月ノ十五日以前ニ在ルモノハ下半月分ヨリ月ノ十六日以後ニ在ルモノハ翌月分ヨリ之ヲ附ス

第二條　公債證書及端數現金ノ給付ヲ受ケムトスル者ハ第一號書式ノ請求書ニ市町村長ノ證明ヲ經タル受取人ノ印鑑ヲ添ヘ之ヲ大藏省ニ差出スヘシ

第三條　國債規則第二十五條ニ依リ國債登錄ノ請求ヲ爲サムトスル者ハ公債證書給付請求書ニ代フルニ取扱店宛ノ登錄請求書ヲ以テシ之ヲ大藏省ニ提出スヘシ

第四條　給與額告知書ニ於テ指名セラレタル受給者ノ承繼人カ前二條ノ請求ヲ爲サムトスルトキハ戸籍又ハ身分登記簿ノ謄本若ハ抄本ヲ請求書ニ添附スヘシ

受給者ノ代理人カ前二條ノ請求ヲ爲サムトスルトキハ其ノ權限ヲ證スルニ足ルヘキ書面ヲ提出スルコトヲ要ス

第五條　公債證書ヲ給付スルトキハ第二號書式ノ給付通知書ヲ發シ之ヲ受取人ニ交付ス

受取人ハ前項ノ通知書領收證欄內ニ式ノ如ク署名捺印シ指定ノ取扱店ニ差出シ之ト引換ニ公債證書ヲ受取ルヘシ

第六條　現金ノ支給ニ付テハ會計法規ノ定ムル所ニ從ヒ仕拂命令又ハ仕拂通知書ヲ受取人ニ交付シ指定ノ金庫ヨリ之ヲ受領セシム

第七條　請求者ハ公債證書ノ給付ヲ受クヘキ取扱店又ハ現金ノ仕拂ヲ受クヘキ金庫ヲ選擇スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ旨ヲ請求書ニ附記スヘシ

（書式省略）

前掲第一條第二項に於て利子の起算點を定めたる理由は、當時の省議に於て、『家祿賞典祿處分法に依り給與を出願したる者は、其の出願に對する採用指令の日に於て始めて同法に據る給與を受くる權利を得たるものにして、其の出願を採用せられざりし者は初めより何等の權利を有するものにあらず。原告は後者に屬するものにして、今回行政訴訟の結果勝訴に歸したるときに於て、始めて處分法に據る給與を受くる權利を有するに至るべきものなり。即ち本件の裁判は既存の債權を確認するものにあらずして、被告は原告に對し處分法に據る給與の處分をなすべきものなることを決定す